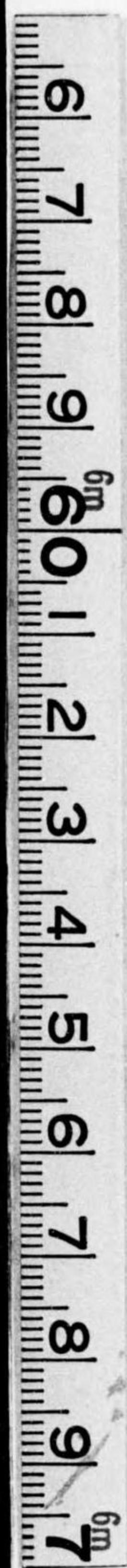
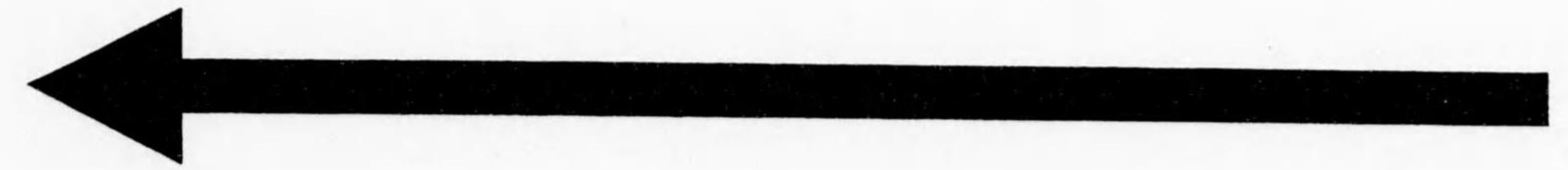


150. 8-F57ウ
1200500726612

1508
57



始



150.8

F57
(87)

藤井博士全集



第七卷

新
城
大
庫

東京

玉川學園出版部



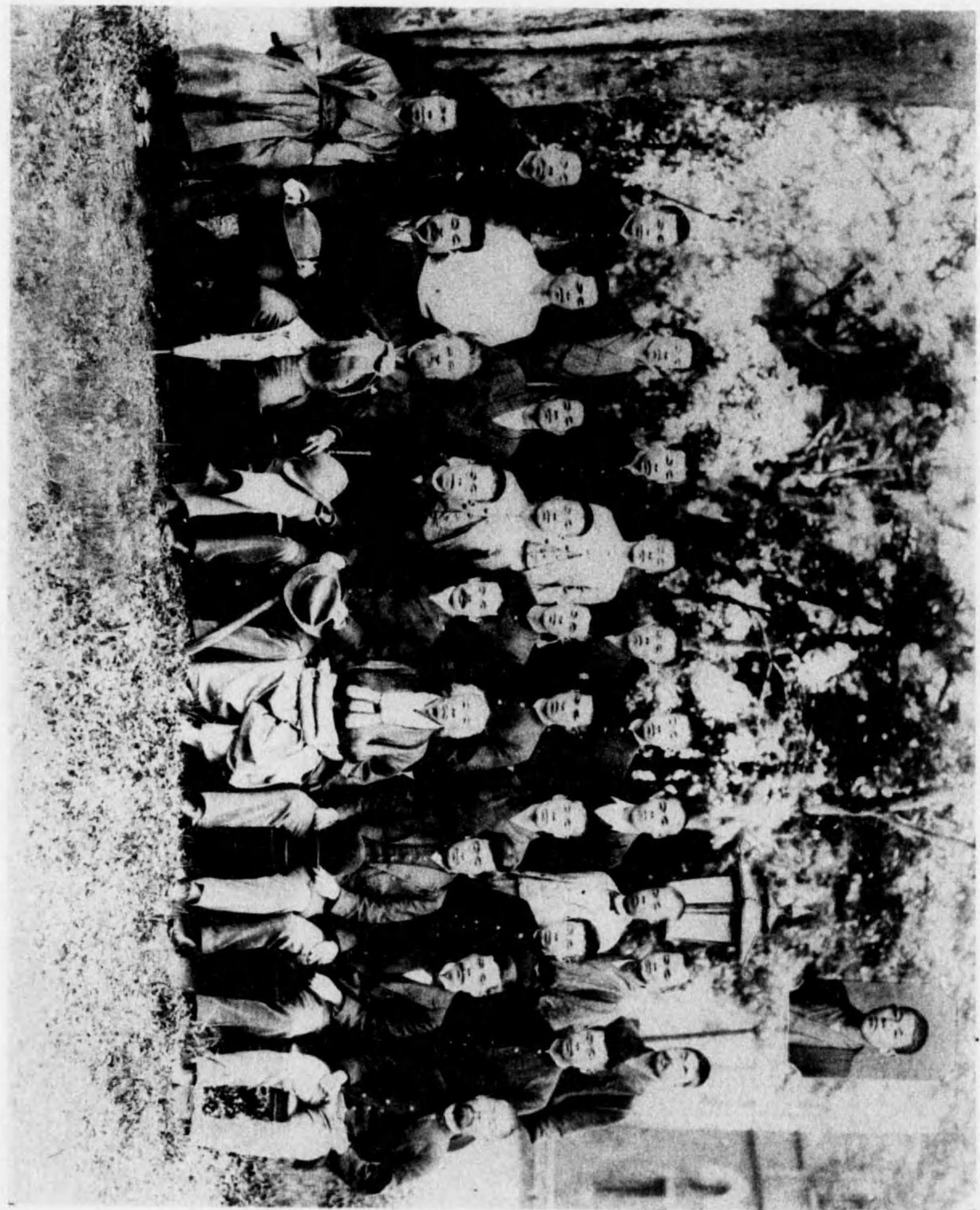
明治三十二年七月

博士

博士

明治三十二年七月

明治三十一年七月大學卒業記念
（前列右より四人目）ケル博士
（中列右より六人目）藤井博士



(中隊 各より六人目) 藤 井 新 士
(前隊 各より四人目) ヤーハル 新 士
開 校 三 十 一 年 十 月 大 學 卒 業 時 念

明治四十一年撮影



昭和四十一年

倫
理
と
教
育

藤井博士全集 第七卷・第一分冊

倫理と教育 目次

- 一 今後の徳育の方針……………一
- 二 宗教と教育……………六七
- 三 教育者間に行はるる三謬見を排す……………二七
- 四 現代思想と教育者……………一四二
- 五 社會教育機關としての圖書館……………一九九
- 六 近時の國家思想と教育……………三九九
- 七 一學究より國民教育者へ……………二八五

後の徳育の方針

爰に徳育の方針と題しましたが、此題で見ますると云ふと、彼の知育、情育、體育等に對して言ふやうに聞えます。即ち廣い意味の教育と云ふ仕事の一部分のやうに聞えるのでありますが、私が爰に徳育と言ひましたのは、さう云ふ狭い意味でなしに、もつと廣い意味に使つたのであります。凡そ教育の目的は何であるかと云ふことに就いては、古來學者の説が色々あるのでありますけれども、其最も嚴密な、さうして適切な意味で言へば、人を作り、或は人格を養成するにあると云ふことは、多くの教育學者の異存のない所であると信じます。唯々人を作る、人格を養成すると云ふ解釋の仕方に依つて、學者各々其見る所を異にして居ることであると信

二
するのであります。然るに又一方德育と云ふことも、極く狭い意味では前申しました如くに、知育、情育、體育に對した言葉でありますけれども、併し其廣い意味、而も最も適切なる意味に於いては、矢張り德育の目的は人を作り、人格を養成するにあると云ふことが出來ると思ひます。即ち徳器を成就すると我勅語の中に宣はせられて居らるゝのも、畢竟人若しくは人格を成就すると云ふことであらうと察し奉るのであります。斯の如く考へて來ますと云ふと、爰に私が德育と言ひましたのは、實は教育と云ふ程の意味に使つたのでありまして、従つて今後の德育の方針は如何にあるべきであるかと云ふ論は畢竟今後の教育の方針は如何にあるべきであるかと云ふ論と同じことに使つて居るのであります。

扱て明治も既に四十一年にもなりました。現在の教育制度が施かれてから、なかく年久しい事柄であります。従つて過去に於いて、現在に於いて、我明治の文部の當局に當つた人々、及び日本一般の社會乃至教育家と云ふものは皆それ／＼一定の主義方針に従つて教育を施して居つたに相違ないと信するのである。即ち過去に於いて、現在に於いて、常に一定の德育の方針を立て、居つたのであると云

ふ事を信するのであります。私の今論する所は、是等過去現在に於ける教育の方針、即ち德育の方針は、どんな風であつたかと云ふ事を、或は叙述したり、或は之を批判したりするのではないので、唯々我明治の教育は、今後如何なる方針を執るべきであるかと云ふ事に就いて論するのであります。固より論の詳細を極め委曲を盡すが爲めには、過去、現在の事をも述べる必要があるのでありますけれども、今日は只大要だけ述ぶるのでありますから、只今暫くその論をぬきにして置きます。而して今後の德育方針を立案するのは、固より教育上の大問題でありまして、従つてそれに就いて是まで先輩の人も、世の有識の人も色々其研究を世の中に發表されて居りますし、又教育家自身も大に研究されつゝあるのであります。私の様に學は淺く聞は狭く、而して經驗も何もない人間は、到底之を談ずるの資格はないのであります。是等の方々の意見と云ふものは、如何にも一應御尤もでありますけれども、未だ自分の十分なる信服を表する事が出來ませんからして、おこがましくも自分は此事に就いて自分の愚見を述べて見ようと思ふのであります。

然るに私が斯く申しますと、或はこれに向つて御不審を懐かるゝ方があるか

も知れない。それは何であるかといへば、徳育の方針は既に彼の教育に關する御勅語に依つて既に確然定つて居るではないか、我々臣民は、又我々日本國民は御勅語の御趣旨を了解し奉つて、以て之を實行して行けば宜いのであつて、御勅語の外に徳育の方針など云ふものは、我々日本にはあるべき筈のないものである。それであるからして今更徳育の方針はどうすべきであるかと云ふやうなことは、教育上畢竟蛇足の詮議立てであると思ふ。成程此御不審は一應尤もの不審ではありますけれども、併し翻つて考へて見ますると、私は未だその御不審には餘り感服することが出来ないのである。其理由は、凡そ彼の御勅語の中に御示しになられて居る所の御言葉と云ふものは、如何にも人間として、又日本國民として、當に履むべく、當に守るべき道を御示しになり、御諭しにならせられたものには相違ないのであります。併しながら其御言葉は、唯抽象的に申されたのでありまして、眞に此御勅語の精神をば古今に通じて謬らず、中外に施して悖らないやうにするには、其御言葉を、其時代々々の時代精神が移り變るに伴ひ、社會の狀態に應じて、大御心の在らせらるる所を汲取つて解釋し

て行かなければならぬであらうと信するのであります。例へば其一例を取つて申しますれば、御勅語の中に「學を修め業を習ひ」と云ふ御言葉が見えて居りますけれども、御言葉はそれだけの事でありまして、何々の學を修めて、何々の業を習へよとは仰せられて居らないし、又如何なる業を如何にして學ぶべきと云ふことも御示しになつて居らないのであります。其如何なる學を如何にして學ぶべきか、如何なる業を如何にして習ふべきかと云ふことは、如何にも其時其社會の狀態に應じて之を解釋して行かなければならぬのであります。丁度凡そ人間は着る物を着なければならぬと云ふことは變りのない眞理であります。古今東西此事は違ふことはない。併しながら其着る物も夏冬に依つて厚い薄いを更へなければならず、又熱帯に居る者と寒帯に住する者との如何に依つても之を變へなければならず、又吉凶禍福禮不禮等其場合、其機會に應じてそれを變へなければならぬのであります。人は着る物を着なければならぬと言つても、年中綿入一枚で通すことが出来ず、さらばと言つて單物一枚で推すことも出来ないのであります。それと同じやうに、今日に於いて唯々論語一冊、或は大學一冊を讀み、若しくは

研究すると云ふのも學でありませうし、或は唯々耶蘇教のバイブル一冊を読むのも學問でありませうし、或は又佛教のそれ／＼の典籍、例へば四十二章經一冊を読むと云ふことも學問でありませうけれども、是等は一種の學問に相違ないけれども、唯々それのみを以て「學を修め」と云ふ御勅語の御言葉の御精神大御心に適ふことが出来るであらうか、寔に疑はしい次第である。今日に於いては、もろ／＼の自然科学も、數學も普通學として皆修めなければなりません。それでありますから、矢張り如何なる學問を如何にして修め、如何なる業を如何にして學ぶかと云ふことに就いては、時代精神の推移に應じ、社會状態の變遷に連れて大御心のある所を解釋し奉らなければならぬであらうと思ふのであります。是は唯々一例に過ぎないのでありますけれども、總て此筆法で推さるゝので、忠と云ひ、孝と云ひ、信と云ひ、總て其時、其場合の世態人情に應じて解釋を變へて行かなければ、御勅語の御精神を眞に我々の心の中に活かして行くことが出来ぬであらうと思ひます。若しさうでなくして、唯々單に形だけを固守すると云ふことであつたならば、決して御

勅語の御精神を奉戴することが出来なからうと思ひます。

又之を解釋し奉るに對しましても唯々或る一定の解釋をのみ許して、頑固にそれのみを奉ぜしめ、其解釋以外に御勅語の解釋を許さぬと云ふことにしたならば、それも宜しくないのであります。さう致しますと、丁度羅馬教會が、其教會の解釋以外にバイブルの解釋を決して許さぬこととして、それが爲に教會それ自身を腐敗せしめ、信仰を衰へしめたと云ふのと同じ結果に立至りはしないかと虞るゝのであります。それ故に此御勅語と云ふものを我々及び我々の子孫の永遠の命の生きる泉であらせむが爲めには、どうしても必ず時運世態に應じて之を解釋し奉らなければならぬと思ふのであります。

既に御勅語を時運世態に應じて解釋し奉らなければならぬとするならば、其解釋は必ず或る一定の見地、一定の識見から之をしなければならぬのであります。若しさうでなくして或る部分は之を利己主義の上から解釋し奉り、或る部分は之を基督教の上から解釋し奉り、或る部分は之を佛教乃至儒教の主義から解釋し奉りましたならば、其解釋と云ふものは、支離滅裂、前後矛盾して、却つて御勅語の御精

神をば没却し去ると云ふ事に立至るであらうと信するのであります。丁度一艘の船を造るのに、或部分はメートルで計り、或る部分はヤードで計り、或る部分は日本の尺寸で計つて、さうして船を拵へたとするならば、其船は決して完全なる船に出来るものでない。必ず相矛盾し、前後して、逆も一艘の船が出来るものでないと同じことであらうと思ふのであります。それでありますから、此御勅語の御精神を一定の見地から解釋し奉ると云ふことが若し許されるならば、それはやがて私の所謂徳育の方針と云ふものでありますし、又教育の方針と云ふのであります。

右述べましたやうな理由に依りまして、御勅語があるから、教育の方針、徳育の方針と云ふことを論議するのは、無用の沙汰であると云ふ御不審は一應は御尤もであるけれども、併し右様に考へて来て見ますると云ふと、終に承服することは出来ない所以であります。

又次にもう一つ今日に於いて私が斯くの如く徳育の方針と云ふやうなことを今更の如く申述べる一つの理由を言うて見たいと思ひまするのは、近頃或は青年

の墮落であるとか、腐敗であるとか、或は自殺であるとか云ふやうな、所謂世に不祥なる現象が澤山生じて居ります。しかし果して此等の不祥なる現象は、或は新聞、或は雑誌が報道する如くに事實あるものか否や、此事實は果して他の時代と比べて、非常に數が多く、従つて他の時代に比べて、今日の時代は、ひどく憂ふべきものであるかどうかと云ふことは、姑く別問題でありますけれども、兎に角聞くが如くんば、當時の青年と云ふものは、頗る腐敗墮落して居ると云ふことであります。が、それらの由つて來れる原因を察し、其救済の途を講ずるのは、殊に教育に携はる者の責任であると信じますからして、此際に於いて愚見の一端を述べて世の大方識者の批判を請ふと云ふことは、必ずしも無用でないと思ひ、爰に愚見の一端を述べる次第であります。

二

既に私は教育の方針、或は徳育の方針と云ふものは、時代精神の推移に應じ社會状態の有様に應じて行かなければならぬものであると云ふことを言つた以上は、

先づ順序として我が明治の今日の時代は如何なる時代であるか、今日の社會は如何なる社會であるかを瞥見することが必要であると信するのであります。先づ之を政治の方面から見ましたならば、政治の方面は徳川の時代と、今日の明治の時代とは全く違つて居りまするし、又明治二十二年以前と明治二十三年以後とも違つてゐるのであります。徳川の時代は無論のことでありまするし、又明治二十二年以前の日本の政治の有様と云ふものは所謂君主獨裁の政治であつたのであります。即ち天皇が天下の政治に就いて我々臣民に向つて御相談を爲させ給ふと云ふことはなしに、自ら政治を御裁決になつて日本を御治めになつて居つた政治の有様であります。又一方から言ひますると云ふと、明治二十二年以前の政治の有様は政教一致の有様であると言つても宜いのであります。即ち政治と教育と云ふことは同じものと見まして、政治をすると云ふことはやがて教育をすると云ふこと、教育をすると云ふことは又やがて政治をすると云ふこと、同じやうに取つて居るのであります。尙ほ繰返して云ふと、民を治めると云ふことは、民を教へると云ふことであると考へて居つたのであります。かくの如く政教一致、若しく

は合一と云ふ思想の淵源は申すまでもなく儒教に胚胎して居るのであります。その儒教が我が徳川の時代に於いて我が國の政治家及び國民の上に感化を及ぼして、遂にこの治民政民と云ふことをば同一の事柄であるとするやうな政治が次第に行はれて居つたのであります。斯かる君主獨裁の政治或は政教一致の時代に於ける國民の徳義は何であるかといへば唯々従順或は服従と云ふことが最大の徳義であるのであります。君主は親自らで天下の政治をお執りになつて居りまするからして、我々臣民は唯々そのお指圖に従つて、命令に服従して行けば宜いのであります。また政教一致でありますからして、我々は丁度丁稚小僧である、學校生徒である。政府の役人は我々國民を導いて行つてくれる所の重役支配人、又は學校の教師である。さう云ふ關係でありますからして、その當時の國民は唯々服従をなし従順であれば宜いので、上役人の指圖に従つて働いて居れば差支へないのであります。丁度學校の生徒が先生の命令に服従して、それに従つて行くことが生徒の本分であると同じことであつたのであります。しかるに明治二十三年以後の日本の政治組織と云ふものは、所謂立憲政治の組織になつたのであ

りまして、天皇は憲法を御定めになつて之を天下に御公布爲され、さうして天皇はその憲法に従つて國の政治に就いて人民に御相談遊ばさるゝと云ふことになつたのであります。又國の歳入歳出等に就いて下人民に向つて評議を求めらるゝと云ふことになつたのであります。即ち具體的に云へば帝國議會と云ふものが出來て、立法の協賛權を有ち、歳入歳出の決議權を有つて、天皇の國家の統治の上に御相談相手になると云ふことになつて參つたのであります。又之を地方に見ますると云ふと、所謂自治制でありまして、市町村は各々獨立の完全體で、其中の衛生、其中の土木、教育、勸業等總て市町村銘々が自ら之を處理しなければならぬと云ふことの組織になつて居るのであります。それでありまして、今日の政治の組織は之を一家に譬ふれば、丁度子供が段々成長して一人前の大人になつて來たからして、其親達は唯々自分の權威で子供達に命令して働かして行くと云ふのでは、寧ろ子供自身に其家のことに就いて相談をすると云ふ方が得策であるといふので、さういふやうな組織になつて參つたのであります。斯う云ふ場合には、其子

供たる者、即ち我々臣民たる者の徳義と云ふものは、唯々一に妄從、若しくは意氣地なしと云ふばかりであつてはいけない、尙申しますれば、唯々親任せ親掛りをやつて、自分は少しの量見といふ者を有たず、獨立の氣象を起さないと云ふやうなことで、折角の組織も水の泡となる譯であります。政治でも同じことで、矢張り人民が唯々上官吏の爲す所に任せて、何の意見も申立てないと云ふことでは、折角の立憲組織も何の用をもなさないやうになるであります。即ち此今日の立憲政治の組織は、銘々が良く獨立獨行の精神を起し、人格の觀念を明かにして、自ら働いて積極的に國の政治に參與するといふやうにして行かねばならぬと云ふことの組織になつて來つたのであります。

次に之を法律の方面から見ますると云ふと、是亦徳川の時代と明治の時代とは非常な違ひでありまして、殆ど同じ國民が僅に此半世紀弱の變遷で、斯程までも變遷した組織に移り變つて順應して行くことが出來たのは、誠に不思議であると思はるゝ位の有様であります。それはどう云ふのであるかと云ふと、徳川時代に於きまして固より全く法律がないと云ふのではありませんけれども、その法律は如

何いふ手續で、如何いふ形式で作り、又如何いふやうにして一般人民に告知すると云ふやうなことは定つて居らなかつたので、唯々有司の人が行政若しくは司法の事務を所断して行く心得として、それ等の役に携はる人々にのみ告げ知らせたと云ふ位の有様であつたやうに見えます。それでありますから、若し人民側から見ましたならば、極く嚴密な意義では徳川時代に於いては殆ど法律と云ふものはなかつたのであると云うても過言でない位の有様であつたのであります。さう云ふやうに殆ど無法律の状態でありますからして、その當時の人民と云ふ者は生命、身體、財産等の安全も中々得難かつたと云ふ有様であります。斯の斬り捨て御免、御用金制度の如きは、如何に生命、財産上の保障を不安ならしめて居つたかと云ふことを察するに足るのであります。斯くの如く生命、財産の安全なる大基本的の權利すら不安固になつて居つたのでありますから、その他は推して知るべきであります。此の如き状態に於いては、人民は正義を争ふところの最後の楯を有つて居らぬのでありますから、所詮は泣く兒と地頭とには勝たれないといふことになつて、冤を雪ぐことも曲を正すといふことも出來ず、泣き寝入りに終るは當り

前のことで、甚しきは權門に媚び勢家に結んで僅かに生命、財産の安全を圖るといふ情ない事になつてしまふのであります。然るに今日はマルでそれと違ひまして、之を大にしては憲法は云ふに及ばず、或は刑法、或は民法、或は商法、其他諸般の法律燦然として具つて、若し之を楯として運用さへすれば、自分の生命、身體、財産、名譽、及びその他の權利と云ふものは十分に安固にすることが出來ると云ふ仕組になつて居るのであります。しかのみならず此法律を施行する爲には、或は行政或は司法上の裁判所がありました、少しも依怙最負と云ふやうなことなしに嚴密公正なる裁判をする制度も具つて居るのであります。抑々諸般の法律、其物は唯々條文だけで若し之を運用しなかつたならば、死文であつて何も社會の上に利益する所のないものであります。しかるにもし其法律を運用さへすれば如何にも自分の生命、身體、財産、名譽その他の權利を非常に安固にして行くことが出來るのであります。けれども、又此法律を應用すると云ふも、之を悪い方に使はれましたならば、是又頗る危険なものであります。之を譬へば卵子とか、或は牛肉とか云ふやうなものは、髓に吾人の食品として營養分に富んで居る所の品物でありますが、しか

し幾ら鶏卵牛肉に營養分があればとて、唯々之を眺めて居つたばかりで、之を食はなければ、自分等に何等の利き目もないのであります。法律も其通りでありまして、法律を自分に自ら學んで、之を應用すると云ふことがなければ、却つて其利を認めることが出来ないで、迷惑を受けなければならぬといふ事になるのであります。之を譬ふれば法律は極く鋭い刃でありまして、其鋭い刀を持つて自分の身を護ることが出来るのでありますけれども、若し誤つて之を用ゐましたならば到底自分の身を保護することが出来ないのであります。世の中の所謂三百代言であるとか、或はモグリ代言であるとか云ふ様な人々は、畢竟此階級に屬する人々であるのであります。斯かる法律、裁判の制度が嚴然たる社會に生れ乍ら、自ら冤を雪ぐを知らず、曲を正しくするを知らず、權利を行使するを知らないで、自身一人が損害を受けるばかりでなく、社會内に於ける正義の力を弱くし、社會を弱肉強食の暴虐なる修羅場と化せしむるは、これ斯かる法律時代に於ける道德上の罪惡である。故に斯かる社會に於ける人民の本務としては、必ず法律の觀念を明かにし、確實に嚴密

に之を運用しなければならぬのであります。而して此の法律思想を明確にし、之を運用するには、必ず人格の觀念を明かにし、その尊嚴を認むるやうにならなければならぬ。何となれば、權利は人格活動の一つの様式であるからであります。

次に之を産業の組織から見ましたならばどうかと云ひますと、是も昔と今日とは餘程趣を異にして居るのであります。昔日の有様に於いては、唯々單に祖先傳來の商賣、祖先傳來の方法をやつて居れば宜いと云ふやうな有様で、極めて競争緩漫なる時代であつたのであります。然るに今日の産業組織は所謂自由競争の制度であります。無論歐羅巴に於いては此自由競争の弊が社會に現はれて、貧富の懸隔となり、勞働者と使用人との争となつたり致しましたので、これを調停せんと云ふ目的の爲めに社會主義など云ふものが現はれて居りますけれども、併し其社會主義は自由競争の制度を破壊するに至らないのであります。矢張り日本でも同じことで、今日世界列國に通商交易をして居りますれば、到底其の世界の大勢に洩れず今日に於きましては、全く自由競争の制度でありまして、何でも自分自ら工夫して自分の根限り腕限り働く所の者は勝ち、然らざる者は敗るゝと云ふやう

な事になつて居るのであります。之を工業の方から見ましても、乃至は之を農業の方面から見ましても、此自由競争の制度は全く行はれて居ると云つて差支へないのであります。これ萬國と並列して行く以上實に已むを得ざることでもあります。又一方から觀察して見ますると云ふと、人口の増殖は是亦容易ならぬ問題であります。此人口の増殖と云ふことは、各國共に頭を悩まして居る問題であります。従つて植民政策と云ふものは、各國共に頭を悩まして居ると云ふ事。事は各國の例に徴して明かなのであります。之を英國を見ましても、之を獨逸に見ましても、又佛蘭西に見ましても同じやうでありまして、殊に近頃獨逸などに於きましては、其植民政策に熱中して居ると云ふことは、殆ど豫想の外に出て居ると云つても差支ないであらうと信じます。彼が手を亞弗利加に伸ばし、尙東洋に廣げて居ると云ふことは、畢竟其植民政策の一端と見るべきであらうと信じます。さて是等英獨佛のことは扱て置きまして、最も注意すべきは我が日本の人口増殖であります。日本の人口の増殖は實に夥しい勢でありまして、今日日本で人口統計が頗る不完全で、極く精密なことは分らぬけれども、併しながら最近の大藏省の

調査に依りますと、先づ一、千分の十一位の速度をもつて増加しつゝあると云ふことになつて居ります。此千分の十一と云ふことは中々大した數でありまして、之を各國の例に照して見ますと、獨逸は千分の十三、是が世界第一で、次は英吉利、或は白耳義が千分の十づゝ増すのでありまして、丁度日本は伯仲の間に在るのであります。それであるからして、日本の人口の増殖の割合と云ふものは、今日に於いて先づ獨逸などを措いて、世界の第二と云つて宜いと思ふ。假りに千分の十一と致しましても、今日の人口を五千萬と認めますと云ふと、一ケ年に五十五萬人づゝ殖えて行くと云ふやうな有様であります。然るにこの日本の面積は頗る狭い、到底是だけの人口を容れる場所もない。殊に吾人の日常食物たる米の如きもツイ近年までは先づ内國の米で内國の人間を養つて行くことが出来た有様であつたのであります。けれども、最早近頃になりますれば、到底國內の米で國內の人を養ふことが出来ず、豊年の作で約二千萬圓、一寸凶年になりますると約五千萬圓の米を外國から仰がなければならぬと云ふやうな有様になつて居るのであります。が之の如く凄まじき勢を以て人民が増殖して來ますからして、先に世の中に出

作者は所謂鵜の目鷹の目で世に残つたる餌糧を拾はうとして居るし、又拾つて居るのでありますから、後に出た者は到底浮ぶ瀬がない、世の中に立場がないのであります。それであるからして到底後から生れ出でる日本國民と云ふ者は、或は北海道なり、臺灣なり、韓國なり、滿洲なり、乃至は南洋より南北亞米利加なり、荷も經濟上低氣壓のある所はどこまでも飛んで行つて、自分の腕限り、自分の運命を開拓しなければならぬと云ふやうな有様になつて居るのであります。かくの如く五大洲中を股に掛けて經濟上の低氣壓に向つて打勝つて行くと云ふ爲めに、はどうしても獨立獨行の精神の旺盛な人間であらねばならぬのであります。之を列國の植民史の上から見ましても、是まで列國の植民政策、及びその實行の上に最も花々しき成功を有つてゐるのは英吉利であると云ふことは争ひ難き事實であらうと思ひます。英吉利はなぜかくの如く植民政策に於いて成功して居るかといへば、其植民地の政治の執り方などと云ふものも大に影響して居るのであります。けれども、要はその國民の獨立獨行の精神の旺盛なるに基くのであると言つても過言でなからうと信じます。若し果して然らば、今日大に植民發展の必要

のある我日本國民に於いては、少くとも英吉利風に此獨立獨行の精神を有つて居る所の國民を養成しなければならぬと云ふことは疑はれない事實であらうと信じます。

次に之を學術組織の上から見ますならば、今日の學校組織は、昔の寺小屋組織と違つて居るのであります。昔の寺小屋であつて見ましたならば、僅か少數の兒童が朝から晩まで絶えず先生の家に出入をして、さうして一々先生に親しく手を取つて貰ふことが出来たのでありますけれども、今日の學校組織はさう云ふことを許さない。どうしても多數の生徒を一人の先生が一時に取扱ふと云ふことになつて居るのであります。それでありますからして、生徒たる者は、自ら進んで學び、自ら進んで研究すると云ふことでなかつたならば、どうしても學校の生活を通過して行くことが出来ないと云ふ様な有様であります。のみならず既に學校を出て、或は高等専門の學術に研究を進めて行くと云ふことに致しましたも、是まで先人の取つた道を辿つて行つて、所謂故人の糟粕を甜めて居るばかりでは、到底學者的成功を見ることが出来ないのであります。必ず先人未踏の不毛の地に踏

入つて、自分の腕で自分で考へて、新機軸を出だし新真理を發見すると云ふことではなければ學問の進歩と云ふことは到底出來ないのであります。また今日の普通教育は國家の強制によるのでありますけれども、それ以上は個人の自由に任せてある。而して學問をなさうと思へば何人でも何處までもやる事が出來るやうに組織されて居りますから、學問界に足を踏み入れてその世界の偉人とならうと思へば、自分の心懸け一つで必ずなり得るのであります。では等の學校生活を迪つて見ましても、矢張り獨立獨行の氣象の旺盛なる人物でなければそれを遂げる事が出來ない組織になつて居るのであります。

最後に之れを時代精神の上から觀察して見ますならば、明治三十年前後からして所謂道を求むるの聲——求道の聲が非常に盛でありまして、天下の青年は或は佛教に、或は基督教に頼つて安心立命の地盤を求めようと云ふ企てがあつたのであります。従つて是等の青年は或は其道の先輩に就き、耆宿に質して、自分の疑を解き自分の安心を得ようと云ふ事を努めたのであります。又一方から見ますると云ふと、今日の新聞雜誌で以て、或は煩悶或は苦痛或は人生の味けないと云ふこ

とを口にする者が如何なる雜誌の如何なる隅にも殆ど絶えたことがないと云ふ有様である。固より是は眞に心の中にさう思つて居らずして唯々口の先ばかりでさう云ふことを云つて居るのであるかも知れませぬ。併しながら、中には眞心に自心の安心の地盤を求めることが出來ずして轉輾反側して居ると云ふのは、どう云ふ爲めであるかと云ふことを考一考して見ますると、是はこれまで多くの人間は唯々一般の社會の風習、或は社會の定木に縛られて無我無中に暮して居つたのでありますけれども、一方に自我意識が發達して、それより社會の風俗、定木に従つて生活して居ると云ふことは、畢竟は縛られたる、囚はれたる自我である、是等囚はれたる自我をば自由にし解放しなければならぬと云ふのであらうと信じます。即ち求道の聲は、取りも直さず、自由解放にせんと努力せる自我の聲、若しくは自由解放せられたる自我が、或る光明を認めたいといふ聲であらうかと信じます。かくの如く一般自我意識が發達して、到底自我満足を得なければ安心立命の地盤を求むることが出來ぬと云ふやうな有様になつた以上は、是を元の桃源夢裡の有様に引直すと云ふことは到底出來ないのであります、必ずその由つて來る

ところの源を察し、その根底を搜つて、其處に一定の見地を求めて、彼等の求めんとする所の者を與へて行かなければならぬと思ふのであります。昔希臘の時に當りましてソークラテースはアテンの當時の時代精神が大いに自我意識の發達と云ふことにあるのを見て取りまして、彼は決してそれを再び打破しよう、それを壞はして昔の桃源夢裡に返へさうと云ふことはしなかつたのであります。寧ろ自我意識を求め、其上に劃然たる道德の基礎を求めんとしたのであります。それと同じやうに、我々が今日此青年の煩悶、或は自殺と云ふ現象からして、自我意識の發達と云ふことを見て取つた以上、其意識を根據として新たなる地盤を拵へて行くこと云ふことに努力しなければならぬ氣運に際會して居ると信するのであります。

之を要するに、今日の我明治の國家の状態は、之を政治の方面から見ましても、法律の方面から見ましても、産業の方面から見ましても、乃至は學術の方面から見ましても、唯やさしいとか、或はおとなしいとか、或は從順とか、服従とかいふことの方にのみ養成せられた人物をのみ要求して居るのではありませぬ。何でも自分のことは自分で自ら處置をし、始末をすると云ふ人物でなければならぬ、従つて獨立自敬の氣象が旺盛で、人格の觀念が明かである所の人物を要求して居るのであると見て居るのであります。換言すれば、今日の日本國家の要求して居る所のものは、徒に奴隸ではない。唯に案山子ではない。唯に機械ではない。實に自由にして豁達なる人間である、獨立心に富んで剛健自由なる精神を有つて居る所の人格であると云ふことが出来るのであると信じます。

さて以上の考は決して私一個の僻見ではないと私は信じて居るのであります。十月の十三日附で御發布爲され給ひし所の所謂戊申の詔書を拜讀し奉つて、私は一層右の感を深くしたのであります。其詔書中に「宜ク上下心ヲ一ニシ、忠實業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟レ信、惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ、實ニ就キ、荒怠相誡メ、自彊息マサルヘシ」と申されてあります。此中にある所の忠實業に服すると云ふことと、勤儉産を治めると云ふやうなことは、甚だ容易なやうで、中々容易でないのであります。忠實業に服すると云ふことは何であるかといへば、言ふまでもなく、蔭日向なくまめやかに仕事に服すると云ふことであります。併しながら此蔭日

向なく業に服すると云ふことは中々容易なることでないのでありまして、人の見て居る前では、或は監督者の見て居る前では、或は自分の長官の見て居る前では、セツセと業に服して居つて、長官の見ざる所、監督者の居らざる所、人の目の届かない所に於いては、随分悪いことをするのは人情である。それ等は、どうしてさう云ふことになるかと云ひますると、唯々單に眼前の利益、或は眼前の物質上の快樂と云ふ、極く近眼的の思想を有つて、宏遠なる思想がない所からして、どうしても今申すやうなことになるのであります。人の見ざる所に恐懼し、聞かざる所に戒慎すると云ふ所謂君子の行をする爲には、どうしても此自分の精神を鑑として、自分の良心を最終の批判者として、之に則り、之に従ふ者であらなければならぬのであります。換言すれば、自分の人格の尊嚴を認めて、其の人格の尊嚴を汚さないやうにする爲には、忠實業に服しなければならぬ、勤儉産を治めなければならぬと云ふことに考を起さねばならぬのであります。でありますからして、此人格の尊嚴と云ふことが明かになつて居なければ、即ち自分の進む所、自分の居る所、常に従つて離れない所の自分の人格の尊嚴と云ふものに對して、恥ぢ、又は之を敬すると云ふこ

とであつたならば、希くは忠實業に服し、勤儉産を治めることが出来ようかと信ずるのであります。況んや自彊息まざることに至つては、是は中々困難なることではありません。まして、到底此の世の薄志弱行の人では、敢て之を能くすることは出来ないのであります。かの太陽が昔から今日まで幾百萬年の間、東から出て西に没すると云ふことのやうに、少しの絶え間なく自ら努め自ら進んで行くと云ふ所の剛健なる思想で、人格の尊嚴を認めて前途に赫々たる光明を認めたる者でなければ、自彊自ら息まないと云ふことは到底出来ない事柄であると信ずるのであります。それでありますからして、此御詔書を拜讀し奉つては、益々人格の尊嚴を明かに感得して、それを自分の身に體得して行かうと云ふ所の人物が此時代に必要であると云ふことは、明々白々の事實であると信ずるのであります。

三

扱て以上述べました如くに、我明治の社會の要求する所は、確に自由にして豁達なる、又獨立剛健なる人格であると云ふことが事實であると致しますならば、今

後の徳育の方針は自ら知るべきことであると信じます。即ち今後の徳育の方針乃至教育の方針は、成るべく人格の尊嚴と云ふことを認めるやうにせしめ、個人の威力を十分に認證せしむるやうに努めなければならぬと信ずるのであります。然るに世の徳育の方針を議するもの、多く見を此處に取らずして、却つて此時代に間違つた説を立て、居るものもあるやうに見えます。今其二三の考を取入れて之を批評して見ようかと思ふのであります。

第一、武士道であります。或る人は今後の徳育の方針は日本の武士道と云ふものに依らなければならぬと言つて居りまして、又之に雷同附和して唱へる所の人も少くないやうであります。それで武士道の聲が徒らに大きく澤山で、而も其武士道の何たるかをよく説明して居る人は、アマリ無いと思ひます。或る人は唯々徳川時代の諸々の戯曲や、ドラマや何かから材料を集めて、之を武士道なりと主張して居る人もあります。又或る人は山鹿素行の士道論を取つて、之を武士道であるとして居る人もあり、色々違つた考を有つて居るのであります。何が武士道であり、而も明治の世に當嵌めた武士道であるかと云ふことは、どうも今日に於い

てハツキリして居らないやうであります。併しながらそれは兎も角も、昔の武士道であつたにした所が、之を今日の時勢に當嵌まる様に解釋すれば宜いのでありますけれども、其解釋が未だ十分に出来て居らないやうに思はれます。それでありますから、畢竟未成のものでありますからして、實は之に向つて賛否を表することは頗る困難なのであります。兎も角も一方から斯う云ふことを考へることが出来ると思ふ。此武士道と云ふものは、重に封建制度時代に於ける君に對する臣の道を立てたものでありまして、君が斯様々々の場合には、臣はどうしなければならぬと云ふことを重に説いたものであると信ずるのであります。従つて民の徳義を問ふことが粗略であると考へます。今日の社會の要求して居る所のものは、臣の徳義よりも、民の徳義の方が大切であると思ふのであります。固より我日本國民は如何にも一面に於いては陛下の臣であり、同時に民であるのであります。我國に於きまして、臣と民とは相離れて居らないのでありますけれども、併しながら又一方から考へますと、此臣と民と引離して考へることも強ち不可能でないのであります。臣の道德、所謂身を殺して國の爲めにすると云ふことは、實に

我國の美德でありました。今日及我々の子孫は永遠に此精神を傳へなければならぬと云ふことは言ふまでもない事柄であります。日露戦争に於いて日本が花々しく捷利を得たと云ふことも、畢竟臣の道が發展して居つたからであると云ふことは、我々も亦外國人も共に認めて居る事實であります。併しながら得意の時に人から賞められるのはあてにはならないのでありますからして、我々日本には實に斯の如き美德があると言うて、人からおだてられて、其おだてに乗つて、今に於いて自分の缺點を見ないと云ふことは、決して賢き所爲ではないのであります。それで無闇に外國人が日本の武士道々々と云ふことを言つて、武士道の何たるかを能くも知らないで、日本をおだてる、日本が其おだてに乗つて、それさへあれば日本を持つて行くことが出来る、と云ふやうに考へて、さうして自分の今日の缺點、今日の要求は何であるかと云ふことを顧みないと云ふことは、決して賢者の意でないのであります。若し此臣の徳義が果して日本國臣の特徴であると云ふことであるならば、其特徴と云ふものは、寧ろ求めずして發達するものであるからして、それは一時は抛つて置いて、必ずしも差支へあるものでない。若し抛つて置いて

なくなるものであつたならば、それは必ずしも特徴特質と云ふことが出来ないと思はるのであります。例へば二人の兄弟が同じ家庭の内に於いて全く同じ教育の下に養成して、矢張り兄は兄弟は弟と云ふ特色を持つたる人間が出て來ると云ふのは、そこに兄又弟の各々の特色があるからであります。それでありますから、若し日本の特徴の臣の道があるならば、自ら臣の道は、日本國民が各種の文明を取り込み、各種の文明の發達をして行く中に、自ら其特徴を表はして來なければならぬ。若し表はれないやうなものであるならば、それは特徴と云ふことは出来ないのであります。それでありますからして、よし士道若しくは武士道と云ふことを以て日本の一つの特徴と見ることが出来るに致しましても、何等の解釋、又は取捨選擇なしに更に之を今日再び持つて來ると云ふことは、私は感服が出来ないのであります。

猶この武士道について一言いひたいことがある。マロツクが此「人生生活するに價値ありや否や」と云ふ書物の中に斯う云ふことを述べて居つたことがある。嗚呼こゝに人道、人道と云ふ麗しき名の下に幾多の惡虐なる行動が爲されたであ

らうか、人道の名は徒らに麗しく、而も其の美名の下に爲されたる頗る痛嘆すべきものがあつたのであると云ふことを言つた所があります。又私はマロツクの此言を、武士道の一部に移して言ふことが出来ると思ふ。武士道と云ふのは頗る美しき名である。而も其美名の下に、封建時代には非道罪惡を實行せられた始末を見る事が出来るのであります。彼戯曲に見えて居る御所櫻辨慶上使の段に、辨慶が義經の爲に自分の娘を殺したと云ふのは、士道の下に立つた残忍なる所爲ではないか。又菅原傳授手習鑑寺子屋の段に、松王がムザク、自分の子を源藏に殺させたと云ふ事も、是も武士道の爲に自分の子を殺したと云ふので、甚だ残忍な所爲ではないか。實に武士道と云ふ事には「忍」と云ふ字が頗る大切なることになつて居ると信するのであります。彼千松の死をば傍で見て居つて涙一滴流さなると云ふのは政岡の「忍」ではないか。寧ろ「忍」と云ふことは、徳川時代に現はれたる、或は出雲、或は半次等の戯曲に例を求めて見れば實に澤山あるのであります。此「忍」と云ふことは成程宜い處もあるのであります。悲しくとも泣かない、樂しくともそれを表はさないと云ふことは、男子としては、やらねばならぬのである。

又自分の色欲、或は食欲、或は其他の個人の欲を抑へて公に殉じなければならぬと云ふことは必要なのである。それ故に「忍」と云ふことは、それ自身は必ずしも悪いのでありませぬけれども、併しながらその忍が極端に走ると云ふと、其實情を詐り人性の天真爛漫をためると云ふ弊が伴ふのであります。それからして終に或は残忍とか、或は酷薄とか云ふ弊が生じて來るのであります。所謂義理と人情との衝突と云ふやうなことは、畢竟此の「忍」の一字より胚胎して來る所のものであります。それでありますからして、此「忍」と云ふことは、餘程宜いやうでありまするけれども、一步踏外すと云ふと、頗る危険なる事に陥るべき分子を含んで居るのであります。然るに此士道の中で「忍」と云ふ字が餘程大切なのでありますからして、此「忍」を以て一つの骨子として居る士道には、私はなかく、感服は出來ないのであります。佐藤一齋はそれ故に此「忍」と云ふ字をば、非常に嫌ひまして、是まで「忍耐」と云ふ言葉は、既に支那以來の成語として使はれて居る言葉であるにも拘らず、一齋は之を排斥して「忍耐」と云ふ字は宜しくないと云うて、彼は何時でも「寧耐」と使つて居ります。例へば「急迫敗事寧耐成事」と云ふことを申して居

ります。寔に一齋氏の考は面白いのであります。又忍てふことはよし、残忍、酷薄といふまで行かなくとも、動もすれば、表裏反復、又は陰險、又はヒボクリシーを養成するやうになるのであります。我が國民は之を歐洲諸國の諸民族に比して概して表裏が甚しく、所謂底が知れなくつて氣味のわるいやうに見えまするのは、恐らく封建時代の「忍」の教育が與つて力あること、思ふのであります。「はしたない」「御轉婆」などいふ語は、一言の下に我國の婦女子を萎縮せしめ、閉口せしむる力を有つて居る語である。是もすべてわらないのではないが、此筆法一點張りでは外國との交際、即ち所謂國民と國民との交際などが餘程困難であらうと思ひます。かくては今回の御詔書の御趣旨をも奉戴することが困難になるのであります。兎に角武士道は、如何にも一面には廉耻、剛毅など大に長所があり、我々は之を今日活かして働かしむべき點は多々ありますけれども、今日の如く人格の尊嚴及び個人の威力と云ふことを要求して居る所の時代に唯是のみを以て德育の方針とすることは、頗る危険なる思想であるまいかと信するのであります。

次に佛教或は基督教、或は儒教を以て德育の方針とすべしと云ふ思想を懐いて

居る人がありまして、之を佛教界に求めましても、之を基督教界に求めましても、其精神で以て着々自分の考を我教育界に鼓吹して居る人がないではないのであります。或は釋雲照氏の如き、或は海老名禪正氏の如き、其人であります。併しながら所謂佛教、基督教と云ふ此歴史的の佛教、基督教は色々の性質を具へて居ります。第一に其教祖の性質及び其特性を有つて居りますし、又其教祖の生れたる所の發生地の民族性を帯びて居りますし、又其上代のツラヂションに依つて支配されて居る所もありますし、又次には其後の弟子等の解釋に依つて支配せられて居るのもあるのであります。それら教祖の民族性、それからツラヂション及び其弟子の解釋と云ふ様な事なしに、所謂佛教、所謂基督教と云ふ者がないのであります。而してそれらのものがある限りは、それらものに、所謂迷信と云ふものがクツつた場合、に於いて、何時でも述べられて居る所でありますから、私は之に必ずしも蛇足を添へない考であります。斯かる迷信のある限り、之を德育の方針とすると云ふ事は頗る困難であらうかと思はれます。其迷信の爲に我國體を略したり、或は

我學問の發達を沮碍したり、或は我國運の進歩を妨げたりする様な事が有り得るとするならば、到底是を以て德育の方針とすることが出来ないものであります。

然るに近頃説を爲す者あり、曰く、佛教も、基督教も、乃至儒教も一味同風、其旨を洗つて見ると畢竟同じものである。必ずしも佛教、必ずしも基督教、儒教と垣を設けて各々繩張争をして居る所の必要はないのである。四書眼を以てバイブルを讀み、バイブル眼を以て四書を讀まなければならぬ。此等はその旨畢竟同一なれば之を打つて一丸として、それを以て我國の德育の方針とするのは頗る當を得て居るものであると云ふ様に唱へる者がある。是は寔に結構な考で、若し出來得べくんば私も其考には一致したいのであります。是は寔に結構な考で、若し出來得べくますると云ふと、それらは言ふべくして行ふべからざる事柄であると信するのであります。若し或は佛教、或は基督教、或は儒教と云ふもの、其各々に於いて相一致する點があるとするならば、それはありませう。而もあると云ふのは、其ありとする所の人が解釋したる佛教、解釋したる基督教、解釋したる儒教でありまして、それら三者各々の全旨趣の所ではないのであります。若し佛教を佛教として立てよう

とするならば、大乘に於いて「即身成佛」と云ふ事を言はなければならぬのでありませう。併しながら此「即身成佛」と云ふことは、果して基督教の中にありまするか、到底基督教に於いてさう云ふことを言ひ得ないのであります。又無いのであります。併しながら基督教として存在するならば、神の子の基督と云ふものがなければならぬし、又基督の爲に我々が救ひを受けると云ふことがなければならぬのであります。併しながら此佛教、儒教の中に神の子の基督及び基督の救ひと云ふことがあるか、ないかと言ふと、無いのであります。又到底有ることは出來ないのであります。何となれば哲學上所謂一神教と汎神教とは到底一致する事が出來ないからであります。されば三教各々の特質を存しておいて、而もその三教を一致せしむると云ふことは出來ないのであります。然るにそれ等の特質を取去つて、さうして佛、基督、儒と云ふ三教に一致する點がある。其一致點を以て、打つて一丸とするならば、それは佛教ではなく、基督教ではなく、儒教ではない。それを土臺としてそれを唱へる人の宗教又は徳教となるのであります。さすればその宗教又は徳教には三教何れの名目も存することが出來ないのであります。我等が

求め、欲し、希ふ所のものは、三教の間にあるといふ一致點其の者にあらずして、其一致の上に打ち立てられたる具體的の新宗教、新徳教その者であります。然るに未だその具體的のもの出で來らざる今日に於いては、私は實にその賛否を決し兼ねる次第であります。

次に近頃世間に儒教復活の聲が高うございます。儒教復活と言ひましても、人に依つて色々考が違ふやうでありまして、一概に言ふことは出來ませぬけれども、今日の考の中で最も儒教復活を唱へて居る人々の多く一致して居るのは、孔子を復活する、乃至論語を復活すると云ふ考のやうであります。如何にも儒教は我國民の間には是まで多少鎔鑄陶冶せられた考でありますし、新來の教に比ぶれば我國民性の上に基礎を置くことが深いのでありますからして、今日之を復活するといふことは其點からして必ずしも不可でないと思ひます。又儒教は畢竟世間教であります。怪力亂神を語らないのです。従つて迷信と云ふことは稀なことであります。併しながら論語は今日其儘之を徳育の方針とすることは果して然るべきである

かどうか。成程論語も流石千古の大聖人の言葉でありますからして、其解釋次第に依りましては古今東西に當嵌まることも多くあるのであります。それを今日の時勢に當嵌まるやうに解釋したれば、或は宜いかも知れぬ。しかし今日の時勢に當て嵌まるやうに活かして解釋するといふ時に既に一定の見地が必要なのであります。加之儒教の中でも、かの人格の觀念及び個人の威力と云ふ事に就いて説いて居る所は頗る粗雜の様であります。論語の中には個人の威力、人格の尊嚴と云ふ事に就いては余り多く説いて居らないのであります。然るに今日の日本の社會及び時代精神の要求して居る所と云ふものは、個人の威力、人格の尊嚴と云ふ事であるからして、今日此儒教を復活して、之をのみ徳育の方針とすると云ふのは、有合せの品物があるから持つて來たと云ふので、息子に祖父の洋服を着せて出したやうなもので、どうも時と場所とに能く當嵌まらないことであらうと思はれます。況んや若し論語を復活して、論語の禮式と云ふものをば、今日其儘に行はなければならぬとしたならば、それは無論不可能のことであります。斯くの如く見ますると云ふと、儒教の復活といふことも私は多くの望を繋ぐに足らないと

信じて居ります。

四〇

最後に獨立自尊を以て徳育の方針とするが宜からうといふ考も御座います。是は明治文明史上の一偉人の、多年熟慮の結果に出でたる考でありますから、中々深いものがあるのであります。然れどもその獨立すると云ふ時の主體は何ぞ、自尊といふ時の「自」は何ぞと再思し來りますると、甚だ漠然たることを免れないやうであります。福澤氏の根本思想が如何にも唯物論的傾向を帯び、その倫理觀が快樂説の着色を有つて居りますので、折角の獨立自尊も、その本尊がないやうな氣持が致されるのであります。福澤氏が道德は時と場所とによつて常に變ずる所の約束であるいふことを言はれましたのは、ある意味に於いては正當なのであります。然れども、その時と場所との如何に拘はらず、その時その社會の道德と認むる道德律を行つて、道德的に價值あらしむる所の根本的條件たる人格の尊嚴を見逃がされたるは、如何にも遺憾の次第であります。此人格の尊嚴を見逃がしたる獨立自尊主義は到底今日の良藥たること能はざるのみならず、偶々以て火を消さうとして油を灑ぐの結果に陥るなきやを疑ふものであります。若し人格の尊

嚴てふ根帶を以て居る獨立自尊主義ならば、私は必ずしも不同意を唱ふるものでないのであります。只其の場合に於いても、私は獨立自尊てふ語は餘り結構な語でないと思ひます。それでは動もすれば利己主義、獨善主義に解釋される虞があるからである。私はむしろ人格の獨立自敬といふ方が誤解される虞少く、又能く事實を、少くとも私の考を表はす語のやうに思ひます。

斯くの如く考へて來ますと、武士道でも、或は既定の宗教でも、或は儒教復活でも、或は獨立自尊でも、到底今日の要求を充すことが出來ないのであります。どうしても今後の我國の徳育の方針、若しくは教育の方針と云ふものは、活ける人格を養成する、乃至人格の尊嚴、個人の威力と云ふものを認識し、且つ之を體認せしむると云ふにあります。約言すれば、今後の徳育の方針は人格主義であらねばならぬと云ふことは必ずしも無謀の言でないと思ひます。

四

右の時代精神及び社會の状態は明治四十一年の今日に始まつたことではなくし

て、この社會の狀態は既に先に述べました通り、明治二十三年以後の事でもありませんし、又時代精神の要求も既に申しした通り、明治三十年前後から起つた所の現象であります。それでありますからして、我教育の方針、若しくは德育の方針は、既に人格の尊嚴を認め、個人の威力を認識する方針に出づべき筈であつたのに、未だ其事がなかつた爲に、即ち教育の方針が時代精神の趣意に伴はず、社會狀態に應じなかつた爲に、社會に幾多の缺陷が其の結果として生れ來つたと思ひます。即ち是まで天下に現はれました色々の不祥なる事柄と云ふものは、畢竟教育の方針と社會の狀態との撞着より起つたことであらうと思ひます。恰も汽船の設備、其艤裝が既に出來て居つて、而も其運轉の方針が悪かつたが爲に、終に折角の苦心も或は暗礁に乗上げたり、或は淺瀬に打付たりして、之を滅茶々に壞はして仕舞つたやうな姿であらうと思はれます。それ故に是迄の社會上の事象は、間接に私の只今申し述べました愚見の正當なるを證明するやうなものでありますから、事實について私の愚見を證明しようと思ひます。

先づ之を政治上に見ましたならば、彼の上は衆議院議員の選舉は言ふに及ばず

其他府縣會議員或は市町村會議員の選舉に至るまで、總て此醜陋なる運動を以て充されて居ると云ふことは殆ど隠れもない事實であります。或は金錢を以て投票を賣つたり、買つたり、或は御馳走を以て投票を請託したり、或は或る利益を條件として選舉を請合つたりすることと云ふものは、殆ど天下の公然の秘密になつて居るのであります。斯くの如き狀態を打來したと云ふのは、畢竟する所かゝる醜運動をする候補者自身罪のあると云ふことは言ふまでもないことでもありますけれども、併しながら、若し人民に立憲の政治と云ふものはどう云ふものであり、又其議員の選舉と云ふことは、立憲の政治に於いて大切な事柄であつて、其議員を選舉することに依つて、我々銘々が國乃至府縣市町村の政に參與するのであると云ふ考があつたならば、彼等候補者が如何に醜運動を逞しうせむと欲しても、其餘地がないと信じます。今回に於ける亞米利加の大統領の選舉の如き、毎々新聞紙で承知して居る如くに、随分激烈なる運動であつたやうであります。併しながら、其候補者なるタフトなり、ブライアンなりの兩氏の間を見ますと、云ふと、其未輩の者には或は手を收賄と云ふやうなことで汚したことはあつたけれども、彼等候補兩人

は全く其事がなかつたやうに見えます。殊にブライアンの如きは、數回競争したに拘らず何れも落選して居つたが、尙ほ勇氣衰へず、今回は千數百回の演説をして候補を争つたと云ふやうな有様で、全く演説を以て、或は主義、或は政見を以て勝を制すると云ふことになつて居るのであります。是等はタフトなり、ブライアンと云ふやうな人の人格の高いのにも依るでありませうけれども、亦亞米利加人民が政治の大切なることを知つて居るが爲であらうと思はれます。又丁度千九百六年に、獨逸帝國議會の臨時選舉がありました頃に、私は彼國に居つて其有様を見て居つたのでありますが、日本に於けるやうに、或は醜運動をやつたと云ふやうなことはなかつたやうに思ひます。少くとも新聞紙上には見えぬやうでありました。之に反して日本は常に此選舉に於いて醜運動をやるのみならず、既に議員に選舉せられた後に於いて、色々不都合なことをやつて、爲に所謂贖職法に觸れて罰せられた所の、天下の公職を保つて居る議員が少くないのであります。是等は誠に慨嘆すべき状態でありまして、之を矯正して行くには、始めに申し述べました道理によつて、どうしても是等の人民の政治思想を明かにして行く外ないのである。

政治思想を明かにするには、人格の尊嚴、個人の權威と云ふことを明かにして行かねばならぬであらうと信じます。又政治上に曾て藩閥打破と云ふ聲が盛でありまして、或は薩、或は長等の閥を破つて人材を天下に求めると云ふことにしなければならぬと云ふことを絶叫した政治家もあつたのである。しかるに近頃殆ど、藩閥打破と云ふ聲は政界から跡を絶つて、その代り寧ろ黨閥が起つて居るかのやうである。或は官僚黨であり、或は政友會派であると云うて、各々天下の政權を私にすると云ふやうなことが、毎日新聞乃至雜誌等に見えて居る。或は日本には元老と云ふものがあつて、何れもこの政治に容喙すると云ふやうな有様である。此日本の欽定憲法には決して元老と云ふ職務が見えて居らないので、國家の政は天皇を補弼する國務大臣のする所であるのに、元老などと云ふものが跋扈して顔を出して居ると云ふのも、是も一面から云ふと國民の政治思想の幼稚である所から、斯かる奇々怪々なる現象が起つて來るのであります。どうしても政治思想を發達せしめなければ、斯くの如きことは、跡を絶つことが出來ない。而も此元老政治が一方に於いて未だ全く止まざるに、他方に於いて既に政黨に於いて元老跋扈など

云ふやうな聲が起つて來るのであります。新しく選出せられたる代議士を目的の陣笠連を以てして、是等は飽くまで先輩の意思に服従しなければならぬと云ふやうな有様になつて居つて、多少志ある者は非常に憤慨して居ると云ふやうな有様である。是等は畢竟人民の政治思想が幼稚であるから、斯くの如き現象が起つたのであります。此政治思想を發達せしめなければ癒し難い政治的罪惡であります。而して此立憲政治と云ふものを能く吞込みしむるには、どうしても人格の尊嚴、個人の威力と云ふことを考へさせねばならないのであります。と云ふのは、既に第三節に申しました通りに、此立憲政治の組織と云ふものは唯々上の命令、役人の言付に従つて服従して行けば宜しいのでなくして、國家の運命を銘々肩に擔うて居ると自覺して自ら進んで國家の政を相談すると云ふ氣がなければならぬのであります。其氣象はどうしても此人格の尊嚴、個人の威力と云ふことが分つて居らなければ出來ないことでもあります。政治思想を發達せしむる上に於いても、右の方針が必要なのであります。或はこの我政治社會でも、自分は役人であり、或は自分は議員であると云ふことを利用して、自分の私慾を圖ると

云ふことが往々にしてあるので、神聖なる帝國議會の壇上に於いて、或は何々會社と結託して居るとか、或は何々會社から黃白を貰つたとか、或は又政府の筋から分け前を取つたとか云ふやうな醜事が摘發されることが寔に珍しくないので、實に遺憾なる事柄であります。是等も人民がまだ政治思想が幼稚であつて、所謂泣く兒と地頭には勝たれないと云ふやうに御無理御尤もで押し通した習慣が今日に至つてなほ一部に繼いで居るがために、人民が進んで斯くの如き行政上の官吏、或は立法上の議員と云ふものを監督するのが自分等の責任であると云ふ考が薄弱であるからして、斯くの如き曲事を敢てする餘地が存在して居るのである。若し人民の政治思想が發達して彼等の監督の眼が嚴重になつたならば、如何に天下の役人と雖も、又議員と雖も其曲を敢てすると云ふやうなことはないのであります。此政治の善し惡し、若しくは政治が正しく行はれないと云ふことは、國運の消長の上に偉大なる關係があると云ふことは今更云ふまでもない。實に古往の歴史が明々白々證明して居ることでもありますからして、敢て爰に冗辯を費しは致しませぬが、印鑑遠からず、隣國の彼の韓國の狀態の如き、或は露西亞の有様の如き、寔に我

々によき手本を示して居るものではあるまいかと思ふのである。露西亞の陸軍軍醫大學校教官のベヒテルエフと云ふ人が「人格の發展及び條件」と云ふ書物を公にして、其の中に斯う云ふ事を言うて居ります。近時の國家の政治組織と云ふものは唯々武斷的壓制を以て行はれ得べきものではない。必ず諸々人格の親和的共同生存に依らなければならぬのである。然るに悲しいかな、我露西亞は未だ武斷的壓制を夢みつゝある。如何にも武斷的壓制は一時は國家の安寧秩序を保持して行くことが出来るけれども、併しながら永久是に依つて國家を安泰にして行くことは出来ないのである。武斷的壓制は畢竟權道である霸道である。決して經道でない王道でないのであると云ふことを言つて居りますが、如何にも言は平凡であります、露西亞の近代に慨して此言は實になかるべからざることであらうと信ずるのであります。

次に之を法律の方面に照して見ますのに、法律は既に前に申述べました通り、實に商法、民法、刑法其他の手續法が燦然として具つて居るのにも拘らず、一方に於いては其法律と云ふものを十分に利用することを知らない、却つてそれが爲め

に迷惑を來して居る民もあるし、又他面に於いては其法律を曲解して、それを以て自分の私利私慾を圖る所の横着なる人民もあるものであります。所謂三百代言であるとか、或はモグリであるとか云ふやうな手合は、實に此後者の例でありまして、之に反して其三百の羈に罹り、モグリの陥穴に陥る所の天下の良民が全く前者の例に屬します。斯くの如き有様であつては、幾ら立派な法律があつても、寧ろ害とこそなれ、利益となるものではない。法律の要求して居る所は、畢竟する所、生命、身體、財産、名譽、自由等を安全にし、且つ正義と云ふことを廣布せむとする所のものである。若し生命、身體、財産、名譽、自由を安全にすることが出来ず、また正義と云ふことを廣布することが出来ないものであつたならば、法律は無用の長物に過ぎないのである。否、法律其物は決して無用の長物ではないのである。之を使ふ所の人民が未だ之を使ふことの出来る程度に達して居らないからして、今日の法律も畢竟其用を爲さないと云ふことになつて居るのであります。又之を一方から見ますと云ふと、法律の要求する所正義あるのみ、法律の前には士族も平民もなく、全く萬人平等であるべき筈である。併しながら今日或は此社會の上流に位する人

は巡査を番人に付けて、花をひいたり、博奕をやつたりすると云ふことは是も隠れもない話であります。斯くの如く法律の前に平等と云ふことを主張することが出来ない現象である。斯くの如く法律があることも其用を爲さざるのみならず、却つて蠱毒を社會に流して居つたり、或は法律の前に萬人平等であると云ふ根本主義が行はれないで居ると云ふのは、矢張り人民の間に法律思想が普及して居らないからである。法律思想が普及して居ないと云ふことは、權利義務の觀念がハツキリして居ないと云ふことで、權利義務の觀念ハツキリせず、薄弱であるのは、畢竟人格の尊嚴、個人の威力と云ふことを認めないからであると信するのであります。又彼のベヒテルエフが言つた如く、如何にも法律と云ふものと、行政の干渉と云ふことは決して兩立するものではないのである。若し行政上の手心と言つて無闇と此法律の範圍を侵して來たならば、我々人民の生命、身體、財産、名譽、自由と云ふものは、一日も其安固を保つことは出来ないものであります。ベヒテルエフは自分の現在する露國について非常に其點に就いて慷慨して居りますが、其事は姑く措きまして、兎に角我日本に於いても未だ此の行政上の手心と云ふこと

が法律の權威を全く侵さないと云ふことは言はれないのであります。今日或は社會主義など云ふものに對し、或は自然主義など云ふものに對しては、此行政上の人は非常に之に向つて、戰慄をし、且つ迫害をして居るかのやうであります。成程社會主義若しくは自然主義と云ふ中には、一部危険なる思想があると云ふことは私も確かに認めて居るのであります。併しながら學者が實際學問的に研究する分に於いては、毫も差支へなからうと思ふのでありますけれども、それさへ今日に於いては未だ自由になつて居らないのであります。正義の觀念の發達して居る所では、國威隆々と興りまするけれども、正義の觀念の乏しい國に限つて段々と滅亡に近づいて行くのであることも、今更之を述ぶるに餘りに明白なる事實である。聞くが如くんば現代の韓國の國民の間には、殆ど此正義の觀念が將に絶滅せんとして居ると云ふ姿であると云ふことであります。若し我々日本人として韓國の有様を真似ようとするならば、いざ知らず、さうでなくして今日世界の列國と競うて益々國威を伸長し發展せしめむとするならば、必ずや正義の觀念を明かにしなければならぬのであります。正義の觀念を明かにすると云ふことは、やが

て人格の尊嚴、個人の威力を認めしむると云ふことに、出でなければならぬのであります。事爰に出でなかつた爲に、是まで社會の爲に暫くの間は不祥事が起つて居つたのであります。

又之を産業の有様の上から證明して見ますと、産業の組織に於いて最も大切なことは信用と云ふことであります。即ち一たび約束したことは決して反古にしないと云ふことでありまして、是には前の法律思想と相伴うて、正義の觀念が其抵牾を爲して居るのであります。即ち自分が人からして決して迷惑を掛けられまいとすると同時に、自分が決して他の人に迷惑を掛けないと云ふことの正義の觀念に基いて居るのであります。即ち信用と云ふことも畢竟する所、人格の尊嚴、個人の威力と云ふことに基いて居るのであります。然るに此信用と云ふことは實に我國民の間には薄いのでありまして、昔から商賣人と屏風は曲らなければ立たないと云ふ諺さへありますが、何でも商賣人と云ふものは正直なことをしては儲かるものでない、成立つて行くものでない。屏風のやうに曲りクネリして行つてそこで商賣人は成立つものであると云ふ考を有つて居るものであります。

斯くの如き考が知らず識らず習慣俗を爲して、終に今日に至つて、尙未だ其迷を破るに至らず、或は見本と實際の物と變へたり、或は注文の時日と遠ざかつたり、或は少し販路が擴つて來ると直ぐに粗製濫造をやつて見たり、實に不信用千萬のことをやつて居ります。實業界の誰やらが、先年我日本人は對人信用がない。唯對物信用ばかりあるのは、實に嘆かましいことであると言つたが、如何にも日本の社會は其通りである。人を見ないで物を見る。銀行が金を貸出すに當つて、其借り手を見ないで、借り手の持つて來る擔保品を以て見ると云ふ有様である。斯くの如きは人が仕事をするのでなくして、物が仕事をするのであると云ふことになつて居りませう。どうしても此對物信用では、此商業の取引など云ふものは活潑敏活に行くものではない。必ず對人信用であらねばならぬ。英吉利の人の如きは實に此對人信用が厚いのでありまして、殆ど一たび約束したことは、どんなことがあつても之を反古にしないと云ふことであります。しかも英吉利人の斯くの如き正義の觀念と云ふものは、實に内に焰々と燃えて居りますけれども、併しながら必ずしも此法律の條文に拘泥して、所謂重箱の隅を楊子でホヂくると云ふやう

なことではない。英吉利人は常に世の中に獨逸人ほど取引のしにくい所の國民ではない。彼等は直ぐに法律の條文とか箇條とか云ふことを楯に取つて何だかんだと言つて取引がうるさいのであると云ふことを言つて居ります。斯くの如き點から見ると、英吉利人は一向法律に拘泥しないやうでありますけれども、併し唯々彼等は條文に拘泥しないと云ふまでであつて、其正義の觀念の明かなること、世界第一等と言つて宜からうと思ひます。此條文に拘泥しないで、而も正義の觀念が明瞭になり、従つて信用が厚いと云ふことが、英國の今日の議會制度が寔に圓滑なる作用を爲し、又英國の實業社會が圓滿なる取引を爲して居る所以の重なる原因であらうと信するのであります。

次に産業制度に於いて最も大切なることは忠實と云ふことであります。殊に近頃の如き、段々と所謂キャピタリズムが起りまして、大資本で大袈裟な仕事をするには、なか／＼其監督の眼と云ふものは大勢の労働者に届くものでない。それであるからして、其労働者と云ふものは、監督が居らうと居るまいと、自ら勤むる所がなければならぬのであります。さうでなければ折角の此キャピタリズムの

作用も其妙を盡すことが出来ないのであります。然るに我日本に於いては、此の監督と云ふことが非常に困難なことでありまして、日本人は目の前では忠實なやうであつても、而も蔭では非常に怠けがちな所の國民であります。それでありまゝするからして、今日では殆ど監督に監督を付け、巡査に巡査を付けなければ、仕事は圓滿に行かないと云ふ様な有様であります。ちよつとした所でも、或はカスリを取つたり、或は他の者と結託してコンミッションを取つたり、或は注文品は胡麻化して其商品をクスネたり、或は商店の小僧が油を賣つたり、乃至大工、左官の棟梁の居らない所で色々の雜談や居眠りをやつたりすると云ふ事は、殆ど普通の事になつて居るのであります。斯くの如き場合に於いては、逆も監督に監督を付けて、又其の上に監督を付けなければ、能く仕事が出来ないと云ふ有様である。今日東京市の電車の如きも、一つは監督機關の複雑といふ事が營業費の中の重なる一科であるまいかと思ふ。若し此監督と云ふ事が極く簡略に出来るものであるならば、今日の産業制度の上に少からぬ影響があるであらうと信するのであります。然るに此の監督をしないでも自ら働く云ふやうな人は、どうしても自分の義務、自分の

すべき仕事と云ふことを明かに自覺して、それをやらなければいけない。それをやらないと云ふことがハッキリして居る所の人間でなければ、殆ど忠實業に服すると云ふことは頗る困難のことであります。それ故に矢張り忠實業に服すると云ふことも、どうしても人格の尊嚴、個人の威力と云ふ事を認むさせなければならぬのであります。是までさう云ふことを餘り八ヶ間敷く言はなかつたが爲めに、此忠實と云ふ徳に於いて、我國民が未だ多く進まなかつた所以であらうと信じます。又産業組織に於いて望まじきことは勤儉でありますが、是も若し困つたならば兄哥の世話にならう、貧乏したならば親戚の助を受けよう、と云ふやうな依頼心のある者では、自ら勤儉して財産を興して不時の用に供しよう、と云ふやうな考の出るものではない。即ち獨立獨行の精神があつて、初めて勤儉と云ふ事が出来るのであります。即ち獨立獨行と云ふことは、天下に便るべきことは、自分一人の外ない。自分の腕一本ほかない。此自分の腕一本に依つて、どうにも、かうにも人生の海を棹さして渡つて行かなければならぬと云ふ確乎たる精神があつて初めて勤儉と云ふことが生れて來るのである。其獨立獨行の精神は、又人格の尊

嚴、個人の威力と云ふことを認めなければ出來ないことでもあります。是まで或は武士は食はねど高揚子であるとか、或は宵越の金は使はないとか言うて、而も財産と云ふことに對しては、頗る恬淡であつたと云ふのは、一面から見れば、美德であるに相違ないけれども、併しながら他面から見れば、褒むべきではない。而も其習慣が長い間脱却することが出來なかつたと云ふことは、是までの教育方針が間違つて居つたからであらうと信じます。

最後に之を社會の方面から見ますならば、或は今日どうも日本には公德が少いと云ふやうなことを言うて、大に慨嘆して居る。盛に小學校から中學校、乃至は他の學校に於いて公德養成に於いて骨折つて居るやうであります。然るに此の公德養成について、動もすれば公德には特別の公德心と云ふものがあるのだから、公德を大に起さんには、公德心を養成しなければならぬと云ふことを説いて居りまするけれども、是は甚だ間違つて居るのであります。決して普通の良心以外に公德心と云ふものはないのであります。唯々公德と云ふことは、畢竟人の迷惑になることはしない。人の見て居る所でも、見て居らない所でも、他人の迷惑に

なる事はしないといふ所の精神から生れ出て來るのであります。若し其精神から出たのでなければ、其公德と云ふものは、褒むべきものでないのであります。或は公園の木を折つたり、或は公園の芝原を踏みじつたり、或は表扉に樂書をしたり、其他街道で石や瓦欠けを投げたり、或は天下の公道を我物顔に使用して居つたり、其他あらゆる所謂公德に背いて行ふと云ふものは、畢竟さう云ふことをしたならば他の人間は嘸ぞ迷惑をすであらう、さぞ嫌な感じをすであらうと云ふこととの思ひ遣りがないから、斯かる惡業を爲すのであります。若し果して他人の人格の尊嚴を認め、他人の個人の威力を尊重することであつならば、斯かる所業は出來て來ないのであります。そうして他人の人格の尊嚴を認め、他人の個人の威力を認むるの根本はやはり自己の人格の尊嚴を認め、自己の個人の威力を認むるといふ事に歸するのであります。其他之を社會上から見ますると云ふと實に種々雑多の事柄があります。要するに社會上の缺陷と云ふものは、此人格の尊嚴、個人の威力と云ふことを認めないからして起る所のものであると云ふことは疑ひない事實であらうかと信じます。

最後に此時代精神の方から見ませうならば、青年が或は墮落する——腐敗すると云ふことは此前にも既に申しました通りに、矢張り既に昔の思想、若しくは昔の習慣から自由に解放せられたる自我が未だ自分の安心する地盤を求め得ないで、浮か／＼して居る所の苦痛——煩悶の聲であると信するのであります。夫でありますからして、若し彼等に確乎たる信念の基礎を與へ、其自我満足と云ふことの根據の上に新しき着物を著せる様にしたならば、彼等はそこに安心の地盤を求め、やうに至らうと思ひます。然るに是までの教育の方針は、事茲に出でずして、青年は生意氣である、或は不埒であると言つて、頭ゴナシに之を抑へ付けようとしたのであるからして、其反抗として却つて青年の腐敗墮落を來した様なことが有つたのではなかつたかと思ひます。先に申述べました通り、賢き聖人——ソクラテースは決して自我満足の發達を以て害とせずして、之を基礎として、亞丁の危機を救つたと云ふことは、今日の徳教に就いて思を致すもの、深く考へなければならぬことであると信するのであります。

以上述べた所で時代精神の要求する所に従ひ、社會の狀態に應じて參りまするのに、どうしても人格の尊敬、個人の威力を認むる所の者を養成しなければならぬ。それが今後の徳育の方針であると云ふことを信する者であります。之を具體的に申しますれば、自己の人格を自ら敬することの出来る個人を養成すると云ふこととであります。即ち私の考は此の意義に於いて個人主義であります。併しながら私の所謂個人主義は決して利己的個人主義ではない、悪い意味の個人主義ではない。やはり人格主義といふ方が一番宜いやうであります。斯く申しますると必ず是に疑惑があるであらうと思ひます。私の考は個人主義である。是は我國家の基礎と相容れないものである。我日本國家は、必ず國家主義であらねばならぬと云ふであります。併しながら是は個人主義と云ふものと利己主義といふものとの差別を混同した所の議論でありまして、利己主義と國家主義とは如何にも衝突する考でありますけれども、併しながら個人主義と云ふものと、國家主義

五

と云ふものとは決して衝突するものではない。國家主義から見ましても、其國家を組織して居る所の個人と云ふものは、どうでも構はない、個人は奴隸にしよう、案山子にしよう、機械にしよう、動物にしよう、と云ふことは言へないであらうと思ひます。なぜならば、若し國家が個人を奴隸にし、案山子にし、機械にし、動物にして仕舞つたならば、國家自身の安寧幸福を維持し、之を増進する事が出来ないのです。彼の軍隊の如きは、社會組織の中に於いて最も服従と云ふことを大切なる徳義とする所の組織であります。若し軍隊と云ふものからして、服従と云ふを抜去つたならば、其軍隊の生命はないと言つても差支へないのである。其服従を命として居る所の軍隊でも、矢張り其軍隊を組織して居る所の兵隊と云ふものゝ明かに人格の觀念を有ち、個人の威力を信じて居るものでなければならぬと云ふ事は明かなる事であります。前に挙げました所の彼ベヒテルエフと云ふ人は、日露戦争の事を例に引いて言ふのに、我露西亞の軍隊が日本の軍隊に負けた所以のものは畢竟する所、一兵卒の精神、人格の如何に依るのである。我の兵卒は是まで擅制——壓制政治の下に唯々服従、唯々機械、所謂仕方ないから諦めると云ふ事を金

言として居つた所の人物で、然るに日本の兵卒は實に自由豁達の國の下に養成せられたものであるからして従つて、兵卒の働は機敏であり、活潑であり、又能く機宜に適して居つたのである。これ我の負けて彼の勝つた所以であると述べて居ります。斯くの如く最も服従を命として居る所の軍隊でも尙ほ然り、其の他の社會組織に於いては個人の人格威力と云ふものゝ重要であることは推して知るべきであります。されば人格の尊嚴、個人の威力と云ふことが却つて國家それ自身のためになると云ふことは多く言葉を要せずして明かなることであります。それでありますからして、どうしても國家と云ふ方から見ても個人を疎かにすることが出来ぬと云ふことは明かなる事實でありますし、又之を個人と云ふ側から見ましても個人自己の人格の尊敬を増し、自分の威力を發展せしめて行くには、益々他の人間と共同生存する必要がある。到底單獨にして自分の尊敬を發展し、自分の威力を増進する事は不可能事であります。それでありますからして、眞の國家の組織は、どうしても諸々の自由なる、又活潑なる人格の親和的共同と云ふことを期さなければならぬのであります。彼シュタウディングと云ふ學者は人

間の社會組織を三つの種類に分けまして、第一は人間は他の人間を人間として見ない、全く動物以下の者として見て居ると云ふ交り方である。其場合には他の人は全く自分の意志を満たす所的手段と見まして、他の人間をば機械視し、道具視して行くのである。其場合には其人々の徳義と云ふものは、唯々狡猾と暴力とあるばかりである。次に第二に人々の交際は利己的共同生存である。それは前の様に他の人を目するに機械を以てしないし、又動物を以てしない。人間として見て居るのでありますけれども、併しながら其人間と共同生存をやると云ふのは、畢竟利己の爲である。丁度株式會社を組織して銘々の株主が自己の利益を受けると同じ事であると云ふ種類であります。此場合に於いても矢張り個人々々の徳義は狡猾と暴力であつて、自分の利益の爲にはどんなことをしても宜いと云ふ有様である。第三は親和的共同生存の形であつて、銘々自己の人格を認むると同時に他人の人格を認め、自分の人格を尊重すると同時に、他人の人格を尊重して共同して行く所の親和的共同生存の形である。是に至つて初めて眞正の共同生存が出来て行くのである。國家的生存も必ず茲に至らなければならぬと云ふことを述

べて居ります。是は必ずしもシュタウディングー一人の私言ではなくして、或はコーヘンの如き、或はシュタムラーの如き、或はフォーアレンダーの如き、所謂カントに脚を立て、居る所の學者及び社會政策家のナウマンの如き、全く之を主張して居ります。如何にも尤もな考でありまして、彼等は多く之を稱して自由人格の國家と言つて居ります。論語の中には「君子和而不同、小人同而不和」と言つて居ります。即ち君子は能く和するが唯々無闇に雷同附和して、人の眞似をするとか、或は人の御機嫌を窺つて屈從して居る等はしない。然るに小人は之に反して、屈從したり、或は模倣したり、人に同するけれどお互に尊重し合ふと云ふやうな和がないと云ふことを言つて居る。頗る味はふべき言であらうかと信じて居ります。故に眞の國家主義は、眞の個人主義とは決して衝突するものではない。衝突するやうに見るのは、何れも僻見であると言はれなければならぬのであります。猶之についてその根柢なり、その應用なり等を論じたい事論じなければならぬ事が澤山ありますけれど、餘りに長くなりますから一と先づこれで御話を止めようと思ひます。

(附記) 右の一篇は十一月二十二日福島縣教育會の席上に於いて爲せる講話の大意を筆記せるものなり。眞に一場の講演なれば、單に大體の輪廓だけを述べて、到底其の詳を盡すこと能はざりき。讀者若し此文に隔靴搔痒の感あらば、それは前陳の次第なるに由ることを諒せられんことを。後に於いて多少添削を加へたれども、要は全く同一なり。

—「教育學術界」第十八卷第四號所載—

二 宗教と教育

爰に宗教と教育との關係に就いて聊か愚見を述べて大方諸君子の御叱正を仰ぎたいと思ふのであります。併し一般に宗教と云ふものと教育と云ふものとの關係如何と云ふ純學術的のことを申し述べるのでなく、現代の日本に於ける實際問題として申して見たいと思ふのであります。此の問題は我國學術界の長間の懸案でありまして、既に幾多の諸先輩の御論も出て居ります。又私も先年「世界の根柢と人生の理想」と云ふ題で、丁酉倫理會の講演集に愚見を申し述べてありますが、しかし此問題は私の見る處では、未だに確固たる斷案がつかずに今猶ほ活ける問題として、學者實際家の胸裏に往來しつゝあるやうに思はれます。そ

こで私は再び意見を開陳して一は以て先年申し述べて未だ充分でなかつた處を補ひ、又傍ら私の論の受けました批評にも答へ、更に大方の諸君に、殊に實際教育の任に當らるゝ方々の御意見をも伺ひたいと思ふので、此論を草するのであります。此の教育對宗教の問題は之を二種に分類して考察するのが至當であつて、又便利かと思はれます。二種と申しますのは、第一は教育制度の上より見ましたる教育對宗教の關係で、第二は教育内容より見たる教育對宗教の問題であります。此の二つの問題は根本に於いては離すことが出来ない問題であります。その譯は、教育制度と申しましても、其内容を離れて存在する事は出来ない、成るべく内容を充實し、完成する爲のものであつてみれば、制度問題とは本來離すことの出来ない道理であります。しかしながら此兩問題に對する我が日本の解決は既に異つて居りまして、若し一括して論ずることになりますると、教育全體のことを其論理上から實際上からその根柢からして論じて來なければならぬことになりました。私如きものには到底其處まで論ずることは出来ないことになりましますからして、こゝでは寧ろ之を二種に分ちて別々に論じ、成るべく問題の範圍を狭くし、且つ了解し易いやうにしようと思ふのであります。

二

教育制度の上から見ました教育對宗教の關係は、我日本に於いては明治教育の開始以來今日に到るまで、終始一貫した方針に従つて居るのであります。是は全く解決がついて居るといつて宜いのであります。そは如何と云ひまするのに、教育と云ふことは、全く國家自らのなすべき事柄であると定められてあつて、絶対に宗教の手をば容れないと云ふ方針になつて居るのであります。申すまでもありませんが、明治五年の學制の中に、神官僧侶にして、大學・中學・小學の教員免許状を持つて居る者は、學科授業の時間内に於いて其教義を説教することを禁ぜられて居つたのであります。又明治六年八月には、教導職と學校教師とを兼ねることを禁じてしまひましたし、それから明治卅二年八月には、總て官立・公立の學校及其他學科課程に關して法令の規定ある學校に於いては、課程外であつても宗教教育を施したり、或は宗教上の儀式を行ふ事を許さないと云ふ訓令が出て居ります。此

間實際教育行政の樞議に與られた方々は色々に変つて居られますけれども、教育と宗教とを全く別けると云ふ方針に到つては斯の如く明治の初年から今日に至るまで、終始一貫して變ることがなかつたのであります。

七〇

斯くの如く我國に於いて宗教と教育とを全く引離したと云ふことは、事偶然に似て決して偶然でないやうに思はれます。なぜなれば、明治政府が明治四年に始めて文部省を置き、教育一切の事業を擧げて是を國家の手で管理しようと思はれたる結果、猶ほ之を一般にも覺醒せしめようと云ふ計畫に外ならなかつたのであります。維新當時まだ各藩割據の風が残つて居りまして、従つて各藩の士族は、等しく之天下の一士民たることを自覺して居なかつたやうな有様で、協心戮力して、斯の新日本の經營に奮闘しなければならぬと云ふやうな考は、少數達識者の外には殆どなかつたやうであります。斯う云ふ有様では、切角百政維新の雄圖も、中途にして腰を折つてしまはなければならぬかも知れぬ。そんなことではならぬ、是はなんでも國民の頭腦中に、統一國家の觀念を明にし、強くして、而して同時に泰西の

新文明をとらねばならぬ。さなくては内強固なる國家を作り、世界列強と相對して行く事は出来ない。それには先づ統一國家の觀念を基礎としたる教育を施すより外はない。かう云ふ考が明治政府の考で、それ故に明治の初年から四五年にかけて出ました所の諸々の布告布達を讀んでみましても、總て我國の國體を明にし、國の存立してゆく所以を國民に知らしめてゆくと云ふことが、教育の趣旨であるやうなことを、始終反復丁寧に説き示して居つた事が明に見えて居ります。こんな有様でありましたから當時の當局者の眼中には國家あるを知つて宗教などは眼に入つて來ない。教育は國家のする事柄であると云ふことは、殆ど議論なしに決つて居つた者であるかのやうに思はれて居つたのであります。然るに其後は如何であつたかと申しますると、段々歐羅巴と交際してみますると云ふと、彼の著しく我に優つて居る點は、諸々實用の學術例へば醫學であるとか、或は理學、或は工學、或は法學、經濟學と云ふやうな學問の進歩して居る處であると云ふことを悟りまして、後れ走せに世界交際の仲間入をしたところの我日本が、彼等と相對峙してゆく爲には、出来る丈早く彼等の學問を吸收し、彼等の學問を齟齬して、さうして

之を自分のものにして行かなければならないと云ふ考であつたと見えまして、その方面をば非常に鼓吹されたやうであります。その反對に國民の品性の修業であり、或は國民としての自覺の喚起であると云ふやうなことは明治四五年以前の時と比べると、稍々閑却されて居つたかの觀があります。當時の教科目を見ますと云ふと、修身と云ふものは、小學校に於いても、中學校に於いても、總て諸學科の後に置かるゝと云ふやうなことになつたのであります。甚しきは全く修身教育を缺いた時代もあります。

併しながら斯の如き施設は明治維新の大精神と一致しない、明治御維新の大精神は國民的大自覺を起さしめると云ふのであります。唯々實用の學を尙んで國民としての修徳を怠ると云ふことは、決して望ましいことではない。そこで又明治十二年頃になりまして、學制上の變改をして修身を大切な學科となし、殊に明治十八年に伊藤公の大改革がありました。是迄の大政官組織が内閣組織となり、伊藤公自ら總理大臣となり、所謂第一次伊藤内閣が組織されたのであります。其時閣員の一人として文部大臣の椅子に着かれましたのは、彼の有名なる森

有禮氏であります。森有禮氏は飽くまで明治御維新の大精神を奉じて、教育は飽くまで國家的のものであらねばならぬと云ふ考からして、總ての施設、總ての組織を其の方針にしたのであります。従つて其頃迄動もすれば閑却せらるゝ傾のあつた修身若しくは倫理と云ふものをば、總ての諸學科の眞先に置いて、學校の教課目の中に於いては最も重要なものとしたのであります。加之例へば大學令の中には、大學は國家に須要なる學術技藝を教授し、且つ其の蘊奥を究むる所とすと云ふやうに、學術技藝其のものをもやはり國家的の上に建設したのであります。其他師範學校制度の如きは、極めて堅確なる國家主義の上に之を打立てまして、國民自覺の基本としようとなされた跡が歴々として見えるのであります。爾來教育行政の主眼に當らるゝ人々は、仔細の點に於いては多少變改をなされましたが、その大精神大方針に於きましては總て故子爵の制度を奉じて以て今日に到つたのであります。されば制度の上に於いては明治教育の開始爾來今日に至るまで、教育は始終一貫した不動の基礎の上に置かれまして飽くまで之を國家的のものとなし、毫も宗教の手をば容れなかつた事は事實の上で明であります。

翻つて考へて見ますと、我日本が明治の初年以來今日に至るまで、明治教育史の上に毫も宗教と云ふことを入れなかつたと云ふことは、國家政策の上から見ましても、又純理の上から見ましても、寔に當然の處置と思ふのであります。先づ純理の上から考へて見ますと、凡そ宗教と云ふものは、マルクス等の云ひました通りに、私の事柄で公の事柄でないであります。それ故に今日に於いては既に憲法に保障せられて居るやうに、我々は或は基督教を信じやうと、或は佛教を信じやうと、乃至其以外の宗教を信じやうと、そは其人の信仰の如何によることでありまして、其以外には何等の規定原因もありません。それ故に宗教上の信仰は、何うしても人々によつて、區々に別れざるを得ざる運命を有つて居ります。然るに教育事業は之を客觀方面から見ますれば、國家が有する公の事である。國家がそれ自らの自衛發展の爲にする事であり、されば今、自然區々に別る可き性質を持つて居る宗教に、公の事柄たる教育の事を委せたと致しますれば、其教育は必

ず區々のものになつて、統一が付かなくなる。統一がつかなくなれば、最早公の性質を失つて、宗教共者と同じく私の者になつてしまふのであります。私の者となれば、國家は到底それで自衛發展をすると云ふ事は困難になります。且つ實際政策上からいひましても、若し假りに宗教の手に教育を委ねることが宜いことであるに致しましても、既成宗教の中いづれを取る可きであるか。基督教をとらんか、佛教を擇ばんか、其の取捨選擇に甚だ困難を感じなければならぬのであります。佛教の教理には實踐上から見て、長所もあれば、短所もある。基督教の方にも矢張り實踐上から見て優れたる所もあれば、劣れる所もある。或一つのもので完全と云ふのはないのでありますから、愈々教育を宗教に委ねるに致しましても非常に困難なることであつたに違ひないのであります。若し又佛耶兩教の内、孰れか其一方を選んで他の一方を捨てると云ふことになりましたら、選ばれた方は動もすれば跋扈を極め、捨てられた方は動もすれば反抗すると云ふ事も考へ得らるる事で、若し又兩教並べて選ぶとすれば、又兩者の間に軋轢なきを期し難い。明治教育は、新たに明治政府の畫策されたる所のものでありまして、新に起してゆく

であります。新たに起してゆく場合に、何を苦しんで將來ゴタ／＼が起り易いやうな宗教に委せる必要があらうか。明治教育は飽くまで國家が之を畫策施行して國家の自衛及其の發展を基礎としてやつたと云ふ効果は、諸般の事柄に於いて證明せられて居りますが、殊に日清戦争、北清事變、近く日露の戦争等、國家の大難のある際には際立つて顯著になつて居ることは、今更申すまでもないのであります。之を歐羅巴の方面に考へてみますると、歐羅巴の教育對宗教の問題は多く此の制度の上に關するものでありまして、制度と致しましては、今や列國共に國家が教育事業を宗教の手から奪はうと試みて居るのであります。佛蘭西は一兩年以前に大騒亂の後に、辛うじて之を國家の手に收むる事が出来たのであります。又英國に於いても、昨年の議會に大問題として提出いたされまして、政府は非常に之が爲に惡戰苦闘をやられたやうな風であります。斯くの如く列國が總て教育を宗教の手より奪つて、國家に收めようとして居りますのは、恐らく日清戦役、日露戦役などの示したる結果が、彼等の反省を促したものではなからうかと思はれるのであります。若し果して然りとすれば、我明治の最初から宗教と教育とをば全然

分離して、國家自らが之を畫策施行したと云ふことは、大に肯綮に中つて居る制度でありまして、明治教育の劈頭に於いてこれを畫策した處の、大木、田中等の政治家は、確に其の先見の明を誇ることが出来ると云うても宜からうと思ふのであります。

四

以上制度の上から宗教對教育問題の明治教育史の概觀を試みたのであります。が、さて翻つて教育の實質と云ふ側から之を觀ましたならば、如何であるかと云へば、前の制度の上から觀たとは多少異つた點があるのであります。明治の初年以來今日に至るまで、小、中、大學其の他の各種學校で教鞭を執られた人で、明に自分は佛教徒である、基督教徒であると告白して居る所の人も少くないのであります。し、又明に何宗、何派の信者であると言はないまでも、殆ど信者と同資格の人も随分あつたのであります。師範制度の未だ確立致されない前に、小學教育に従事したる所の多くの人は、やはり神官か、僧侶か、或は其地方、その物知りと云ふやうな人

々であつたのであります。明治六年に教導職と學校教師とを兼ねることが出来ないと云ふ御布達が出て居りますけれども、其場合には兎も角表面上神官僧侶の籍だけを脱して、そうして學校教育に従事して居つたのでありまして、此の御布達の趣旨は寒村僻邑までは届かなかつたのであります。又高等の學校を見ますると云ふと、最初大學南校、東校時代から東京大學となり、帝國大學と變じて來ました間に、最初教鞭を執つて居つたのは、多數は西洋人であつたのでありまして、而も彼等は多くは一定の宗教、或は新教、或はカトリック教を信じて居つた人々であつたのであります。それでありまするからして、縦し教場で基督教を説かず、基督教の儀式禮拜を用ひないと致しましても、暗々の感化は其間には限らないのであります。其の著しき例を申しますならば、彼の故黒田伯爵が開拓使長官として札幌に農業學校を打立てました時、英學校を管理致されましたのは、亞米利加人で熱心な基督教信者であつたのであります。従つて其の人の感化は偉大なものであります。札幌農學校の出身者には實に異種異様な人物が輩出して居ると云ふのは、多く其の人の感化に基いて居るのであります。又同志社を管理した令名の

あつた處の新島襄氏の如きもどうであるかと云ふと、是は云ふ迄もなく、基督教の學校である。飽くまで基督教主義によつて立つて居る所の學校でありまして、多くは其處に學ぶ人は基督教信者であつたのでありますけれども、其新島氏の感化の及ばず所種々なる人物を輩出しまして、今日日本の教育界に樞要の位置を占めて居る人で、此學校の出身にかゝつて居る人が少くないのであります。さう云ふ様に制度の上に於いては前申しました通りに、宗教と教育とは明に區別されて居りましたけれども、實質其物の上から言ひますると云ふと、必ずしも離れて居つたと云ふ事が出来ないものであります。制度の上にさへ別けて置けば、實質の方は構はぬでも宜いと云ふのは、俗に所謂「頭隠して尻隠さず」の流で、宗教家の方から云へば、名を興へて實を取ると云ふことも出来るので、詰りは制度の精神も没却せられてしまふのであります。流石に慧眼の井上哲次郎博士が宗教と教育との衝突と云ふことを述べまして、基督教は我教育の御精神とは矛盾して居るものである。我教育は國家を基本として居るのに、基督教は超國家を基本として居るのである。我教育は忠孝を以て基本として居るのであるのに、忠孝を余り説かないばかりで

なしに、動もすれば忠孝と矛盾した教を説くものである。我教育は全く世間の爲に出来て居るものでありますのに、基督教は出世間のことを説く所のものである。かるが故に基督教と我教育とは全然相容れない所のものであると云ふ論を立てられましたのは、明治廿五年の秋のことです。爾來約一年基督教徒はヤツキとなつて、井上博士の議論を反駁し、井上博士は又再び之を辨明すると云ふやうな花々しき論戦があつたのであります。さて此の論戦の結果は如何に、實際の事實如何と顧みますると云ふと、最近十年が程の間の趨勢と云ふものは、天下の學生が靡然として宗教の門に趨つて、宗教を求むるの聲が甚だ喧しかつたのであります。是に於いて大學及直轄學校乃至私立高等専門の學校等の學生の間には、或は基督教青年會であり、或は佛教青年會であると云ふやうなものが組織せられるばかりでなしに、態々宗教界の元老を招待して、其の話を聴くと云ふことも流行して居つたのであります。それでありますから實際の内容方面から云ひますると云ふと、井上博士の色々の御議論がありましたにも拘らず、宗教と教育とが相結んで居つたのであります。而も明治三十二年の文部省の訓令があるに

も拘らず、大學より直轄學校其の他の私立學校に至るまで、其學校管理者は、其學校に於ける右申したやうな諸々の會合等を之を命令によつて解散せざるばかりでなく、中には之を獎勵するといふ傾向さへあつたのであります。それから見ますれば、内容方面から見ますると、教育と宗教とは段々密接に手を携へて來たものと見ゆるのであります。然らば現状は如何かと云ひますると、十年爾來持續し來つた求道の聲は今も猶ほ盛でありまして、大學及直轄學校に於いて、その他の専門學校に於いては、矢張り學生等は、其方の研究、其方の翫味に中々熱心になる有様であります。さてそれ等を翫味して多少なりとも宗教的興味を持つて居る所の者の一部の人々は、臆て社會に出て中等教育の任務に就くと云ふ有様であります。又他方を見ますると云ふと、私立學校に對して無試験檢定の資格を與へまして、或一定の學校の或一定の學科を修めた者は、是々の教員免狀を下附することが出来ると云ふ規定を設けて居るのであります。例へば東洋大學の如きは、修身、教育、國語、漢文科の免狀を下附さるゝことになつて居るのであります。而して東洋大學は表面に於いては何等の佛教の儀式禮拜を用ひると云ふことはないのであります。

するけれども、併し彼の學校の歴史、管理者の上から見ましても、少くとも佛敎的色彩を帯びて居ると云ふことは否まれない事であります。此の著色の上に立つて、其のフトモスフイヤの中に養成せられたる人間が、教員になると云ふことになりますると云ふと、やはり其の人々を通じて、宗教と教育とが手を握る機會があると思はなければならぬのであります。其他青山學院の如きも、其高等科を履習せる者には、英語の教育免狀をやると云ふことになつて居るのであります。而して青山學院と云ふものは、十目の見るところ、基督教主義の信仰を土臺として置くこと、ふ學校であることは、隠れもない事實であらうかと思はれる。是等の人が學校を出て、中學校に教鞭をとるやうになりますれば、よし教場に於いては、其の教義儀式を説かないに致しましても、兎に角信念の上に立つて居る人が教育をやるのでありますからして、其點に於いて又教育と宗教とが互に手を執つて居るのであります。若し之等の學生にして、自分の信仰を棄て、自分の信仰以外の力で生徒を教育しようと思ふことであつたならば、是己を欺き、人を欺くものでありまして、苟も教育に従事する者はさう云ふやうなことはない筈であります。それでありま

からして内容方面から見ますると云ふと、制度の上では全く引離されて居つた宗教と教育とが幾分か互々に結びつけられてゐると云ふ形跡が十分であると云はなければなりません。

五

以上述べましたのは、明治教育の宗教對教育關係を制度の上からと、内容の上から見ました極めて概略の觀察であります。然らば將來は如何なるだらうと云ひますると、私の考へます所では、制度の問題としての方には、先にも一寸申しましたやうに多く疑問も残つて居らぬやうでありまして、世間では此點に就いて餘り議論がないやうであります。しかし内容方面には幾多の疑問が残つて居るやうに思ふのであります。明治二十三年に教育に關する勅語を下されてから此方は殊に明瞭に教育の趣旨が明になりました。總て此の御勅語の精神に則らなければならぬ。上大學から下小學校に至るまで皆同じことになつて居ると云ふことは今更申すまでもないことでありまして、又事實それに従つて行はれつゝあるので

あります。併しながら此勅語の喚發されてから最早十年、而も其御精神がまだ比較的、青年の間に染込んで居らない。實行の上には往々にして反對のことが多く表れるやうである。青年の間に往々にして厭ふ可く、憂ふ可き不目出度い現象が起つて居ると云ふことも否定しないのであります。學校生徒として同盟休校をすると云ふやうなことも今尚ほ其跡を絶たずに居るし、又學校生徒としてすまじきやうな行を敢てするやうな輩も全くないではありませんせぬし、又一般の學校教育を受けた紳士としては、其の公德に於いて、其の私徳に於いて甚だ遺憾なる點が多いと云ふこともあり、今まで十分御勅語の精神は新日本の新青年の腹の底まで染み渡つたと云ふことは遺憾ながら斷言しかねる實狀があるのであります。固より青年の今日の實狀は、一部の新聞雜誌乃至人々が唱へる程腐敗墮落して居るとは私は信じない。教育の進歩と共に教育を受ける者の數が著しく増加して來て居る今日に於いて、極めて野鄙なる、卑劣なる、紳士として恥しいやうな所業をする者が多數の中には多少これがあると云ふやうなことは、どうも免れないことであらうと思ひますから、其點に向つては必ずしも悲觀する者ではないの

でありますけれども、さらばと云つて、今日の教育が果して遺憾なき程行届いて居るし、十分御勅語の御精神を貫徹せしめて居るとは斷言しかぬるものであります。そこで近頃に至りまして、一部の人士の間には、教育の効果を十分ならしめん爲には、是非とも宗教と云ふものを借りて來なければ駄目である。思切つて宗教を學校教育の中に入れなければならぬと云ふやうなことを主張するものさへ生ずるに至つたのであります。問題は此點であります。宗教を入れたなら、果して教育の効果が充分になるであらうか、又教育の効果が充分になるとして、如何なる宗教を如何なる方法によつて取入る可きかは問題なのであります。

私は先づ宗教を入れなければ効果があがらないと云ふ論者に問ひたいと思ふ。假に今日の教育の實があがらない、之を補ふには宗教を入れなければならぬと云ふ前提を許して、然らば如何なる宗教を入れる可きか、現在世界の二大天啓教と云はれて居つて、そうして現實我日本に行はれて居る所の基督教と佛教、此の中何れをとる可きかは、甚だ了解しがたき點であらうと思ふ。若し基督教を信じて居る人に言はしたならば、必ず基督教を入れなければならぬと説くであらうし、佛教

徒に論ぜしめたならば、必ずや佛教を入れなければならぬと説くであらうと思はれます。けれども是を公平なる第三者の地位から考へてみますと、兩者共に是我田引水の論であつて、必ずしも其一方のみが正當で他の一方は全然間違つて居るとは云へないことであらうと思ふのであります。それでありますからして、宗教を入れると致しまして、佛耶兩教何れをとると云ふことが既に大問題であるが上に、尙ほ宗教を取入れるに致しましても、どう云ふ風に取り入れるべきであらうか、此方法に就きましても非常に問題があるであらうと思ふのであります。是等の問題の明細なる解釋を聞いた上でなければ、宗教を教育の上に持つて來なければならぬと云ふ論に、私はすぐ賛成することを躊躇するものであります。それならば宗教と教育とは全然離る可きであるかと云うてみますと、それは宗教と云ふ語の意義の如何によつて、異ふのであつて、或意味に於いては私は宗教と教育とは、或點に於いて必ず相結付かねばならぬ運命を持つて居るものであると考へて居るものであります。よし宗教に伴ふ處の禮拜儀式或は傳説等を入れななくても、其宗教の根本精神と云ふものをば、教育の上に持つてくる必要はなからうか

と考へて居るものであります。今此事に就いて多少説明いたして見たいと思ふ。

六

此宗教對教育の問題に入つて論ずる前に、何故に斯かる問題が日本の教育界に起つたかと云ふことを明にせねばならぬ。之を明にするには、日本の道德界の現狀に就いて一瞥を放たねばならぬ。そはその現狀を見て宗教對教育問題の由來を察することが出来るからである。近頃人はよく今の社會には武士道が衰へたとか、徳教地を拂つたとか慨歎するものがある。併し其所謂武士道が衰へたとか、徳教地を拂つたとか云ふことは果して如何なる事實を指して云ふのであらうか。余はそれを聞いた上でなければ無雜作にそれらの言に調子を合せることが出来ぬものである。そは斯る抽象的言語を弄して現代を罵るのは殆ど東洋人の套語である。東洋人は動もすれば尙古主義に魅せられて、世が末になればなる程澆季であると云ふやうに考へて、現代を漫罵するの傾向がある。それは間違つた考で、世が後なればとて、必ずしも澆季になる許りのものでなく、又不道德になる許りの

ものでない。昔にも宜い處があつたに違ひないと同時に、今にも悪い事許りと云ふのではない。今を昔に較べてみれば、善い處も悪い處もあるに相違ない。否大體から云へば文明が進むにつれて、善い方が漸々勝つてゆく傾向があると云うても差支へないのである。されば我等は現代道德界を批評するのに、胸中に既に一定の偏見を置いて、それに當嵌めて漫罵してはならぬ。先づよく事實を指摘しなければならぬのである。然らば現代の道德的缺陷と見るべきは果して如何なることであらうか。

さて現代の道德的缺陷と見る可きものが夥多ある中に、世人の多く口に唱ふる處を見ると、大要次の數項に過ぎぬやうに思ふ。曰く、師弟の道衰へたり、曰く、朋友の道廢れたり、曰く、口を本能満足に籍して不倫の行をなす者多し、曰く、唯それ利己を宗とし成功を夢み廉恥の心地を拂ひたり、曰く、薄志弱行にして心膽の鍛練毫も見ることなきものなしと。斯の如き數項に過ぎぬと思ふ。以上の數項は儘に其の肯綮に當つて居る。此點に關しては余は世人と共に其事實を認めんと欲する者である。併しながら斯の如きに到れる所以の原因に就いて諸家の考ふる處必ずし

も一でない。或は之を今日の學校の教育の罪に歸するものあり、或は之を社會制度の缺陷に求めようとするものもある。是等も一々尤もの説にして余は之に向つて反對するものではない。唯々是を一向に學校教育に歸し、一向に社會に嫁せんとするの説は寧ろ偏見と云ふべきである。今以上列擧した現代道德上の缺陷と見る可き諸點に就いて一々分析を重ね、その由つて來る所を究めようと思ふ。

第一に利己を宗とし成功を夢み、廉恥の心地を拂ひたりと云ふことについて述べよう。何故に人は左様に利己を宗とするやうになつたのであらうか。それは第一には生活難である。今の青年の求職難は實に非常なものである。年々各學校を卒業して社會に出る幾十百の青年は、餓虎の如く血眼になつて、社會の隅から隅まで職をあさつて歩く。それでも仲々に得難い。偶々職にありついたとしても二十圓か廿五圓甚しいのになると、十八圓からある。今迄學生として右と同額若しくは同額以上の學資を仰いで居つた者が、一個の紳士顔をして矢張り同額で生活せねばならぬ。その困難なること固よりである。又必ずしも青年といはず、都鄙全體を通じて社會一般が生活に困難しつゝある。一方では物價はジリ／＼騰

貴するし(現今は少しは下落したれど)一方では世間一般の生活程度が高まるし、官
 加減の収入では到底遣り切れない。余が郷里の如きは東奥の僻諷の地で浮世
 の風波は比較的に來ないのであるが、併し近來の人情の廢れた事は實に痛歎すべ
 き程である。之は一方富豪の兼併の弊にもよらうし、租税の關係にも由らうし、物
 價の騰貴、生活程度の昂上等にも由るのであらう。斯る時勢であるから、所謂背に
 腹は代へられぬ。自然、利己を宗とし、他を顧みるに違なきものであらう。

次には今は實業インダストリアルの社會である。四民は皆平等で、政治、法律、學術の世界に於いて、
 何人も特權と云ふものがない。社會上之ありとすれば唯々貧富の差別のみにな
 った。實際今日の處金權が政治を動かす、法律を動かす、學術を動かすの力を持っ
 て居るの事實がある。今日は金さへあれば、肉體上に於いても精神上に於いても
 満足を買ふこと極めて容易である。斯る社會であれば、所謂青年の理想たる「青雲」
 なるものは、昔の役人になる、政治家になると云ふより、實業家になる、露骨に云へば
 金儲けをすると云ふ方に變じて來たのはむしろ當然であると云はねばならぬ。
 既に志金を儲けるにある、萬事が算盤づくめになつて、従つて廉恥などを八ヶまし

く言ふこと能はざるやうになつたのである。その上政治、法律の方で、動もすれば
 利己主義と混同され易い處の個人主義を説いて居る。此事は嘗て本誌上に於い
 て「今後の徳育の方針」と題して論じた事がありますから、今は省いてをきます。

又一方では外國との精神上の交通日に繁くして、彼地の哲學、文學等直接に人心
 の秘奥に觸るゝ處の學藝が刻々に我邦の青年の眼に觸れる。然るに利己精神は
 彼地に於いても十八世紀の末から十九世紀及現世紀にかけての文明の一着色で
 あつて、大膽に男らしく之を主張するものもあり、又社會の壓迫に對する個人の惱
 みを婉微の曲で漏らすものもある。さなきだに利己心の燃え立つて居る青年が、是
 の如き哲學、文學に接するのであるから、そは畢竟火に油をかけたやうな勢になつ
 たのである。是等が利己を宗とし、成功を夢み、廉恥の心地を拂つた重なる原因で
 あらうと思ふ。

師弟の道衰へ、交友の道廢れたるなども、それ〴〵特殊の原因はある。が其の重
 なる原因は、畢竟利己を宗とし、成功を夢みる所にあると信ずる。師弟相資縁する
 のも、朋友相結ぶのも、多く利己心から割出されたもので、眞の道を以て交る者の少

いのは事實である。甚しきは師弟相齎せず、朋友相結ばない許りでなく、却つて相陥擠呑噬するさへ見られる。尤も所詮は背に腹は代へられぬと云ふ寸法より出でたるに相違ない。要するに現代に於ける道德上の缺陷の一つは、利己心が猛烈に發展して、それに伴うて道義の心が伸びないのであると見る事が出来る。

次に口を本能満足に籍して不倫の行を敢てする方は如何と云ふに、是も本來は舶來思想に胚胎して居るので、その本能満足と云ふ處に、既に利己的精神の充ち満ちて居るのを看取し得べく、唯々不倫の行を敢てすると云ふ方は別に考察すべき原因あると思ふ。或は是今の紳士、昔の豪傑連は元氣一度發動すれば、堂々襲ふ可き所を襲ひ、狐鼠く良家の子女を弄ぶが如き醜態を演ぜず、寧ろ天真爛漫であつた。今は然らず、表面體裁を繕うて、裏面甚しき醜行を演ずる、險惡むべしと。是は五十歩を以て百歩を笑ふよりも可笑しいことである。表面丈でも繕ふやうになつたのは、むしろ嘉すべきことではないか。昔と今とは時勢が違ふ。今は到底昔の豪傑連の演ぜる事は、殆ど出来ないことになつて居る。それ之を察せずして漫りに今の青年を責む、酷なりと云ふ可きである。其等の事よりは、余は寧ろ次のや

うに觀察するのが至當かと思ふ。前述べたやうに今は政治界に於いて青雲の志を伸べようとする者は比較的望が少い。昔の豪傑連のやうに天下國家を口にして、明日は二頭曳きの馬車が下宿屋の門前に迎へに立つと云ふことを夢みるべく、今日の生活は余りに眞面目である。故に今日青年がその洋々たる志を伸ぶるの地ありとせば、一方には實業、一方には文學、藝術あるのみである。今日の青年多く實業に趨き、實業の門に入らざる者は、多くは文學(廣義の)の職に走る。實業に趨る者は金を儲けんとするにあり、文學に赴く者は、名と或種類の自我満足を得んとするにある。然るに此の實業にまれ、文學にまれ、多少世界民の性質を帯びて居るもので、今日の實業乃至文藝にたづさはる所の士は、必ずしも今の日本に於いて仕事をなさねばならぬと云ふ必須の條件の下に居る者でない。實業家や經濟家は經濟上の低氣壓のある處では、又文學者は自己の自我満足を得らるる處には何處へでも進んで行くべき運動を持つ者である。少し事は變れど、ゾムバルトが「貧民」と題する著述の中に、貧民には家庭なく、國家なく、一種の世界あるのみであると云うたのは、多少移して云ふことが出来る。それ故是もやつぱり自意識の發現と見

ること出来るのである。

次に今の青年は概ね薄志弱行にして、心膽の鍛練毫も観るに足る者ないこと、非難について考察してみよう。此の非難も余は或點までは認むるが、さて其原因は何處にあるだらう。一つは以上の生活上の逼迫が、人をして餘りに伶俐ならしめ、餘りに細心ならしめ、殆ど心膽の鍛練をあらざらしめると云ふこともあらう。換言すれば今の人は昔の人のやうに粗豪放たなるべく餘りに伶俐になつたのである。併しながら余の考ふる處では、重なる原因は心の中に守り本尊を持たないと云ふことであらうと思ふ。今の社會に長老株の位置を占めて居る人々は、大概儒教と云ふ守り本尊を持つて居る。是が心中の權威者となつて心を統轄して居る。然るに今の青年にはそれが無い。従つて心膽を鍛練しようにもしやうがないのである。若し概観した處、今の長老株に多少堅實の品性があり、今の青年に柔弱の處ありとせば、其の原因は此邊にあるであらうと思ふ。加之權威はこれ一面から見れば社會力である。社會力は社會一般の調子が能く調和一致するに於いて強くなる。而して其の強い社會力のある處に於いてのみ心膽の鍛練と云ふこ

とも出来るのである。今日のやうに社會の調子が不揃の時代に於いては、個人の意識内に力のある權威を養成するとが甚だ困難である。心の本尊又は元締と云ふものを作ることが甚だ困難であります。此の社會方面から見ますと、成可く早く社會の調子を揃へることが現代の急務であると思ふ。併し此の社會方面の事は、前にも申述べましたやうに本問題には論究以外の事項に亘りますから、此の方はこれ位に致して置きませう。

七

若し以上の現代道德界に對する概観にして大過なしとすれば、又、宗教對教育問題は此邊の事情から起つたものと觀て大過なしとすれば、之を救済するの道は那邊にあるであらうか、それは社會方面にも關するし、教育方面にも關するのであるが、今は姑く社會方面のことは置いて、唯々教育方面よりのみ救済する者と云ふことを前提として、如何なる教育を如何にして施せば、多少なりとも此弊を救ふことが出来るであらうか。是が余が今此處に論ぜんとする問題である。

教育と云ふことは、教育學者の書物に就いて研究して見ますると云ふと、種々雑多の意味があるのでありまして、なか／＼一言にして之を盡すことは困難だと云ふことは固より承知して居りますけれども、併しながら私の愚案によりますれば教育と云ふことは畢竟人を作ると云ふことに相違ないと思ふ。人を作ると云ふことは如何なることであるかと云へば、人は生れながらにして教育を施さないと云ふと、或は外界の自然から、或は社會から、或は自分の心中から幾多の束縛と壓制を受けて居るものである。その束縛壓制からして自由開放にすると云ふことは教育である。若しくは人は生れながらにして居るときには、幾多の盲性を以て蔽はれて居るものである。教育は出来る丈其盲性を排斥した明なる觀念を有するものにする、是が人間を作ると云ふことの意味である。國家教育の趣旨又之に外ならぬと思ふ。個人の心中に、明覺なる自己意識の上に基きたる國家の尊嚴若しくは國家の安寧と云ふことを助けてゆくのが、各個人の人たる所以の一端を盡す者であると云ふ意識を覺醒してゆくのが、國家教育の趣旨であつて、其以外には國家教育の趣旨はなからうと思ふのであります。若し國家が個人を以つて其機械

となし、奴隸となし、個人は國家の爲には唯々無意義に服従し、無意義に使用されて満足するやうになれば、それで國家教育の趣旨は達したものとみましたならば、それは大なる間違であるのであります。固より國家教育は國家の自衛安寧の爲にするものであると云ふことは疑ひはないのでありますけれども、併しながら人を盲目にし、人を束縛して、全く機械の如くに使はうと云ふ場合に於いては、却つて國家それ自らの利益と反對の結果を生ずるのであります。殊に前述べましたやうに、今や激烈なる利己心が覺醒し來り、又その守る所を失つて居るのでありますから、正面より之を揉み消すと云ふことは教育の旨趣を得たものでないばかりでなく、又到底無効なのである。余は嘗て丁酉倫理會の雜誌に「ソクラテースの使命」と云ふことを書きましたが、ソクラテースがアテンの爲に教を立てたと云ふのも、當時に自覺せる利己心を揉み消さうなどとはせず、そのまゝに、それを利用して教を立てたのであると云ふことを述べましたが、今や我國の國家教育の趣旨は此のソクラテース流であらねばならぬと思ひます。然るに動もすれば昔の階級道徳をそのまゝに繼承して、却つて再び此の明治の社會に鼓吹しようと思ふ傾きさ

へ見えるのであります。斯くの如き國家教育は、國家に害があつても、大なる益のない教育であらうと思ふのである。何となれば今の人心の要求する處は個人道徳であつて、團體道徳若しくは階級道徳でない。詳しく云へば明覺なる個人の自我満足と云ふ處に、道徳の發足點を求む可きで、團體、或は階級等にその發足點を求む可きではないのである。されば今茲に階級道徳を以てすると、却つて之を激せしめて悪い結果になる。それ故私は理論上からも實際上からも今日の教育と云ふものは、人を作るを以て目的とせねばならないと云ふのであります。詳しくは堅實なる個人を作るにあると思ふのである。

八

然らば人を作るには、如何なる方法に依つて出来るものであらうかと申しますと、それは「人は唯々人に依つて作られるもので」他に依つて作られるものでないのであります。換言すれば、唯々感化によつて作らるべきもので、其の他の手段によつて作られないものであります。然るに人が人に與ふる感化と云ふものは如

何にして可能なりやと云へば、感化は唯々確信のあるものが之を能くするので、確信のない人は到底人に感化を及ぼすと云ふことが出来ないであります。それならば、その確信と云ふことは、どう云ふことであるかと云ひますと云ふと、或は之を宗教的信念と云ふ外には適當の名目がなからうと信するのであります。カントの云ひましたやうに、神の存在であるとか、或は靈魂の不滅であるとか云ふやうなことは所謂認識の外であつて、其の眞偽は分らないのでありますけれども、併し其の説明の出来ない所の信仰がなかつたならば、確信状態は得られないのではなからうかと思ふのであります。固より爰に信仰状態と申しますのは、決して一宗一派に偏したる信仰をのみ指すのではなくして、尙ほ外にそれに類似の信仰をも含めて云ふのであります。具體的に申せば、我所謂信仰と申しますのは、唯々基督教の信仰、佛教の信仰と云ふばかりではなくして、或は井上教授の云はるゝ理想教の信仰でも、或は儒教の天の信仰でも、私は皆之を信仰と云ふ名のもとに含めて居るのであります。是等に對する信仰があつて始めて、確信状態が起り、確信状態が起つて始めて人に感化を及ぼすことが出来るのであらうと思ふ。それであ

りますからして、明治教育は人を作るにありと云ふ前提がゆるされませんでしたならば、其の點に於いて宗教と教育とが相結合すべき性質を持つて居るものと見て大過なからうと信ずるのであります。

且つ之を他の方面から考へてみますると、吾人の道德生活は常に此現在の精神と、此の肉體の上に基礎を置いて居るものでなくして、超個人の基礎を持つて居るものとして始めて道德的旨趣が立つやうに思はれるのであります。それでありますからして、道德を理論的に立てようとする所の人はその快樂論たると唯心論たるを問はず、皆一樣であるのであります。例へば加藤博士は飽くまで心理的利己説の上に立つて、道德の事を論じて居りますけれども、併しながらやはり超個人の考を許されて居るやうであります。即ち加藤博士は國家的社會の福利安寧と云ふことが今日の道德の基礎であると云ふことを説かれて居ります。國家的社會とは何であるか、超個人にあらずして何ぞ、それでありますから加藤博士は飽くまで國家社會の福利安寧の爲には此の小さい自分を犠牲にすると云ふやうなことは何でもないことである。少しも悔ゆることも惜しむこともない事柄で

あると云はれて居ります。若し利己と云ふことを何處までも徹底せしめようとするならば、國家的社會と云ひだしたと云ふことは、寧ろ奇怪のこのやうに思はれるのであります。併しそれが聽て個人の道德的生活は超個人的基礎を有つて居る者であると云ふことを指示したものと云ふべきものであります。又これを觀念論の倫理學の方から見ますると云ふと、井上教授の如きは既に小我、大我の差別を説かれまして、道德の根柢は大我の先天内容の聲であらねばならぬと云ふことを説かれて居ります。やはり超個人の上に道德の基礎を置いて居ると云ふことが解るのであります。扱て是等の論を推して考へて見ますると云ふと、何か人類には永久不變のものがあつて、例へば理想と云ふやうなものがあつて、さうして道德の根柢を形作つて居るものであると云ふやうに見られて居るのであります。それ故に推し究めて言へば、道德的生活は超個人的生活である。或は有神的生活と云うても宜いやうに思ふのであります。但し此の場合に於いて、私が神と云ひましたのは、直ぐにその神と云ふことばに聯想さるゝ所の基督教の神さまを云つた様なものばかりでなく、又佛教の如來と云ふもののみを云つた積りでも

ないのでありまして、佛教の佛も基督教の神も、儒教の天も總て之を含めて云つたつもりであります。而して之は今や自覺せる利己心を推開して行けば、必ず達し得る所の考でありますから、此點から考へましても、宗教と教育とが手を握る契機があるのであります。

九

次に宗教の方を考へて見ますと云ふと、今日既成の天啓教として存在して居る二大宗教は、先に申しましたやうに基督教と佛教に相違ありませぬけれども、彼等の執つて居る儀式禮拜と云ふやうなものは、果して佛教なり、基督教なりの必要缺く可からざるものであらうか、若し多少儀式に外れたからと云つて、直ちに彼は基督教信者ではない、佛教信者ではないと云ふことが出来るであらうか。それ故に宗教の執つて居る所の儀式禮拜の如きは、唯々宗教と云ふものの副性であつて、其本性でなからうと思ふのであります。宗教の本質はやはり或絶対のものを欣求して、それと一致するか、それと交通するかと云ふ吾人の憧憬心を本質と見なければ

ばならぬと思ふのであります。併しその場合に於いて絶対のものを人格的に見るか或は非人格的に見るかと云ふ問題もありますし、又絶対と云ふものを一神教的のものと見るか、或は汎神教的のものと見るかと云ふ疑問もあるのであります。せうけれども、其の細かい區別を取去つて考へて見ましたならば、先に申述べました如くに、唯だ絶対なるものに欣求する力であると云ふことの外言へまいと思ふのであります。而して其の絶対なるものの特質如何を考へてみますると云ふと、始め自然教、多神教時代から段々發達して來る跡形を見ますのに、始終信仰の客體は道德化されつゝ進んでゆくやうに見るのであります。是は先年既に私が丁酉倫理會の講演の中に「人生の理想と世界の根柢」と題して述べたところでありまして、つまり今日の文明宗教と云はれて居るところの宗教的客體、即ち佛とか神とか云はれて居るやうなものは、全く倫理的のものである。少くとも倫理的のものになりつゝあつたと云ふことは争ふ可からざる事柄であらうと思ふのであります。井上教授の説かるゝ所の理想教なるものが、若し宗教であると云ふ所の名を許し得るものであるならば、教授の言はるゝ大我と云ふものは必ず倫理的

の絶対のものでなければならぬのであります。そうして井上教授は明にそのやうに説かれて居るのであります。若し宗教の本質が以上論じたやうなものでありと致しますならば、其點から見ても先の教育の根柢が超個人的の信念の上に立たなければならぬと云ふことと何等の差別があるか、私は其差別を見るに苦しむものであります。それ故に超個人的の上に立たなければならぬ所の教育と、それから世の宗教と云ふものとは、少くとも文明の宗教と云はるゝものとは其根柢に於いて必ずしも相矛盾して居るものではない。互々に一致點を持つて居るものであると云ふことは明であらうと思ふのであります。斯の如き前提が許されましたならば、教育と云ふものと宗教と云ふものとは兩々相手を携へて行かなければならぬものであると云ふことも當然の結論として出て來なければならぬと思ふのであります。此點に於いて宗教と教育とは互に手を結ぶ可きの契機を持つて居るものと云はなければならぬ。

斯く申しますると、それならば、宗教と云ふことと、道德と云ふこととどう差別があるかと云ふ疑問が起るのでありませうが、此疑問に對しては、唯今の論題には、多

少横道でありまして、精しく之を論じて居る邊がないのであります。私の考へますところでは、宗教も道德も其の根柢に於いては一つである。それならば如何云ふ風に違つて來るかと思ふと、道德の方は自ら自力の形を取つて來るのであります。唯々それの違つて來るは自ら他力の形をとつて來るのであります。唯々それの違つて來ると思ふ。此事はやはり曾て丁酉倫理會の雜誌に於いて述べた所でありま

するから、再び爰で重ねて言ひませぬが、尙ほ其の時の補遺として少しく説かなければならぬことがある。宗教は斯の如く他力の形をとるものであると致しますると、佛教の宗派の大多數のものは、我所謂宗教の範圍に屬しないものになつてしまふのであります。或は天台、華嚴の如き、或は眞言の如き、或は曹洞、臨濟、黃檗の如き、殆ど宗教と云ふことが出來ずして、唯々佛教中にあつて、宗教と云へるものは、眞宗と淨土宗のみであると思はれる。如何にも然りである。實際天台、華嚴が宗教として各人の信仰を維持して居るものがあるとするならば、實際其道の學者は必ずしも之を他力と説かないとしても、やはり其の信徒の宗教意識に於いては、多少他力の形を以て表れて居るものではなから

うかと思ふのであります。例へば眞言宗の大日如來の如き、信徒の意識中に於いては殆ど眞宗の阿彌陀と相擇ぶ所なくなるのであります。眞宗の阿彌陀と云ふものは、基督教の神と殆ど相擇ぶ所ないやうになつて居るのであります。若し果してさうであるとすれば、やはり適當に宗教と云ふ時には、他力教の形をとるのであると云うて決して過言ではないと信するのであります。京都文科大學の松本文博士は、私の此の議論を批評されまして、決して宗教の適當な定義ではない。かくては佛教の多數が宗教の列に漏れると云はれましたけれども、併し私は前述の理由によりまして、尙ほ前説の間違つて居ると云ふことを思はないのであります。成程斯かる定義は歸納的方法のものでなく、極めて獨斷的の若しくは演繹的方法であると云はれるかも知れませぬが、それならば論者に向つて所謂歸納的に至る所の宗教の定義はどんなものであるかを問ひたいのであります。不幸にして私は未だ今日宗教と認められて居る總てを包含するやうな宗教の定義のあることを知らないものであります。それでありますから、私は暫く他力、自力と云ふことによつて宗教と道德とを區別するの契機としたいと考へて居るのであります。

ります。

論は少しく横道にそれましたが、又再び元の本論に立歸つて論じてみようと思ひますが、既に人を作ると云ふ意味の教育と、宗教の本質とは根柢に於いて相結んで居る。若しくば結ぶ可きものであると云ふ以上には、其の意味に於いて精しく云へば宗教的信仰を以て教育に當ると云ふことは、必ずしも悪いことではない。否寧ろ爾かすべきものではなからうかと信するものであります。此見地に立つて最近の教育界殊に中等教育界の有様を見ますのに、修身のことは比較的やかましく云つて居りながら、實際其効力のそれほど擧らないで居ることを見ますと云ふと、何か今日の教育と云ふことにある缺陷があるのではなからうかと思はるゝのであります。それならば其の缺陷と云ふのは何であるかと云ひますと、私は之を次のことに歸することが出来ると思ふのであります。

それは外ではない。今日の中等教育の修身科を擔當して居る人は、どう云ふ人

かと云ひますると、多くは是西洋倫理學の思想に依つて養はれた人々であります。西洋倫理學其物は決して悪いのではない。我日本の教育上から見ても決して忽に付すべからざるものであると思ふのであります。抑々西洋倫理學と申しましても、希臘の昔から今日に至るまでのことを推し究めて論ずることは出来ませぬけれども、十八世紀の末頃から十九世紀を通じて、二十世紀の今日に至るまでに、倫理學の上には大體の上から云ふと、一つの大きな傾があるやうに思ふのであります。如何なる傾かと申しますると、右申しました倫理學の問題は、多くは理想論である。即ち道德の標準は何であるかとか、或は人生の目的は何であるかとか云ふ處の論でありまして、其の研究に就いては仲々精密な徹底した論議が多くあるのであります。併しながら惜しいかな、其理想論を論ずる餘りに精密なる割合に、理想を實現する所以の心術の工夫の論説に至つては、極めて貧乏なやうに見えるのであります。従つてそれを研究する者の間には理論としては如何にも興味を覺ゆるのであります。けれども、扱て實踐躬行のことになりますると云ふと、茫然として捉ふる所がない。極めて靴を隔て、痒を搔くの感があるのであります。此點

に於いては溯つて十八世紀の書物や、或は希臘の末期の倫理學や等が寧ろ長所を持つて居るやうである。ストア、エピクルスの倫理學から、或はパトラー、シャフツペリー、ヒュームなどの倫理學に於いては、心術の工夫と云ふことをよく説いて居るやうであります。重に十九世紀の倫理學に依つて養成せられたる所の人が、今日の中等教育の修身科を擔當して居るのでありますからして、彼等は専ら理論の之整はんことのみを努めて、人を感化すると云ふ方、或はそれに向つて反復丁寧の心術の工夫を示すと云ふことは比較的疎かのやうであります。それ故に今日の人の説く所、論理の整然は則ち是である。然しながら實踐躬行になりますると云ふと較々空疎の感なき能はずであります。又一方今日行はれて居る修身教科書と云ふものを見ますると、多くは文部省の示されたる教授要目に従つて、其の教授要目の註譯を施したに過ぎないと云ふ傾があります。又其教科要目も褒められたものでなく、所謂義務を遂行する所以の心術の工夫に至つては、餘程御留守になつて居る様に見える。教授要目既に然りでありますから、従つて今日の教科書は何の教科書を見ましても、何れも大同小異のものであります。唯々其教授要

目の註譯がよく出来て居るか、マズく出来て居るか、説明が上手か下手か位の差別しか認められないので、其の教科書の中に著者の性格、著者の倂と云ふものが少しも表れて居らない。それでありますから、若し之を酷く評しましたならば、今日の教科書は死骸の教科書であつて、決して著者の生命が其處に流露して居ると云ふやうなことは見難いのであります。それ等の教科書の中でも比較的特色を發揮して居るのは、坪内博士の中學修身訓であるやうに思はれます。中學修身訓は決して教授要目の註解書ではない。坪内雄藏と云ふ者が明に其の中に含まれ出て居るやうでありまして、確に生命のあるものになつて居るのであります。のみならず一面に於いては、論理の整然と云ふことを尊ぶの餘り、形骸に於いては整然と整つて居り、美なる體系をなして居るやうでありますけれども、唯々これは形骸であつて、遺憾ながら精神の發露と云ふことは認めると云ふことは出来ません。斯う云ふ教科書を右申した様な修身の擔當教師が使つて居るのでありますからして、それで修身教育の効果を擧げようと思ふのは、どうも無理なのであります。(固より修身教育は修身科教員のみ責任でなく、學校全體の責任であることは論の

ないことである)。さて此點に於いては所謂東洋倫理學と云ふものは、殊に支那日本の著述と云ふものは、理想論には極めて貧乏であるが、併し修養の工夫、心術を考究、説明することは極めて丁寧親切であります。大學、中庸論語から、宋、明の諸儒の著述と云ふやうなもの、多くは心術の工夫を懇篤に説いて居るやうに思ひます。それ故に若し東西兩洋の融合と云ふことをやらなければならぬものとするならば、道德の方面に於いては、必ず意を此の邊に致さねばならないのかと思ふ。即ち歐羅巴の十九世紀倫理學の理想論の長所と我東洋倫理學の心術の工夫の修養論をとつて、打つて之を一貫として、始めて其處に渾一なる倫理書と云ふものを得ることが出来はしないかと思ふのである。斯の如く工夫して爰に東西兩洋の長所を統一した處の教科書が出来たならば、恐らく今より幾分の効果を増すことであらうと思はれますが、併しながら若し之を使ふ所の人が、其の精神を合點することが出来ず、やはり論理の末に拘泥して、人を養ふ所以の工夫を怠ると云ふことがあつたならば、たとへば良教科書が表れたところが、又其効果は空しきに歸してしまふかも知れぬのであります。それ故に教科書を改善すると同時に、其の受持教師

の思想を改善して行く必要があると思ふ。

一一

それには教師をして教育は人を作るにある、人を作るのは唯人のみが之を能くするといふことを思ひ起さしめて、飽迄自己の信念を以て生徒に授けるといふ風であらねばならぬと思ふ。斯の如くなりまする時には、教師が修身を教へるのは唯々書物の解釋でもなければ、字句の講釋でもなくして、唯々自分といふものを生徒の前にサラケ出して、さうしてそれを生徒の頭の中に入れるといふことであらねばならぬと思ふのである。即ち自己の確信の告白でなければならぬと思ふのである。それ故に若し修身教育の趣旨が果してそこにありと致しますれば、論理を翫んで、徒らに論理の整然を期するが如きは、これ教授上の末枝であつて、決して生徒を感化し、生徒を養成する所以でないと思ふのであります。それでありますから、自分といふものを生徒の前へサラケ出して、さうして其方からして生徒の感化を圖らうといふからには、極端に申せば、今日の理論と、明日の理論と、今日話す所

と、明日話す所と多少違ふ所がありましたも、必ずしも病とするに及ばないと思ふのであります。此點に於いても亦宗教と相提携して居る點があるのであります。宗教家が宗教を世間に宣傳するのは、唯々自分の讀んだ書物を傳へる、或は教祖の教を書物の上、口の上で傳へるといふことではなからうと思ふ。例へば基督教に就いて考へて見まするといふと、山上の垂訓の如きは、我々門外者流と雖も、讀んで見れば分らないことはない。さうしてそれを人に教へることも出来ないではない。併しながら私が山上の垂訓を他の人に話したからとて、これ必ずしも宗教を宣傳したものではなからうと思ふのである。同じく山上の垂訓を傳へるに致しましても、自分の宗教的實驗から、山上の垂訓を味はつて、其味はつた自分といふものを信者の前にサラケ出すといふことが、總て宗教を宣傳するといふ事であらうと思ふ。若しそこに自分の宗教的實驗といふものがなかつたならば、いくら巧なる言葉を以て、いくら巧なる趣意を以て、山上の垂訓を説き明かしても、宗教を傳へたといふことはいはれましますまいと思ふのであります。約言すれば、宗教といふものを味つて實驗した所の自分といふものを信者の前にサラケ出してしまふとい

ふことが聽て宗教を宣傳するといふことであらうと思ふ。斯の如くしてのみ眞の信仰家を得ることが出来るであらうと思ふ。

修身教育に於いても全く其通りでありまして、自己の信念若しくは自己其物を生徒の前にサラケ出すといふことに依つて、始めて修身を説くことが出来やうかと思ふ。又感化といふことは、唯々斯の如くしてのみ行はるゝことであらうと思はれるのであります。けれども私のこの論は實際論として甚だ迂濶な論である。今日中等學校の數といふものは、中學校、師範學校、高等女學校、各種實業學校を合せて八九百校の校數になつて居る。其學校の修身教育を擔當する教員の數といふものは中々夥しいものである。其夥しい數を有する所の先生が、總て右申したやうに自己に確信があつて、さうして其確信を生徒の前にサラケ出す、即ち自分といふものを生徒の腹の中に入れるといふやうなことが、果してすべての人に望まれ得ることであらうか、どうか甚だ覺束ないことである。さあさう考へて見ますといふと、實際問題として私の論は甚だ迂濶なやうに見えます。成程現在の處私は私の論の較々迂濶である、到底直ちに實行の出来る論ではないといふことを自分

も承知して居るのでありますけれども、併しながら若し一般の理想上の調子として、修身教育といふことは、斯ういふことである、其外には意味がないと致しましたならば、其調子の中に育つてゐる教師といふものは、自ら一般の理想上の調子に乗つて、さういふ方針に出るものでありますし、又追々にしてさういふやうな教師も養成されて來るであらうと思はれます。又來なければならぬものであると思ひますからして、社會の修身教授上の一般の調子を直すといふことに於いて非常の必要がある。それを云ふに過ぎないのであります。

斯の如くやつて行きましたならば、修身教育の効果は今日あるよりは、より良き状態に於いて進むのではなからうかと思ふ。右の論は日本に於ける實際問題としては、教育對宗教問題に對する愚見でありますが、論旨極めて蕪雜で、到底人に示す程のものではありませぬが、もし之を機會に此教育對宗教の問題、殊に私が冒頭に第二の問題として見たる教育内容の上から見たる教育と宗教の關係といふことの問題の解決に多少なりとも、貢獻する所がありましたならば、それは實に私のみの幸ではなからうと思ふのであります。(完)

(明治四十三年二月)

三 教育者間に行はるる三謬見を排す

今時まさかに斯んな謬見がと思はれるものが、案外廣く行はれてゐることを、時折の地方への旅行によつて發見した。今更の如き感に打たれて草したのが左の一文である。

第一謬見

教育は教育に關する勅語の御精神を奉體して、之を兒童生徒に貫徹せしめ、之を以て身を律し、人を匡し、世と國とを益することが出来るやうな品性を陶冶薰育しあげるを以て、その大方針となすべきものなることは、確定的事實であつて、之には何人も異論を容るべき寸毫の餘地もない。而して教育者といふ程の教育者は、實際皆之を方針として、孜孜として努める所あり、唯、その及ばざるをこれ懼れてゐる有様である。即ち此の點までは萬人が萬人まで一致するのであるが、しかし、之を

奉體する方法、又は仕方に關すると、多少意見の齟齬が生じて來るのである。一部の人人は、此の御勅語を奉體するに當つては、彼此理窟がましい解釋などつけて奉體するのは甚だ勿體ない不敬のことで、我等の爲すべきことでない、解釋などせずに讀んで字の如くに奉體すべきであるといふ意見をもつてゐる。即ち勅語を解釋するのは宜しくない、といふ意見がある。斯ういふ意見が今日一部の教育者間に行はれてゐる。予が以て第一謬見となすは是である。予は先づ第一謬見を排しようと思ふ。

解釋といつても所謂曲●解●誤●解●といふことになれば、それは正しくなく、善くもない。馬を鹿だと解釋するやうなものである。しかし直●解●正●解●であれば、その本文の尊嚴を害したり、趣意を沒却したりすることのあるものではない。否、吾等は解釋なしに吾等の生活を遂ぐるものが出來ないのである。吾等の知力的生活はすべて解釋から出來てゐるものである。例へば今「此の机上にあるものは鉛筆なり」と判斷するのは常識の考ふる所では、唯有りのままの事實を、その事實の通りに言語の上に表はしたに過ぎぬとするのであるが、實際はそうでない、矢張り自分の解

釋である。何故かといへば、吾等の視覺なり、觸覺なりから我等の心の中に入つて來るものは、決して一つに纏つた、一つの表象としての鉛筆でなく、單にその色なり、形なり、長さなり、大なり、その他形狀なりであつて、切々片々のものである。その切々片々のものを集整して一つの表象を作り、その表象を、曾ての經驗によつて出來上つてゐた鉛筆でふ觀念に比較し、そこで初めて「鉛筆なり」と斷定するのである。それ故此の斷定は今机上にありと見たる所のものは、それは鉛筆なりと吾が解釋したのである。此の如く、斷定はすべて解釋であつて、解釋なしに斷定といふものはない。而して吾等の知識は斯うした斷定の多くのものから成立するものであるから、吾等の知識も亦吾等の解釋であることは、多く論ぜずして明かな譯である。カントが自然は吾の造つたものであるといふたのは、全く此の認識批判の上の意味からである。吾等の知識は斯うしたものである以上は、我等の知力的生活は、解釋といふものを離れてあり能はざることとも明瞭なことではないか。

次に吾等の意思的生活について考察せん。成熟した十分な意味に於いて意思の活動は、必ず一定の目的の觀念と、之に達する手段の觀念とあつて起つて來るも

のである。然るにその目的の觀念を定め、手段の觀念を決めるのには、思慮選擇といふ作用が必要なのであるが、此等の思慮選擇は、知識なしには十分には出來ぬのである。然るにその知識は前の理由によつて吾等の解釋に過ぎぬのであるから、そこで我等の意思的生活も亦我等の解釋なしには出來ぬことであるといへるのである。

此の如く、吾等の知力的意思的生活は、解釋なしにはあること能はざるものであるが故に、吾等が何等か意味ある生活をなす以上、常に或る一定の解釋をなし、又解釋しなければならぬのであつて、解釋することを許されるとか、許されぬとかいふことではないのである。

右の一般論を、教育に關する勅語の場合に當てて考察するに、我等が此の勅語を拜して之を奉體し、之を兒童生徒に貫徹するやうにせん爲には、必ず一定の解釋を施さなければならぬのである。而して其の解釋は、兒童生徒の進度に應じて、或は高尚な解釋となることもあり、或は卑近な解釋となることもある。例へば孝・友・和・信等の御言葉を、兒童生徒に説き明かすのにも、尋常一二年の兒童に説き明かすの

と五六年の兒童に説き明かすのとで、その説き明かし方を異にしなければならぬ。又小學の兒童に説き明かすのと、中學の生徒に説き明かすのとでも異ならなければならぬ。而して之れは皆實際やつてゐることなのであるが、此の如く、兒童生徒の進度に應じて説き明かし方を異にするといふのは、やがて、それ等孝・友・和・信の御言葉の解釋を異にして説き聽かすといふことである。されば御言葉には解釋を附するを許さないといふことになれば、御言葉には説明を附してならぬといふことになる。御言葉に説明を附さないで、又附することが出來ないで、何でもかでも御言葉の通りに了解して行かねばならぬとしたならば、兒童生徒の進度に應じて、その説き明かし方を異にすることも出來ないことにならねばならぬ。既にその説き明かし方を異にすることが許され得ることであるとすれば、その事自身が解釋をしても差闕えないといふことなのである。

且つ、智能の漸く發達せる高級の生徒に對しては、常に御言葉の上に表はれたることのみならず、出來るだけその根柢に隠れてゐる所の廣博深遠の意味をも窺ひて之れを教授し、傳達しなければならぬ。そうでなければ生徒をして勅語の御趣

意を奉體せしめることは殆んど出来ない。この事は實際に教育に従はるゝ方々の必ず首肯せられる所であると信ずる。斯くの如くなれば、猶更自分の解釋といふものが必要になつて來ることは、認識論の上から當然免れ得ざる所である。つまり支那に於いて、等しく「大學」の本文を解釋するにしても、朱子は朱子の解釋をなし、王子は王子の解釋をしたやうなもので、自分の本來の學問・心術の如何により、換言すれば、自分の人生觀・世界觀の如何によりて、「致知格物」の四字が色々に解釋せらるやうになるのである。況んや勅語の御趣意は廣大無邊なもので、等しく皇室の御爲め、御國の爲め、民人の爲め、兼ねては世界人類・文明の爲めといふ事を最高の標準としてその御趣意を奉體しようとしても、皆その萬分の一を窺ひ奉るに過ぎぬであらう。併しその萬分の一を窺ひ奉るにしても、銘々の世界觀・人生觀の如何によりて種々の色彩を帯び來ることは免れ得ない所である。教育は「全人」を以て「全人」を感化陶冶する作業であつて、教育者は自分の確信で、否「自分」といふ生一本で、否、特殊の色彩で出來てゐる個性としての自分で、兒童・生徒を訓へ導き、以て感化陶冶を圖るより外に道はない筈である。それ以外の、若しくはそれに

外れたる教育者の作業は、眞の意味に於いて教育作業といふべきものでない。されば各教育者が勅語の御趣意を奉體するのは、客觀的に觀れば、皆その萬分の一を奉體してゐるに過ぎぬのであるとした處が、しかし、是で勅語の御趣意を奉體したなと確信した教育者その人の主觀からいへば、それが彼の人の全體である。その確信以外に餘分は残されてゐる筈がない。猶餘分が残されてゐるなど、彼自らで思ひ付く位なら、彼の確信は未だ出來上つて居らぬので、猶、動搖不安の状態にある筈である。既に確信を以て勅語の御趣意は是だと斷案を下して、槓杆でも動かぬ大磐石の決定がついたなら、そこには最早や寸分の餘地もあるものでない。而して彼は此の確信を以て教育作業に従ふより外に、眞の教育者として執るべき道は外にはないのである。つまり教育者は自分自身の解釋に従つて、教育者としての彼の知力的・意思的生活をなして行くのである。

猶、解釋して差支あるものでない證據は、今日行はれてゐる文部省編纂の小學校用修身書、又同省檢定の師範中學高等女學校用修身書は、皆勅語の御趣意の解釋で、殊にそれ等の修身と相並んで別に勅語衍義、勅語釋義等が行はれてゐることによ

つて分るのである。

第二謬見

予が第二謬見と稱するは、教育に關する勅語の權威は、その勅語なるが故なりとする見解である。權威といふ語は實に複雑したる概念を表はす語であつて、その意義を限定することは容易でない。殊に近頃普通の新聞雑誌や、日常の會話の間にさへ無雜作に用ゐられてゐるので、其意義益紛亂し來て、その眞義は如何に限定すれば宜いやら分らぬ程になつて來たのである。權威といふ語の意味は豫備的に之れを二つとする事が出来る。一は「人」或は「物」を表はす意味であつて、一つは「最終、又は最高、又は、絶対の道理」を示す意味である。例へば、アリストテレースは中世紀哲學の權威であるとか、或は「論語」は儒學者の權威であるとか、いふ様な用ゐる方は、第一の意味であつて、良心の權威であるとか、或は國家、又は教會の權威であるとかいふ用ゐる方は第二の意味である。即ち良心の權威とは、何故に吾等は良心の命令に従はざるべからざるか、それは良心は吾等が道德的判斷をなす所の最高

最終又は絶対のものなるが故である。勿論或る個人の良心の、或る行爲又は事件の判斷は時に過誤なしとしない。縱令ひ過誤あることがあつても、何といつてもそれが最高最終の判斷であつて、その判斷に従ふより外に道はなく、而してその過誤なりと覺つて之を正す役目をなすものも、良心それ自であつて、良心の外にはあり能はぬのである。此の意味で良心の判斷は絶対である。故に吾等は良心の命令には絶対に服従せざるを得ない。その絶対に服従しなければならぬといふ客觀の道理が良心の權威である。國家又は教會の權威といふことも、以上の良心のそれと同様に説明することが出来る。右のやうに權威といふ語は豫備的に二つに分けて見ることが出来るが、此の二つの意味は所詮は第一の意味の「人」又は「物」を指すといふ一つに歸してしまふ。何となれば右の良心の例についていへば、吾等が絶対に良心の命令に服従せざるべからざる理由は、良心の道德的判斷は吾等が意識的になし得る最終最高のものなるが故にといふのであつたが、それは良心は斯の如き判斷をする機能を有つてゐるものといふことを豫想してのことである。若しそのことを豫想してゐるとすれば、良心の道德的判斷は最終最高の判斷

であるといふのは、取りも直さず、良心の道德的判斷は、良心の判斷なるが故にといふことと同意義にならざるを得ない。良心の判斷は良心の判斷なりといふは、ロジカルニ語^{ロジカルニ}的^{ウツク}斷^ク定^クで何等の意味を爲さない。それ故詮すれば、良心の命令は良心の命令なるが故に絶対に服従せざるべからずといふことになりて、理由としての權威は矢張り「人」又は「物」としての「良心」といふ權威になるのである。

しかし右は「權威」といふ概念の客觀的方面のみを説いたに過ぎぬが、その外に猶主觀的方面がある。そはある「人」又は「物」を權威として認めたる時には、その認めたる人人の意識中にその「人」又は「物」を尊敬し畏服するといふ情念が活動するのである。神を權威と認めたる人、天を權威と認めたる人、良心又は良知を權威と認めたる人は、必ずその神や、天や、良心を尊敬し、之に畏服するのである。否、此の尊敬畏服の情念動くことなくして、權威を認めるといふことのあることはない。それ故權威といふ概念の中には、此の意味の主觀的要素が加はつてあることは疑を容るべくもない。

此の如く權威てふ語の意義を限定して、予が以て第二の謬見とせる命題を更に分析して考察すれば斯うである。教育勅語の權威はその勅語なるが故なりといふは、教育勅語は天皇の仰せられ給ひし御言葉なるが故に權威ありといふ意味であつて、天皇の仰せられ給ひし御言葉なるが故にといふは、天皇はやがて權威その者であらせらるるが故にといふ意味になるのである。然るに教育に關する勅語は、我が國民道德の大綱を吾等臣民に示させ給ひ、訓へさせ給ひしものなることは申すまでもなきことなれば、教育勅語の權威は天皇が權威そのものであらせらるるが故に存すといふ命題は、我が國民道德の權威は天皇が權威そのものであらせらるるが故に然りといふ命題に言ひ更ふることが出来る。斯ういふ説き明かし方は一部の憲法學者の間に懷抱せられてゐて、それが又學者のそののやうに論理一貫徹底せるものにはなつてゐないで、稍漠然たる形になつてゐるが、我が一部の教育者の間に信ぜられてゐる説き明かし方である。

予が上述の如き説き明かし方を以て謬見なりとする理由は次の如くである。

一、先づ道德の權威たるのは、それ自らは道德以上のもの、善惡の表に超然たるもので、道德そのものを作り出すものであるか、又はそれ自ら道德に服従するもの

で善惡の内に局限するものであるかと問うて見ることが出来る。此の問の第一項に對して然りと答ふれば、それは眞に道德の權威であるが、若し第二項に對して然りと答へたなら、その道德の權威は眞の權威でないといふことになる。何となれば、若しその道德の權威とせられたるものが、猶道德に服従すとせば、その道德は論理的にも時間的にも、その權威とせられたるものよりも前に存在してゐなければならぬ。従つてその權威とせられたるものが、その道德の存在理由とはならない。吾等は此の際、猶その權威とせられたるものが、何故に道德に服従しなければならぬかを問ふことが出来る。従つてその權威と目指されたるものが、實は眞の權威でなく、その以上に更に眞の權威の存在を認めざるを得ない。例へば加特利教に於いては、羅馬法王は地上に於ける神の代理者として、教理・教會の權威と見做されてゐる。代理者の權能はその代理を委託した範圍内に於いて代理を委託したものの機能と同一であるかも知れぬが、物柄からいへば眞の權威は神であつて法王ではない。法王の權威は唯神の權威を借りての上のことである。それと同じ道理で、一國の君主が、自ら道德に服従して、而も道德の權威なりといひ得る場

合は、それはそれ以上の權威の代表としてである。従つてその場合に於いては、その君主その人は眞の權威でなく、それによつて代表せられてゐるものが眞の權威である。故に一國の君主が眞に道德の權威であるといふ場合には、前掲の問の第二項に對して「然り」と答ふる譯に行かぬ筈である。

故に一國の君主は眞に道德の權威なりといふ趣意を徹底せしめんには、必ず第一項に對して然りと答へざるを得ない。即ち一國の君主は善惡の表に超然として、自由に道德を變改興廢することの出来るものであるとして、始めて絶對的責任力を有する道德の權威となることが出来る。されば權威的倫理説を主張して、之を徹底せしめようとした處のキルヒマンは、古來帝王又は人民の大なる歴史上の行動は到底道德的規範を以て律すべきものにあらざらざるというてゐる。

之を我が教育勅語の場合に見るに、或は「子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」といふ御言葉や、「朕爾臣民ト俱ニ眷々服膺シテ威其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」といふ御言葉等が儼然として存してゐるのである。是は萬代に亘らせ給ふ所の先帝陛下の御子孫も皆御守り遊ばさるべき道であり、又陛下御自身も皆のものどもと御

一衆に御守り遊ばさるぞと仰せられたるものなることは申すまでもなかるべし。されば勅語の御言葉の上に表はれたるもので拜し奉つた所では、躬親らは道德以上のものであるぞといふ御趣意は窺ひ奉ることが出来ないやうに思ふ。

二、中世紀のスコラ哲學者の間に、神の命令は神の命令なるが故に善なるか、將た神が善なりと認めたるが故に命令せるものなるかといふ議論が喧しく争はれたものである。かゝる争論は一寸聽けば誠につまらぬものやうであるが、仔細にその意味を詮議し來れば、決してそうつまらぬ争論ではないのである。若し神の命令なるが故に神の命令は道德的に善なりといへば、神は道德の絶対權威となる譯であるし、之に反して、若し神が善なりと認めたるが故に命令せりとせば、神以前既に善惡の差別があつた、而して神も亦その兩者について惡を捨てて善を取つたといふことになつて、神は道德の絶対權威でなくなるのである。こゝにいふ道理が存在するので、大に論争せられたのであつた。前者はドゥンヌスコトウス及びその一派が代表する意見であり、後者はトーマス・アクィナス及びその一派が代表する意見である。

今の問題は、つまり右と同性質の問題と見ることが出来るのである。天皇が仰せ出されたものであるから、それで始めて彼の孝友和信等が吾等の守るべき道德となつたのであるか、將た此等は始めから吾等の守るべき道德と御認め遊ばされたから仰せ出されたのであるか、孰れであるかといふ問題とも見られるのである。もしスコトウス流に第一項の通りであるとすれば、天皇は道德以上、善惡以上のものにならせられて、道德の絶対權威にならせらるゝ譯であるが、もしトーマス流に第二項の通りであるとすれば、そうでないといふことになる譯である。然るに「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」といふ御言葉によつて拜し奉れば、孝友和信等は、仰せ出されしが爲めに善となり、道德となつたのではなくして、善なり、道德なりと御認め遊ばされたが故に、仰せ出されたるものやうに拜し奉るのである。

三、何故に吾等は天皇の仰せ出された御言葉に服従しなければならぬかと問はれて、それは天皇は吾等に對して絶対の權力者在はしますが故なりと答へたりとせんか、然やうな考では到底天皇は道德の絶対權威であらせらるゝことを説き

明かすことが出来るものでない。權力は自己の權力によりて命令を強制することとは出来やうが、而もその命令を尊敬して、之に畏服せしめることを得るものではない。然るに先に述べたるが如くに、權威にはその權威なりと認めたるものを尊敬し、之に畏服するといふ主觀的要素が含蓄せられてあるものなるが故に、權力は必ずしも權威ではない。もし權力が必ず道德上の權威であるとすれば、所謂力は「正なり」といふ結論を生ぜざるを得まい。而してこの結論は「勝てば官軍的」な「長いものには捲かれる」的な思想であつて、道德上寧ろ寒心すべき説である。

四、一國の君主が道德上の權威であるとして、若しその臣民間に道德上の疑義が生じた場合に、如何にして之を裁決すべきか。法律の如きは之を道德に比すれば可なり微細の點にまで行き亘つて規定せられて居りながら、而も實際の適用になると、老練なる法律學者、法律實際家でも、往々明確なる判断をなすに苦しみ、隨分各家の間に、意見の齟齬を來すこと、決して稀なることではない。然るに道德上の條規は勅語にて拜し奉る所にしても唯その大綱であつて、何等微細なる條規ではない。その他にもこれ迄歴史に見えたる道德的、法律的條規と見るべきものでも

多くは極めて簡約なものである。然れば實際適用上の疑義は随分多くして到底法律などの比であるまい。その場合、それ等の疑義を裁決するには、如何なる手續に依らねばならぬのであらうか。若し君主を道德の權威とすれば、その疑義を裁決するものは必ずその君主でなければならぬ譯であるが、しかし、君主一人でそれを果たすことが出来るであらうか。君主一人で出来ぬとすれば、司法裁判所のやうに全國に非常に多數の道德裁判所を置いて裁決せしめねばならぬであらう。しかし、それ亦果して實際に行はるべきことであらうか。

而して實際は如何にしてゐるかといへば、銘銘自分の良心に照して裁決してゐる。而してその裁決に安んじてゐるのである。その意味で、吾等の實際生活に於いては良心を以て權威としてゐるといふことが出来る。

五、吾等の道德生活は、一面に於いて國民的であると同時に、又一面に於いては或は世界的、人道的であり、又あらねばならぬことは明白なる事實である。しかしその事實をば認めても、そこに二様の説き明かし方がある。一つは國民としての道德生活と相並んで世界的、人道的道德生活といふものがあるにはあるが、しかし

をはずべて國民生活の上に現はれ來り、又現はれ來るべきであつて、國民的道德生活を離れて、別に世界的、人道的道德生活が存在するのではないといふ説き明かし方と、今一つは世界的、人道的道德生活は國民としての道德生活の上に現はれ來ることもあるけれども、しかしその全部は必ずしも現はれて來るものでないといふ説き明かすのである。之を圖にすれば前者の見方は

國民道德
世界道德

といふ圖で現は
されるし、後者は

國民道德
世界道德

といふ圖で現はすことが出來
る。若し前者の説き方にすれ

ば、國民道德と世界道德とが全く吻合してゐるが故に、兩者の間に矛盾衝突といふことが起さる筈がないが、従つてその方にすれば何等の疑問も起らぬのであるが、後者の見方からすれば、動もすれば國民としての道德生活と人類としての道德生活との間に矛盾衝突を來たすことのあるを免れない。斯かる際にその矛盾衝突を解いて之に裁決を與へる所の權威は如何なる性質を具ふべきものなるか。既に世界的、人類的道德生活といふ以上は、凡そ一切人類(少くとも今日存在してゐる開明民族)一般の道德意識に絶對的負責を歸し得る權威であらざるを得ない。一

國の君主はその國民の道德上の權威たり得たにしても、その國民以外の人人の權威たることは必ずしも出來るものでないから、一國の君主は上述の場合に於ける矛盾衝突を解いてその裁決を與へる權威たることが出來ない。

六、道德意識は、之を個人に見るも、之を民族一般の上に見るも、漸次進歩するものであることは疑ひない。それは知識、經驗が漸次博く且つ深くなり、その居る所の境遇が複雑になり、又複雑であることを意識するに従つて進歩するものである。之を一人に見れば、幼稚なる子供には、父が一切の權威であり、之を民族に見れば、父權の盛なる時代は、家長、又は族長たる父が一切の權威であつたのである。然るにその子供や民族の道德意識が発達するに従つて、その父の權威が疑はれるやうになり、彼等はそれより高い權威を求めらるやうになる。而して族長制度をそのまゝ擴大した所の國家組織に於いては、その君主を以て權威とする様になる。然るに彼等の道德意識が更に博く且つ深くなれば、今度はその君主よりも猶高い權威を求めらるやうになる。自然法、神天などである。此の如く道德意識が漸次に博く且つ深くなるに従つて、汎く人類の一般に通じ、遠く古今を貫いて絶對に動かざる道

徳上の權威を求むるやうになるのは道德意識の示す事實であつて、人力で之を如何ともすることの出来るものではない。

七、予は以上の理由によつて教育勅語の權威はその勅語なるが故なりとする見解を謬見なりとするものであるが、しかし其の御趣意を奉體するの精神に至つては、右の見解を懷抱してゐる人人に劣るものではない。又それを謬見とした處で、その御趣意を奉體するに毫頭差支あるものでない。他に例を借りていへば、倫理上には種々の學説があつて、今一定してゐるとはいへぬのであるが、しかしいづれの倫理説を取るにしても、その國、その社會に於いて道德とせられてゐる所のものを説明出来ぬやうなものはない。又それが説明出来ぬやうなものならば、一個の學術上價值ある倫理説とすることが出来るものでない。既にその道德の説明が出来、行ふべきもの、行はねばならぬものといふことが明瞭になつたならば、人はその信する所の倫理説の立場に立つて十分の確信を有ち、裏表なく、フ、ハ、ト全心情を以てその道德を實行することが出来るのである。例へば我が國の忠孝の如き、是が我等日本國民として最も重要な道德であるとすれば、たとひ、快樂説の立場に立た

うと、權力説の立場に立たうと、乃至自我實現説や、新實在論派の直觀説や、新觀念論派の精神生活論やの立場に立たうと、その立場は異つても、皆銘々信する立場に立つて、全心情を以てその忠孝を實行することは出来るのである。之と同じ道理で、教育勅語の權威はその勅語なるが故なりとする見解と異つた立場に立つてゐても、それ等の見解を懷いてゐる人と同じやうに、全心情を以てその御趣意を奉體するに於いては何等の差支あるものでない。

第三謬見

予が第三の謬見とするは、斯ういふ思想を指すのである。曰く、我が國民の忠孝の念に篤きは家族制度があるが爲めである。親子の間柄の親密なる人間本來の性情に基いてゐる極めて純潔なるもので、その間に何等の虚偽がない許りでなく、又その愛し敬する力は非常に強いものである。此の強烈で純潔な力が、我が國民の親子、君臣の間にあるが故に我が國民の忠孝の念は篤いのである。それ故吾等は飽くまで此の家族制度を維持在續せしめて以て忠孝を行はねばならぬといふ

見解である。

この見解は一寸見ると何の差間もない正見のやうであるが、しかし少し深く考察すると、そこに聊か謬見の含まれてある事を發見する。是を如何といふに、家族制度は忠孝の念を篤からしめる制度であることを認容しても、それは唯忠孝の念を篤からしめる者であるといふのであつて、忠孝は何故に行はざるべからざるかの理由を示すものでない。それ故、家族制度を維持存続せしめ、それを忠孝の責務の基礎として忠孝を勵まざるべからずといはゞ、それは十分の意味を爲さない。成る程吾等は反始報本を圖らねばならぬ、その爲めには忠孝を勵まなければならぬ。而してその反始報本は家族制度の中に生れるものであるともいへやう。併しながら、反始報本といふ情は、家族制度の中に自然に生れたる情であつて、それを明確なる觀念として是非行はざるべからざるものであるといふ理由までも、その家族制度の中から生れて來るものでない。されば反始報本は、何故吾等は之を行はざるべからざるかといふ理由は別に之を求めなければならぬ。而してもし忠孝の一部の理由も反始報本から來たものとすれば、忠孝の行はざるべからざる理由は、

之を別に求めねばならぬ。然るを家族制度そのものを、忠孝を行はねばならぬ理由の如く説くは謬見である。

假りに家族制度を忠孝を行はねばならぬ理由のやうに説くと、その忠孝は、何か一種の感情又は情緒のやうなものとなつて來ることになる。若し果して忠や孝やを唯ある一種の情緒の如く説いたなら、立派なる忠孝の行は、却つて望み難くなる。何故なれば感情は極めて變化し易いもので、熱し易く冷め易い。熱した時には極端に走り、冷えた時には、未だ及ばずして已むやうになるからである。右の理由によつて、家族制度は忠孝の念を篤からしめる制度であるといふは宜いが、その忠孝の責務の理由を與へるものと見るのは謬見である。

且つ忠孝は家族制度の中に自然に生れた道德なるが故に之を守らねばならぬといふ説と、前第二謬見の教育勅語の權威は、その勅語なるが故なりといふ説とは非常に間隔のある思想で到底一致することの出來ない思想である。何となれば教育勅語の權威はその勅語なるが故なりといふ思想は、權力説から來た所の説である。(しかし斷つておくが、右の思想は唯權力説からのみ來る所のものでない。

他の立脚地からも結論し得るのであるが、しかし第二謬見として取つた所の説は權力説から來たのである。權力説では君臣の關係は權力關係であつて、君主は唯命令すべく、臣民は唯服従すべく其の間何等の彼此を許さない關係であると説くのである。それ故權力説では、服従するものゝ方で、不平で不満であらうと、乃至自然であらうと、不自然であらうと、それ等に一切頓着なく彼等をして服従せしめざれば已まぬのである。然るに忠孝は君臣父子間に自然に生じたる情緒なるが故に之を行はねばならぬとするは、行ふその人の内心の動機を重んじたもので、前の壓迫によつて已むを得ずやるのとは聊か意味が異ふのである。此の如く此の第三謬見と稱するものと第二謬見と稱するものとが、その本來は相容れざるものに拘らず、一向不審もせられずに、同一の頭の中に並存してゐることは寧ろ奇態であるといはざるを得ない。

以上は予の昨今の教育者間に行はるゝ三謬見と稱するもので、吾等は段々こゝにいふ謬見を排して、正しい知見に進まねば教育の實を擧げることが困難であらうと思ひ、茲に此の一文を草したのである。(完)「丁酉倫理學會倫理講演集」大正三年六月號所載

四 現代思想と教育者

一 自由

一 思想問題の意義 茲兩三年の間といふものは所謂思想問題なるものが非常に喧しい。或は帝國議會に於いて政治上の問題ともなり、或は教育者の間に於いて教育上の問題となり、又社會改良家、社會主義者の間に於いては社會問題として取扱はれた。所がこの思想問題といふのは、どういふ問題かといふと、之を観る人の立場の相違から、解釋もまた必ずしも同一ではないのである。政治家あたりの考は國家の立場から觀て、許して可い思想と、許してはならぬ思想とに區別し、可いものは取入れ悪いものは退ける。これを行政上又は司法權の發動によつて行はうとする。お互教育上の問題としては、思想の善惡を甄別し、如何にして兒童生徒

をして悪思潮から遠ざかり、良思潮に親ましめ得るかといふことにある。又他の社會改良家、社會主義者等の考は、今日の思想は今日の世界を支配すべきである。然るに今日の社會組織はこの新しき今日の思想に適合してゐない。よりて社會組織の改良又は改造を行はねばならぬといふのである。立場々々によつて思想問題の取扱方が違ふのは寧ろ當然の事といはねばならぬ。

そこで私の立場は、以上の政治家、教育家乃至社會改良家、社會主義者などの言つてゐる所より一步尙深くはいつて、元來思想には善惡を甄別する所の標準あるや否や。又それによりて甄別せられたる所謂良思想とは如何なる者なりや、又悪思想とは如何なる者なりやについて出来る限りの研究を遂げ、而して之を現代の教育に如何に交渉せしむべきかについて自分の信ずる所を陳べんとする者である。

戦争の思想體系に及ぼせる影響 由來思想問題が斯く紛糾して來た原因は、
ろくあるが、その重なる理由の一つは過般の世界大戰の結果にある。戦争は本
來殆ど正反對と考へられた二つの思想を急遽に發達助成せしめた。二つの思想
とは即ち團體主義的思想と個人主義的思想とが之である。戦争は一方に大に團

體的意識又は自覺を惹起せしめると同時に他方又個人的自覺を熾熱せしめる。
今度の戦争は互れる範圍甚だ廣く、參加國も甚だ多い、従つて其影響も甚だ大なる
を免れない。

抑、今回の戦争が何故に團體的思想を助成せしめたか。今日團體主義の中で最
も著しいものは國家主義であるが、各國共外に敵を控えては互に國民の間に敵愾
心の激成をはかり、依つて勝利の上に利用せんとするは事實上已むを得ない事だ
ある。平素それは好まない事にして、又純理想論としては肯定されないと意識
さるゝにしても、勝利の手段上顧慮しては居られないのが實狀である。それから
また戦争の終つた後でも勝つた方では出來得る限り勝利の光榮を繼續せしめ、利
益を確實に保持しようと思へ、敗けた方では又何時かは此の恨みを晴さうと復讐
心に燃える。且つ日々生活に苦しめられるのはこれも敵國の爲に莫大な償金、船
舶、車輛などを取られた爲だと思へば自然に敵國が憎くなる。斯くの如く勝つた
にしても敗けたにしても敵愾心を激成せしめる。これが國家的精神の發揮とな
り、團體主義的思想に有利な影響を與へる。

次に戦争が個人主義的思想を助成する方面を觀んに、元來戦争は多人數の出兵を要する。殊に今回の如きは主要國にありては足腰の立つ程の者は悉く之に參加せしめられた。然るに何れの國に於いても國民の多數を占むる者は貴族にあらず、富豪にあらず、實に無資産者、勞働者の階級である。サア戦争となれば、どうしてもこれ等階級の助けを借らねばならぬ。或は本國だけで不足の場合には植民地からも借りて來ねばならぬ。而して平素無産者や勞働者は政府から、植民地は本國から虐待されて、所謂弱者の地位に置かれてゐる者が、その者が國家存亡の上に重大な役目を果すことになれば、こゝに自分等の權利を主張する、戦争に行くが歸つたら斯く／＼して呉れといふ。國家は絶對絶命の場合であるから之を容れることを約して戦線に立たしめる。斯うして戦時中より戦後に亘つて弱者階級が大に權力を伸張せしめた。英國が印度に議會の開設を許したのも實は戦時中の公約を實現せしめたに外ならぬ。

思想問題と教育者の使命 如斯戦争は平素に於いて相反すると考へられる二つの思想を激成した。こゝに思想の動搖が胚胎しその餘波が日本にも波及して

來たのである。此時に際し動搖せる思想を批判すべき根本原理を攻究し所謂惡思想と良思想とを識別して、兒童生徒をして正當なる方向に嚮はしめるのが教育問題としての思想問題に對する妥當なる取扱でなくてはならぬ。

諸現代に動いてゐる幾多の思想體系を數へあげて見ると、曰くサンデイカリズム、曰くポリセイズム、曰く社會主義、曰く無政府主義、曰く國家主義、曰く人道主義、斯う並べて名をつけて見ると實に色々の思想體系がある。がしかしそれ等の思想の中に存在する根本的なもの、要素は何かと調べて見ると私は自由と平等と正義とが現代の總べてのイズム、システムの中に流れてゐる根本觀念ではないかと思ふ。故にこの自由、平等、正義の三觀念を調べることは、所詮大黒柱をあらためて見ることになるのである。そこで先づ第一に「自由」についてお話を致さう。

二 自由の意義 諸自由といふ考は現代の思想界のみならず昔からあつた思想である。けれども斯く力強く人心に喰入つて、それが原動力となつて或は政治上に或は社會上に、乃至家庭に産業に各方面に顯著な事件を惹起するに至つたのは實に近世の事に屬する。近代歐洲文明なるものは要するに自由平等の思想が生

んだ所のものであるといつてもよいのである。

觀よ。彼の伊太利に起つてアルプスを越えて獨佛に及んだルネイサンス(文藝復興運動)の如き、全く個人の自由平等を骨子とした者ではないか。蓋し當時にありては一切の文化は教會の司配の下にあつた。教會の定めた以外にバイブルの解釋は許されず、教會の定めた以外に自然の解釋は出來ない。加之加特力の教は人情を以て罪惡の根源となし、之を抜き取つて了ひ、自然の欲望を出來るだけ抑制して干びた生活をなすことを理想とした。それに反抗して個人の自由平等を叫び一方には古典文學を復興して潤ひのある生活を打ち拓き、一方には智力によつて自由の研究を行ひ、從來の權威を排除するに至つた。宗教改革の如きも教會が箝制的に定めて來た信仰管條を破つて、人々は直接に神と接觸しなければならぬとしたのがルーテルの考へた信教の自由であつた。

其他第一十字軍あたりからソロ／＼擡頭した近東との交易の如き、是又從來の型を破壊して世界の市場に於いて自由に働かうとするの精神に基いてゐる。近世に至つて亞米利加大陸の發見、喜望峯航路の發見等によつてこの思想は偉大な

活動の舞臺を見出し隨つて著大な發達をなした譯である。それら十六七世紀頃に盛んになつた政治上の運動も亦この自由思想に基いてゐることは申す迄も無からう。偕自由思想は昔からあつたといふものの、著しく力強く各方面に働き出したのは近世の事である次第は上述の通りであるが、更に委しく發達變遷の跡を辿つて見ると少くとも三段の變化をしてゐると見るべきである。

自然權利論の觀方 第一段の「自由」といふものは近世の初から十八世紀までかなり永い間行はれた者であつて、自然權利論的の觀方と稱さるべきものである。この觀方によれば人間は總べて皆自由に平等に生みつけられてゐる者である。自由平等に或は勞働し或は娛樂し、或は又教育を受ける權利を持つてゐる者であつて固より年齢や貧富によつて異なる者ではない、且つ各個人はこの自由を最大限に伸す權利がある。即ち個人は生れながら一定の權利を持つてゐるといふのが自然權利論の觀方である。この考は實際方面に於いては亞米利加の獨立、佛蘭西の革命となつて現はれた。亞米利加獨立宣言の中にも、佛蘭西革命一七八九年並に一七九三年の宣言にも麗々とこの自然權利が謳はれてゐる。

尙又學者達に於いても近世の初より段々唱道主張された者で試に一二著名な人々を擧ぐれば、グロシユウス(初めて國際法を考へた人)、ブーフエンドルフ(國家學の鼻祖)、ロツクなどがあり、降つては佛のルツソーがそれである。これ等の人々は人間は生れながらにて自由に且つ平等に、娛樂、勞働、教育を享受することが出來ると主張した者である。

尤も個人々々の權利の内容は、人々によつて解明が一樣でない。精密にいへば亞米利加の獨立宣言と佛蘭西革命のそれとは個人權利の解釋は違つてゐるけれども、大體に於いて、生命、財産、所有の自由が天より賦與された大切なる者と考へられてゐる。而して自由は國家と雖も之を妨げることは出來ぬ。否國家の職分こそは却つてこの個人の自由を確保するにある。即ち國家はそれ自體に於いて存在の意義を有せず、個人の自由達成の方便としてのみ存在し得る者である。ルツソーが國家は契約によつて成立つた者であると叫んだことは既に世間周知の事で今更引用を要しないであらう。

團體主義論的の觀方 處が十九世紀に入るに及んで思想は一轉して來た、即ち

團體主義論的な觀方となつて來た。前述の通り自然權利の觀方からいへば國家は全く個人生存の手段方便に過ぎないとする。而してこの思想の極惡な方面が爆破したのが佛蘭西革命である。これを轉機として歐洲の思潮は異つた方面に動き出した。といふのは元來個人といふものは團體の一員としてのみ存在するもので、團體を離れて個人はない。アリストートルの言へる如く「全體は先であつて部分は後である」。國家が先にあつて個人は之に附隨してゐる者に過ぎない。斯く個人の存在を非常に軽く見て、團體の實體の存在こそ實在であるとした。この考から生れたのが即ち民族主義、國家主義である。

この觀方によれば「自由」は自然權利論者の言ふ如く自然に持つて生れた者ではない。團體自らが團體自らの都合の爲に個人に與へた者である。元來自由と放縱とは違つてゐる。個人が生れ乍らに持つてゐる者がありとすればそれは放縱であつて自由ではない。個人々々が放縱を振廻せば、社會の秩序、國家の安寧は破壊されて了ふ。又自由は欲すれば遣る、欲せざれば遣らぬといふが如き者ではない。自由を働かせる事によつて其人自身乃至その個人の屬する團體が都合よ

く行くのである。即ち團體主義から觀れば國家の干涉制裁が嚴重であればある程個人の自由は伸長するといふことになる。理窟に合はぬ様だがさうでない。規律が緩ければそれだけ放縱になる、嚴命の裡にこそ眞の自由は存すると見る。自由の意義が餘程變つて來た。これが十九世紀をとほして二十世紀に至りても尙存し、今回の大戦まで相當に力強い思想として世界の人心を支配して居た者である。天賦人權流の思想は大體から觀て英吉利、佛蘭西畑の思想、國家主義、團體本位の思想は獨逸畑のものである。團體主義を徹底的に説いた者はヘーゲルに指を屈せねばならぬ。ヘーゲル系統に立つ國家學者、法理學者は皆團體主義の域内にあると見るべきである。

理想主義的自然權利論 處が前世紀の終から今世紀へかけて個人主義的見解が再び擡頭し始めた。それは若し團體主義論者の主張する様であるとすれば、國家の行動に善惡は無くなる。國家は超道德的で、隨つて國家の意志の發動は善惡の批判を超越した者となる。血を以て書いた様な法律が出來てもそれが悪いとはいへない。國家の意志、國家の權力は絶對である。希臘のドラコヲ、支那の桀王

紂王の様な主權者が出て立てた法律でも批判することは出來ない。如何に個人の活動を抑壓したものであらうと、一言半句申出すことは相成らぬ。——斯ういふ事で世が太平にゆき人々は満足するかといふと仲々左様には參らぬ。國家の行動と雖も善惡の批判を免れる譯にはゆかぬ。今回の戦争が各國互に責任者のなすり付け合ひをしてゐるのは國家と雖も道德を超越出來ぬ證據である。法律でも同様、甲乙二國家内に優劣の批判が成立ち、同一國でも前後左右、善徳の標準が存在する。

既に國家の行動も國內外の法律も善惡の批判を免れざる事實がありとすれば、其批判の標準即ち物指が無くてはならぬ。これが聽て國家でいへば理想的國家であり、法律でいへば理想的法律である。由來批判は理想を豫想する。國家の行動なり國家の法律なりについて實際批判が行はれてゐるといふ事は、逆に理想の存在を否定する事の出來ない事となる。——斯くの如く思想の勃興し來るにつれて茲に團體主義的思想は根柢に動搖を生じない譯に往かなくなる。

尙言ひ残したが團體主義的思想の結果は現實謳歌とならざるを得ない。國家

の行動は善惡を超越し、其時々、に絶對の價値を持つてゐる、如何様なことがあつても彼も一時、是も一時、昨も好く今も好い。現實承認、現實謳歌となるのが論理の自然的歸結である。

偕何にせよ現實は理想に照して、良くもあり、又悪しくもある。そこで國家と雖も現實は理想に對照されて批判を受くるを免るゝことは出來ぬ。如何に國家の權力を以てしても自由勝手といふ譯には參らぬ。國家が國內の婦人に向つて汝等總て貞操を汚せよと命じた時、唯々として従ふが正當であるや否や。又國家が國內の子女に對して、汝等各その母の首を取つて出よと命令した時、矢張り唯々として之に従ふべきであるかどうか。現實承認、現實謳歌の思想からすれば貞操を汚し首を取らねばならぬ。それが悪いとすれば——國家と雖もその意志發動は無條件絶對といふことは許されぬ。國家の力は決して無限ではない。之を逆に考へれば個人には國家の力以上の權力がある、國家の力も尙侵すことの出來ぬ自由がある、即ち兩方を結合させて考ふれば、國家の力は有限の者で或範圍以上に個人の自由を侵害することは出來ぬ。個人の方からいへば或範圍の自由ありて國

家も之を奪ふことは出來ぬとする。斯くの如く個人の上にも又國家の上にもその絶對權を認めず、更に一段高き理想によつて兩者を批判せんとする傾向が十九世紀の末葉から現世紀にかけて現はれて來た。名づけて理想主義的自然權利論といふのである。而してこの代表的學者はといへばベルグボーム、シュタムラーなどがそれである。

元來十九世紀の文明は興味多き文明であつて、物質科學の影響の爲に唯物論的思想が盛に行はれ、隨つて現實主義(リアリズム)の考が廣く行はれた。所が現實主義、唯物主義も行く所まで行つて破綻が段々現はれて來た。一八九〇年頃に至つて其弊の窮まつた所に理想主義が復活の曙光を輝かし始めた。而してこの新しい傾向に立脚した國家學者、法律學者が續々現はれて來た。

然らば、理想主義的自由とは何ぞや。これは現代に於ける思想問題解明の鍵をなす問題であつて、これを窮明することによりて始めて紛糾せる諸問題の意味を理解し之を批判し隨つて又之を教育の上に應用する事が出來るのである。

抑、天賦人權的自由論から起る處の問題は勞働者婦人等、從來劣弱階級者として

取扱はれてゐた者が自由を要求しだしたことに端を發する。國家の上から見れば其構成要素をしてゐないもの、してゐても實際には認められなかつた所のもの、それ等の者が自由を要求し出したのである。然らばその要求は受諾すべき者であるか否か。これは一に懸りて「自由」の意味如何によるといはねばならぬ。然らば更に進みて如何なる意味の自由は正當にして、如何なる意味の自由は不當なりやを決定せねばならぬ。私は此に至りて倫理的自由又は之に基きたる要求ならばそれは當然認めねばならぬ者と信ずる。

三 倫理的自由 謂ふ所の倫理的とは何ぞや。倫理的自由は人間の人間たる本質其者に具はつた者である、然らば本質的に具有された自由とは如何なる者か。

自由と他律 抑人間の人間たる本質は何處にあるかを探究するに、窺竟「自己決定」の一事にあるといふべきである。人間以外の者は情性の法則によつて動かされてゐる。静止する者は外部の力が加はらなければ永久に動くことはない。又動いてゐる者は外部の力が加はらなければ永久に止まることはない。人間以外は一切の者は自分以外の力の加はるに非ずんば動も静もない。動物の如き自己

決定をなす様に見えるけれども、眞の自己決定ではない。彼等は外部の物に動かされてゐるに過ぎない。食を求めて驅けまはり、異性を見て走りまはる、皆自分以外の者に動かされてゐるのである。加之食欲、性欲の満足を求むるに當つて、自分が自分の行動の意味を考へるといふ事はない。即ち自己意識といふ者がない。畢竟一種の機制によつて行動する者で自己決定といふ事は出来ない。

然るに人間の場合に於いてはそれとは趣を異にして明確に自己決定なる者が行はれる。今一二の例を擧ぐれば、第一に我々は數學といふものを持つてゐる。一と一を加ふれば二となるといふ眞理は、餘人から授けられてわかる者ではない。口移しに移した者は眞理の了得ではない。兒童が一と一とは二といふことを明瞭に自己判断をなすには、體驗の上から確乎と自分で攫んだ者でなくてはならぬ。他から與へられた者は畢竟附刃に過ぎぬ。

自己判断の道理といふ者があるから加減乗除が出来る。四則が出来る。求積が出来る。乃至高等數學が出来るのである。いくら猿が賢くても、この人間の眞似は出来ない。これ彼には自己判断が無いからである。以上は智力についての

例であるが、更に意志の方でも同じで、道徳上の善悪も皆自己判断の上に成立つたのである。幼少にして父母や教師の命令にのみ従つて行動ををしてゐるのは道徳の端緒に過ぎない。繰り人形が繰られてゐる様であるが、この間から成程善は斯様な道理故履まねばならぬ、悪は爾々の道理故避けねばならぬと理窟を推して行く様になり、遂には獨立判断をなす事が出来るに至るのである。道徳上の善も之が本統の意味を持つ爲には、外界からの指揮に盲従して行つたのではないかぬ。若し命令が間違つて居た時には之を匡すのが眞の道徳である。道徳が道徳たるのは飽くまで自分自らの道理で判断する點に存する。

眞偽美醜も亦皆然りである。稀代の名畫に對しても自分が美を感じなければ眞の美ではない。假令ベートウベンベートウベンの音曲にしても自分が解らなければ意味をなさない。皆悉く自己決定が本である。而してこの自己決定に光を與へるものは道理心である。道理心に基いて自己決定をする。これが人間の人間たる本質である。この道理心は西洋では理性といひ、東洋では理と呼んだ、古くは天と名づけた事もあるが、兎に角理性に従つて自己決定をする。而してそこに人間の本質

がある。といふことは畢竟人間の本質に自由があるといふ事に外ならない。自己決定とは自分の道理心の外何者の制御も受けない、何者の壓迫干渉も受け容れないといふ事である。自由こそは人間それ自身の本質である。

偕何故に斯く理性といふことを力説するか。元來人間といふものは理性のみで動くものではない。西洋學でいふ感性といふもの、東洋學でいふ私欲物欲又は煩惱などいふものが心の中に働く。けれども斯ういふのは元々我々の本質を形造つてゐる者でない。のみならず感性の爲に道理心を惑はし理性を昏ます事が往々、否屢々あるのである。我々を陥れる者は實にこの感性である。所謂罪惡は悉く感性から起る。古人が山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難しと叫ばれた心中の賊は即ち感性を指すのである。感性は人間を驅つて各般の行動をなさしめるけれども、乍併私併私が謂ふ所の人間の本質たる自由を生む所の自己決定をなさしめる本性ではない。寧ろ道徳心以外の外部の力であると観るのである。

上來述ぶる所によつて、道理心の自己決定といふ意味に於いての人間本具の自由、この意味の自由は何處までも許されなければならぬ。人間としては飽くまで

之を保持し擁護するのが、人間の價値を發揮する所以である。之を從來の西洋學の方では、カントの言葉を藉りていへば人格者である。人格者は自己本來の自由を發揮するを以て自己の道とし、同時に他人の自由は何處までも尊重するを以て他人に對する道德とする者である。而して斯くの如く人格者の保有する一道をこそ、倫理的自由と稱すべきである。ベルグボーム、シュタムラーによつて唱導せらるゝ新らしき天賦人權論、理想主義的自然權利論の根據は實にこゝにある。シュタムラーの「理想的社會は自由なる人間の親和的協同に基礎をおく」とせらるゝ自由の意味はこれに外ならぬ。

そこで世上に相繼いで湧起る要求にして、此倫理的自由を基としてゐるものは當然許されねばならぬ。勞働者の運動についていへば、今日の賃銀では自分の人格者としての位置を維持することが出来ぬとか、又今日の如き勞資關係では自由人格者として働くことは出来ぬ、即ち勞働者は資本家に對して奴隸關係、機械關係、他の言葉でいへば資本家の利益を生み出す爲の機械たることは止めて貰ひたいとかいふ要求は、正當として認めねばならぬ。又婦人が男子の權力の下に壓伏さ

れてゐる。男子の玩弄物視されてゐる。モツと自由のきく世界へ放還して、男子と同じ意味の自由人格者として働くことの出来る様に、社會や家庭を改められたといへば、矢張り之を認めねばならぬ。

又政治上に於いても同じである。現行衆議院議員選舉有權資格として直接國稅三圓以上納附を要するが、國稅三圓の納否と、國民としての自由人格者との間に必然の關係ありとすべきであるか。關係なしとすれば、所謂普通選舉の要求には當然耳を藉さなければならぬではないか。元來政治上の自由とかいふものは、單にそれだけでは意味ある者ではない。其は假象に過ぎない。唯あるものは倫理上の自由だけである。倫理上の自由が政治に入り社會に入つて始めて政治的又は社會的自由が成立ち、そこに社會問題、婦人問題が起つて來るのである。

所が政治的權利、社會的權利、乃至經濟的權利の根本原理たる倫理上の自由人格は人によつて異なる者ではない、又時や所によつて異なる者でもない。苟くも人間といふ以上自由人格は先天的に保有する者である。我の存在と同時に存在する自由である。所がこの先天的自由、本質的自由に對して經濟的自由なるものを立て

る。我々は必ずしも道理心によつてのみ生きるものでない、我々には別に感性がある。私欲物欲の世界、感性の世界といふものが別に存在する。本質的世界に對して經驗的世界といふものを認めねばならぬのである。

經驗的權利及び其條件 假りに八面玲瓏の玉があるとす。この玉は一切の萬象をあるが儘に寫し出す。我々が感性とか肉體とかを持たず理性その儘に現はれてゐるならば明皓々たる眞善美その儘の姿が現はれねばならぬ。けれ共現實經驗界に生きてゐるものは感性を持つてゐる。本來の自由人格が制限されて來る。

政治上の自由についていふならば、經驗上の知識の無いものに參政權を與へるのは無意味であり又危険である。宜しく經驗が進んで來るのを俟つべきである。倫理的自由は如實に現はれてゐる者ではない。經驗的自由は漸次に現はさねばならぬ。英國が斯うだから日本も斯うせよとはいへぬ。それは兩國民の經驗的事情が違ふからである。自由は經驗に適應して許されねばならぬ。

社會上でも理想的にいへば男女の別はない。自由人格者としては何處までも

同一である。けれども經驗的事情の相違から、男には許されてゐる事が女には許されぬ事が生じて來る。といつて經驗的事情を口實にして何時までも男が女を壓伏してはならぬ。譬へば今日家庭の主婦は女中頭に過ぎぬ。而して夫の暴威姑の壓迫に甘んぜねばならぬ。斯ういふ事は教育を受けた婦人の堪へ得べき事ではない。これは宜しく改むべきであるといへば、日本の今日の家族制に矛盾しない限りこの要求は認めてゆかねばならぬ。自由人格はいろ／＼な事に出會うて漸次に開放されてゆくのである。自由の認むべきか否かは經驗的事情に適應するや否やにある。社會問題、婦人問題又は國際平和運動等の善惡可否の標準はそこにあるのである。

而して經驗的事情は複雑なる條件の中に構成せられてゐる者であるが、就中最も強く働いてゐる所の者が三つある。一に曰く性質、二に曰く教育、三に曰く訓練が之である。今少しく之に就いて解説を試みよう。

性質 性質とは何ぞや。抑、人間は理性的存在物、倫理的自我の保有者として觀る時には萬人一様であるが、個性的方面から眺めて見れば、實に萬人萬様、一人とし

て同様な者はない。瓜を割つたと評せられる双生兒でも何處かに差違がある。一方には長所があれば他方に短所があり、他方に得意な所があれば何處かに缺點がある。謹嚴苟くもしない者もあれば、輕薄取るに足らぬ者もある。濃厚と焦燥、賢明と魯鈍、仲々一樣でない、數學に長けた者があれば、文學に得手な者もある。想像力の強いもの、弱いもの、記憶力の鈍いもの、強いもの、人々皆悉く得失相異なる。これ則ち生得の如何に依る、茲に於いて一人に許されたる所のもは必ず他の萬人に許さなければならぬとは言はれぬ。萬人に許された事で特定の一人に許されぬ事も出来るけれども、社會的にはさう萬般の事について個性に従つて取扱を異にすることも出来ず、先づ大なる經驗的條件の一たる性別に従つて一應の片を附けて置かうとする。即ち男子と女子の區別、これは動かすことの出来ぬ條件で、且つ男子と女子とに性質上の差違あるを思へば、男子に許したことは全部女子にも許さねばならぬといふことは成立たぬ。今日の經驗的事情の下に於いては尙全婦人の解放は許すことは出来ぬ。尤も婦人の中には男子に勝つた人もあることは明かである。けれども千萬人中の一人位の女の例によつて全部を男子と同じ、

又は男子に勝つてゐるとは考へられない。除外例は何處までも除外例で、之を以て本則とすることは出来ぬ。といつて丸つきり理窟のない差別を立て、一圖に婦人を壓伏してはならない。充分に性質を考へて差別を立てねばならぬ。

教育 次には教育であるが、現在生きてゐる差別的人間は必ずしも同一の教育を受けた者ではない。家庭の教育、學校教育、さては社會から受けた教育等、これ又萬人萬様である。随つて彼等の能力には大なる差違がある。既に能力が違へば、彼等に許し得る範圍は萬人一樣と云ふ譯には行かぬ。政治上の自由に於いても社會上の自由に於いても人によつて制限を附するは當然である。乍併、我國現行の政治上の制限選舉、即ち金力による制限選舉制は、今日の經驗的事情を以てしては最早當を得たる制度となすことは出来ない。今日小學校に於いて教育を終る者を年々百萬人と見る。處が日本の教育制度は四民平等の組織であつて、皆一樣に國民學校にはいるのである。多額納税者の子供、水呑百姓の伴も區別はない、一つ机に並んで教へを受ける。偕年々百萬人宛卒業生が輩出するとし、その中約一割、十萬人は進んで上級の學校に入學するとすれば、九十萬人は六ヶ年の義務教育で

終る譯である。この九十萬人の中には家庭の事情、職業の選擇勿論一様ではないが、將來選舉の有資格者になる者は、現行の國稅三圓に下げた處で、甚だ少いと云はねばならぬ。等しく義務教育終了だけの者で、家庭が三圓の國稅を負擔するかせぬかによつて參政權の有無を生ぜしむることは甚だ道理に合はぬ事である。三圓以上の者に資格があれば其以下の者にもあるとしなければならぬ。元來金力による制限選舉制度は英國などで初めて國會の起つた時の事情からの惰性であつて、最早今日では歴史的意義の外には意味はない者と見るべきである。但し教育によつて制限することは意味の無い事ではない。僅に義務教育を終つた者と大學教育まで終へた者と同一の權利といふことはない、今日の制限選舉から普通選舉へ直ちに行くことは正當でない(年齢の差はどちらにしてもあるは勿論)暫らく智力制限を施すべしである。智力制限は嘗て白耳義に於いて行はれた事があつた。私は今日直に普通選舉を行ふことには賛成しない、中間政策として智力制限選舉を採用すべき者と思ふ。勞働運動並に婦人開放運動についても同一の論法を適用すべきであるが今は詳述することを省かう。

訓練 倍性質と教育との二條件で制限されても、もう一つ制限される者がいる。

先の二者があつても訓練といふことが無ければ先天的な人格は經驗的に制限されねばならぬ。政治に例をとれば、普通選舉といへば男子に許せば女子にも許すことを當然とせねばならぬ。國民が國政に參與することを正當としての主張ならば婦人を除外すべきではない。けれども其所が所謂訓練である。義務教育を終へた者に參政權を與へるとすれば男女の別はない筈である。所が、今日までの日本の女は政治的生活に多く訓練されて居るかどうかといふと、殆ど訓練されて居ない。男子は多勢の中に出て議論も闘はせれば相談もやる。女子には其機會は殆どない。女子同志すら左様、男女合議の機會などは丸つ切り有りつこなしである。尙又日本の今日では女子の立場から國政を論ずる人々が一向にない。兎角男子は議論を立てる場合に男子本位になる。之に對し女子に政論家が出で、女政客が出て來なければならぬ。それにそんな女は甚だ少い、今日八釜しい専門學校の昇格問題でも唯男子のみの問題で、女子は何時でも片手落となる。今日の日本の女子はまだ一般に政治論に興味を持たない。新聞を讀んでも一面や二面

には目を通さぬ、三面の社會種や講談の續きもの位が關の山である。斯くの如く政治に興味を持たぬといふはその方の訓練が無いからである。随つて今直ちに參政權を與へたつて適當に行使し得るや否や甚だ疑はしく、此點から見れば矢張り尙早を免れない。

斯くの如く自由人格、先天的人格が經驗界にはいつて來ると、性質、教育、訓練に制限される。國を異にし時を異にすれば政治上の制度、社會上の制度が異なるは當然としなければならぬ。といつて條件の進展を無視して舊制度を維持しようとしてはならぬ。自由の要求と經驗的事情とを參酌して正當なる批判を下さねばならぬ。

二 平等

平等も亦近世文明を動かした大なる力の一つである。平等の要求は米國の獨立宣言には現はれてゐるが、佛蘭西では一七八九年の革命の宣言にはまだ無い。それが一七九三年の宣言に始めて現はれて來てゐる。「自由」ほど強く要求されて

はゐないが、相並んで進んだ觀念である。

一 平等の意義 平等とはどんな意味を持つた觀念であるか。ロックの政治論の中には「人間は唯平等に生みつけられてある者である」とはあるが、何等説明はない。他の學者の著述にも殆ど説明らしいものは見當らぬ。寧ろ自明の事か、考へられたと見るべきであるが。斯ういふ譯ゆえ平等の意味を穿鑿することは大に困難といはねばならぬが、先づ之を二つに分つて、(一)人爲的文化の影響を受けない生れたまゝの平等、(二)「本然性」の平等の二とする。

生れた儘の平等 第一の生れた儘の平等とは、人間に賢不肖、強壯薄弱等色々の差別あるは、生れてから享けた感化影響の結果であつて、生れた儘其儘ならば萬人皆平等である、人爲的文化の影響を受けない以前の人間は悉く平等である。例へば老子の如く道德などを説かなければ人は無爲にして化す。それが仁義の差別を立てる事になると善人悪人が出る。所謂大道廢れて仁義有り、智慧出で、大偽有りである。人間は文化の影響を受くることによつて墮落する。佛蘭西のルッソーの考へ方も其であつて、人間は唯自然の儘にあるべきである。人爲が人を墮

落せしめる。「エミール」は唯自然によつてのみ教育すべきことを寓した者である。アダム・スミスも、人間は六七歳までは殆ど同一で似たり寄つたりの者であるが、唯教育によつて變るものであるといつた。これが第一の意味の平等であつて、近世の初に於いて唱道された處のもの、グロシユウス、トマシウスなどの説いた處がそれである。而して實際に社會を動かしたのも亦此意味に於いてであつたのである。偕この意味の平等は、其概念が甚だ素樸的であるといはねばならぬ。旃檀は二葉より香ばしとは古い語にもある。人間は生れた儘にして決して平等ではない。遺傳の理論は偕措き、遺傳の事實は何者も之を認めない譯にはゆくまい。文明國に生れた子供と、生蕃の土地に生れた子供と遺傳が同じとは考へられぬ。優生學は事實を歸納して明かに成立すべきである。随つて生れながらの平等を論據にして平等の取扱を要求することは事實に合せぬといはねばならぬ。

本然性の平等 次に本然性の平等、人間を本質的に見たる平等といふのは、どういふ意味か。夫れ人には、各個性があり、長所短所、得手不得手様々ではあるが、併し總べての人間に通じての人たる所以のものは一定に平等に保有されてあるべき

であると観る。所がこれは本然性或は本質の解釋如何によつて肯定も出來又否定もしなければならぬ事ともなる。即ち人間の本質を感性として見た時にはそれはどうも妥當とは考へられない。唯人は皆悉く快を求め不快を避けようとする。此點に於いては萬人平等であると言ひ得る。が併し徹底的に考へると一體快とか不快とかいふものが實際にあるかどうか。快不快といふのは、ごく抽象された言葉であつて具體的に平等なものとは考へられない。繪を見た時の快と、美味を味はつた時の快と、讀書の快と、酒を飲んだ時の快と、之等を同一であるとはいへない。快苦は之を起す者によつて様々に色づけられる。必ずしも無色透明のものではない。これが即ち實在の快苦である。而して更に人間は如何なる者に快苦を感ずるかに至つては決して一樣ではない。君子には君子らしい快苦があり、小人には小人らしい快苦がある。一簞の食、一瓢の飲、人はその苦に堪えず、回也その樂を改めず、聖凡賢愚、老若男女、各求むる所が違ふ。快を求め不快を避くる事は平等だといふのは頗る抽象論であることが解る、それで感性を以て人間の通有的本質とし平等の論據をこゝに置くことは間違つてゐるといはねばならぬ。

尙他の事實を擧げて來るならば、元來本質といふ以上は變化變遷があつてはならぬ。變化變遷があれば、先にあつた人と後の人とは同一の人であると言へなくなつてくる(人格的同一性)。所が感性は人によつて違ふのみならず、同一の人も時によつて要求する處が違ふのである。酔醒の水の味下戸知らずで、酒でなくては夜も日もあけぬ者でも、酔醒には冷水がなくては堪らぬ、婦人が懷妊すると俄かに酸いものを要求し出す。これは萬人經驗のこと故擧げ來るだけ野暮であらう。之を以て感性を以て本質とすることの誤であることは解らう。

然らば人間の理性を以てその本質であるとし、此點に於いて萬人平等であるとする。これは先の「自由」の所で述べたから詳しいことは略するが、自由なる自己決定をなし得るのが即ち人間の人間たる所以。道理心の現はれとしての人格者としては賢不肖、貧富、老若皆平等である。故に理性を本質として平等を主張すればそれは明かに意味ある事である。正しい見解である。この意味この見解を基としての平等論ならばそれは享け入れねばならぬ。のみならず益之を社會的に發達向上させねばならぬ。

政治問題に於いて、勞働問題に於いて、又婦人問題に於いて、それ等の要求が、人格的平等を基としての要求ならば、當然之は許さねばならぬ。勞働者が、資本家も我々も人格者としては平等ではないか、然るに今日の勞資の組織では我々の人格が認められて居らぬ、といへばこれは論據の確かなものであつて無下に排斥するとは出來ぬ。婦人問題に於いても又同様である。

併乍ら「自由論」の所で詳説した通り、人格者としての平等なるものは如實には無いのである。あるものは經驗的平等のみである。そこで人格的平等も之を経験世界に現はさうとするには經驗的事情に適合せしめねばならぬ、蓋し古來の道徳の進歩といふのは畢竟人格的平等が漸次に經驗世界に顯現して來たことを指すと見るべきである。往昔は自由民と奴隸との對立は何處にもあつたのである。之が、漸次差別は撤廢されて今日の如き四民平等の世の中となつたのである。之はほんの一例に過ぎぬが、この一事で以て他を類推することが出來よう。

二 平等と秩序 平等といへば秩序といふものとの關係はどうなるかといふ問題が起る。君臣も、父子も、夫婦も、兄弟朋友も、人といふ點では平等であつて、何等尊

卑の關係はないと見るは、理想的な人格者としての場合からの觀方で、經驗世界では何處までも君君たり臣臣たり、父父たり子子たり、乃至夫婦兄弟朋友の間にも一定の秩序があるべきである。斯う考へると秩序と平等とは衝突しないのである。尤も秩序とか制度とかいふものは動もすると硬化し易いもので、嘗ては意味もあり必要もあつた者で、今日では最早之を失つてゐる者がある。それを何時までも墨守して生きて人生を律しようとする、そこに色々な衝突や混亂が起る。例へば男女七歳にして席を同じうせずとは支那の教であるが、日本でも武家時代頃から男女の區別を大層八釜しういふ様になつた。——王朝時代には男女はもつと親しみ合つた者と思ふ——今日事情の異つた世になつても尙そんな事を後生大事と守つてゐる必要はないのである。學校でも幼年者には男女共學がよいと思ふ。或は高等の學校でも共學の方がよくはないか。女なんて學問をするには及ばぬ、洗濯と割烹さへ出来ればそれで充分だといふ。無論嘗ては其れで良かつたのであらう。けれども今日では最早意味のない言葉である。女子は家庭の人となる天職があるから大した學問はいらぬといふ人もあるが、これも之で以て女子全般

を律しようとするれば、矢張人格の蹂躪、自由の壓迫となるのである。一口に女子といつても様々の個性を持つてゐる。十人中一人や二人は家庭の人たることを望まずして學問に身を委ねようとしたとて、之を反逆者視することは不可である。否家庭の人となるにしても高等教育を拒む理由は毫もない。斯くの如く嘗ては意味のあつたことも今日理由が消滅したならば差別を撤廢せねばならぬ。社會の進歩に伴うて平等の意味を漸々に差別の世界の事に顯現させてゆくのが良いのである。

三 平等と公平 人が平等を要求する場合には、多くの場合に於いて現在成立つて居る所の不平等を撤廢して貰ひたいといふ事を要求する。不平等の意味を詮議して見ると、不公平に對する不平である様に見える。例へば労働者が賃銀の増加、労働時間の短縮乃至利益の分配を要求するに方り、是迄資本と労働とは不平均なる取扱を受けて居たから、今日はそれを撤廢して兩者を平等公平に取扱つて貰ひたいと要求して來るのである。或は婦人參政權を求むるに於いて、從來婦人は男子と特別の取扱、不公平な取扱を受けて居たから、將來はそれを撤廢して男子と

同等に公平な取扱をして貰ひたいといふ様になつて來た、即ち取扱を公平に平等にして貰ひたいと言ふのである。平等の取扱と言ふのは公平の取扱と見てよく、公平といふ意味は取扱上の公平、實質上の公平の二つに分れ、取扱上の公平は更に絶對的の公平と取扱上の公平とに分れる。

絶對的取扱上の公平 絶對的の公平の取扱といふのは、すべて人間であれば皆同様に取扱ひ其間に何等の差別を設けないといふのがそれである。男女老若、貴賤、貧富に頓着なく一切無差別平等に扱へといふのである。さて此絶對的の公平は現在社會上の事實として何處に行はれて居るかといふと何處にも行はれて居ない。法律の前には人間皆平等であると言はれて居る。然し事實は然うではない。例へば刑法上責任能力があると見られて居るは滿十四年以上である、十四年未満の者に對しては十分なる刑事上の責任を問はぬ、或は民法に於いても未だ其責任能力の出ない者には、親權を行ふものが權利義務を代表し、親權を行ふ者なき時は後見人が權利義務を代表する、禁治産、準禁治産の宣告を受けた者には制限を加へる、親族相續にしても同様である、結婚の如きも年齢の如何により親權者の承諾な

しに出来るものと然らざる者との區別がある。故に法の前には總ての人は皆平等なりとの意味は絶對的平等といふ意味ではない、其他社會上に於いても、學術上産業上政治上に於いても凡ての人が皆無差別絶對に扱はれて居るといふ事はない。故に絶對的の公平に扱はれる事は實際上にあり得べき事でない。

比較的取扱上の公平 次に比較的取扱上の公平といふものはどういふ事か、これは其人及び其爲せる行爲に比例して公平に取扱ふのである。法律の前には何人も平等なりといふ事については、例へば教育者が、或破廉耻な行をして司法裁判を受くると假定する處が同時に教へ子が又同様に破廉耻の行をして司法上の罪に問はれたとする。その時教育者と被教育者に平等なる取扱をするかといふに、制裁を受けるのは同じきも其輕重は同一で無い、教育者は重く被教育者は輕い、此輕重が違ふと言ふ事がやがて公平であるのである。すべて教育者といふ程であれば是非善惡の辨別が出来る上に、躬を以て率ゆる職責を有するものなるに拘らず破廉耻罪をしたといふ場合には、世間の憤怒の情は一層強い。それ故情に比例して制裁を重くするのが當然である。之に反し十分成熟せぬ被教育者には思慮

分別が幼稚であるから少しの誘惑にも誘はれ易い點もあるので、教師に對してよりも生徒に對する憤怒の情は薄い、隨つて責任を問ふ事が重くない、故に兩者差別の取扱をしてそれで公平である、即ち比較的取扱の公平である、此場合には法の前には一切公平なりとの原則は消滅して居ない。而して同一地位責任にあるものに對してはすべて公平でなければならぬ、政府の大官に關係あり緣故あるの故を以て見逃がすといふが如きは公平でない。

或は又労働者の賃銀の如きも最低二圓五十錢と定めて置いて、其以上は勤惰の如何、作業の成績に比例して甲乙を差別づけるのが公平である。同じ十二時間働くにしても烟草をふかし乍らの十二時間と汗水流しての十二時間とに同一の賃銀を與へるのは不公平であつて、勤勉の度に比例して賃銀を與へるのが公平である。又同様に勤勉するにしても、優秀の技倆ある職工と劣等の技倆者とを同様に扱ふのは不公平である。即ち勤惰、巧拙、優劣に比例して最低賃銀以上に差別をつけるのが公平である。此場合にも人は平等に取扱はねばならぬといふ原則は消えて居ない、即ち工場労働者の資格、働き以外には一切の事情を取扱はぬ。自己の

感情縁邊によつて差別づけるのは決して公平でない。かくの如く比例的平等が社會的の秩序を保つ所以である。お互管理して居る學校にしても、お互も子弟も無差別平等としたならば治まりが付かぬ。職員間でも今年師範を出た者も十年前の卒業生も、又學識、徳行、勤勉に於いて勝れた者も然らざる者も一切無差別平等に取扱ふのは學校の秩序を保つ所以でない。若し此教員は郡長の縁邊又は縣有力者の子弟である、此男を奉つて置かぬと自分に不利益を來すとてその取扱を異にするのは不當である。現實行はれて居る社會、國家、家庭一切のものは此比例的取扱の上に立たねばならぬ。されど其背後には絶對的平等は失はれずして寧ろ其地盤をなして居る。比較的平等の事は古くから言つてゐる、かのアリストートルが言つて居る、「比例的平等が眞の平等である」と。之は全く其通りである。

實質上の公平 比例的平等は眞の平等であるが、今一つは實質上の公平といふ事である。實質上の價值をつける上に於いての公平である。不公平な事をする、と不平を起し、平等の要求となつて表はれる。先づ第一に賤民と自由民との關係、昔日本にあつたトモミ、部曲、之を自由民と異つた者として取扱ふ。政治上、社會上、

甚しきは産業上の取扱までも別にする。そこで彼等には同じ人間であれば平等に扱へとの要求が起る。今日では特殊部落と平民との關係は理論上より言へば平等な事は分つて居るが、只感情上の問題である。特殊部落民も平民も同等であるが、特殊なる名稱を與へて之を差別するのは不公平なりとし、何かにつけて不平を起し、學校關係の如きに於いてもうるさい問題が少くない。滋賀縣の如き昨年其例があつた。それは要するに實質上の公平が保たれて居ないからである。之は西洋に於いても昔からあり又近代迄あつた。奴隸賤民の如きも區別する必要はない。人種關係に就いても平等觀はお互に日本人には痛烈になつて來た。皮膚の黄色なるが故に白色人より排斥される不公平な事を痛切に感じて居る。皮膚色の相異は決して人間に差異を與へるものでない。然るに彼等は門戸を閉鎖してしまつた。當方で亞細亞人の亞細亞といふと、機會均等、門戸開放と迫つて來る。男女の關係も男と女とが人間としての實質上に何等の相異は無い。男女各特長特質ある事は事實であり、女がそのまゝ男でなく、男がそのまゝ女でない事は明かであるが、各其長短が相合して全き一の者となるので、完全な各片割の一である。

見て可い、二つ合して初めて圓滿具足した人となるのである。それを或は産業上政治上或は教育上差別付けることは、差別を立てられる方から言へば不平になつて來るに違ひない。女の方を拘束すれば女の方に不平が起るに相異ない、是が所謂實質上の平等である。而して實質上の平等が認められ取扱上比例的平等になるに至り、社會の秩序平和が現はれて來る。凡そ物平を得ざれば鳴るといふ。實質上の公平が認められ取扱上の公平が認められて居れば、決して鳴るものでない。

三 正義

正義の意義 正義觀念は東西共に古來より今日に至るまで、繰り返さるゝ道徳觀念で、殊に此度の戦争の結末をつけるに方り、又戦争の開始した時から結末をつける迄に、世界の人々は人道と共に正義を叫んで居る。然らば其の謂ふ所の正義とは何ぞやと反問すると、之に對し明答し得るものは十人に一人位であつて、正義の意義は或意味から言へば分らぬ。併し或意味より言へば、かなりの處までは言はれる様に思ふ。それは

(一)適法 商人が不正樹で物を賣つたとする。樹量は國家の檢定を經た正しき樹量を賣るべきであるに拘らず、彼は法に背き樹に仕掛をしたとする。かゝる法に適はない事をした時は之を不正と言ふのである。又兵役に服するのが厭さに一時的に假病を作りて徴兵検査に不合格になる様に試みたとせば、之は不正義をしたといふ事になる。或は議員候補者が贈賄、買収脅迫をして投票させたとせば、之は不正義といふ事になる。即ち國法に従ふのが正義とするものである。

(二)比例 之は前の公平と同様であつて、吾々は差別の見地より比例的に取扱ふのが正義である。同じ働くにも怠けて十二時間働くのと眞面目に十二時間働くのと大に趣を異にするのであり、技術の巧拙其他にも比例して其取扱を異にして行くのが正義であるとするものである。

(三)無偏頗(公平) Impartiality 即ち公平無私である。人種によりて差別し、上天より授けられた地球を白人自ら占領し、黄人の住むべき場所を無くするのは、不正義の行爲である。若し彼等が、モンロー主義若しくは白人濠洲主義を主張するならば、支那は亞細亞人の支那でなくてはならぬ。日本の如き人口密度の濃厚な所

より加州の如き人口密度の稀薄な所へ行くのは impartial である。

(四)平等 は第二項に説明せる取扱上の平等、實質上の平等の二に分たる。

正義を分析すると先づ此位で盡きて居ると思ふ、それで正義と云ふ語は Justice の翻譯語として使つて居る。今分析した四つの意味は Justice の分析語である。されど正とか義とか言ふ語は、儒教上にも使はれて居る、従つて我々の言ふ正義には漢字の正義を加味させて居る所が無いではない。漢字の正とは徂徠の循先王之道である。循先王之道は Ideal Law (理想的法) Positive Law (具體的法) の何れをも含んで居る。之はやがて適法の意味である。義は儒教の二大根本觀念の一である仁と義との義である。論語にも孟子にも殊に多く出て居る。この義に就いては一昨年の東京の「哲學雜誌」に服部教授の「儒教に於ける義の説明」に詳しく説かれてゐる。かく古典的の意味を練り上げて、博く愛する仁と云ふ、行而之を宜しうする義といふ、と韓退之が言へるもので略々説明が盡きて居る。仁のみでは無差別平等になり易い、墨子の所謂兼愛といふ事になり、外來思想より言へば、佛教の淨圖子の無差別平等の愛となる。併し自分の親を愛することより他人へ、近きより

遠きへ、親より疎への順序を立てねばならぬ。均しく仁を施すに方りても、理想的愛即ち仁を遠近、親疎と差別ある現實の世に行うて宜しうするが義である。然らば此義には適法、比例、公平の何れをも含んで居る。兎に角意味は色々あるにしても、今日吾々が翻譯語として表はせる觀念も亦正及仁なる東洋倫理にある觀念も略々似た様なものである。ミルの分析は六となつて、適法を現實のものに従ふのと理想のものに従ふのとの二とし、比例の次に「約束を守る」を加へて居る。

正義觀念の變遷 正義の意味は、個人的見解、團體的見解の二つの觀方があると云ふ風に分けて、正義の意味を理解せしめると、意義が明瞭に分つて來る。個人的見解とは第一講に於いて自然權利、天賦人權を話したが、人間には生れながら天から授けられた權利がある、生命保存、勞働、財産の權利の如き之であるとすると、即ち正義の個人的見解である。正義とは外ではない、人々に與へられて居る天然自然の權利を互に尊重して、毫も相侵さぬ様にするのが正義である。處が今日法律で定められた一切の權利は、自然權利論より言へば、自然權利が基礎となり標準となりて、實際の今日の社會に適應させる様に出來て居る。之が、今日我々の公法

上、私法上乃至政治上、社會上の權利である。天賦の人權を侵害せず、一切の法に與へられた個人の權利を侵害せぬのが正義であるとするのが、個人的の見解である。併し此の世の中に多數の人間が錯綜して生活する爲、動もすれば、自己の權利を侵すものが生ずる。正義は人間が團體生活をするにあらざれば表はるゝものでない。それで團體は若し不都合な者があつた場合之を取締る方法を考へた。此團體は國家である故に、國家は個人の天賦の權利をより安全に保證し、保護し、若し不逞のものありて、之を侵す者に對しては、嚴重に制裁し、以て社會の安寧秩序の保護を以て任務とする。即ち國家は個人の權利を安全に保證する爲に生れたる個人の道具機關である、國家はそれ自身何等目的がない、約言せば國家は其國民間に於ける正義の維持者として意味を有する。之が爲に裁判所、監獄、警察、軍隊、司法行政上の費用が要る、此費用を正義の費用と稱する。之は個人が自己の權利の安全費用として支拂ふと言ふのが、個人的見解である。又各個人が世界の何れの處に出でて働くも皆個人の權利である。之を保護するのが國家の任務なりとする。或は勞働者の權利を十分に認めさせる様にするのが正義なりとするのも個人的